

平生町告示第64号

2019年第1回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成31年2月26日

平生町長 浅本 邦裕

1 期 日 平成31年3月8日

2 場 所 平生町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

中村 武央君

中本 敦子さん

松本 武士君

村中 仁司君

中川 裕之君

河藤 泰明君

湊上 正博君

細田留美子さん

河内山宏充君

平岡 正一君

岩本ひろ子さん

福田 洋明君

---

○応招しなかった議員

---

---

2019年 第1回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成31年3月8日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成31年3月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成30年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成30年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 2019年度平生町一般会計予算
- 日程第11 議案第7号 2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第12 議案第8号 2019年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 2019年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 2019年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 2019年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平生町地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第14号 平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第19号 平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 平生町勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例
- 日程第25 議案第21号 平生町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第22号 平生町空家等対策の推進に関する条例

- 日程第27 議案第23号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例  
日程第28 議案第24号 平生町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例  
日程第29 議案第25号 平生町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例  
日程第30 議案第26号 ひらお特産品センターに係る指定管理者の指定について  
日程第31 議案第27号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同  
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について  
日程第32 議案第28号 山口県市町総合事務組合の財産処分について  
日程第33 議案第29号 平生町老人福祉センター等に係る指定管理者の指定について  
日程第34 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑  
日程第35 予算特別委員会の設置  
日程第36 委員会付託
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 行政報告  
日程第5 議案第1号 平成30年度平生町一般会計補正予算  
日程第6 議案第2号 平成30年度平生町下水道事業特別会計補正予算  
日程第7 議案第3号 平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算  
日程第8 議案第4号 平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算  
日程第9 議案第5号 平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
日程第10 議案第6号 2019年度平生町一般会計予算  
日程第11 議案第7号 2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算  
日程第12 議案第8号 2019年度平生町下水道事業特別会計予算  
日程第13 議案第9号 2019年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算  
日程第14 議案第10号 2019年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算  
日程第15 議案第11号 2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算  
日程第16 議案第12号 2019年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算  
日程第17 議案第13号 平生町地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例  
日程第18 議案第14号 平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例  
日程第19 議案第15号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第20 議案第16号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例  
日程第21 議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第22 議案第18号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
日程第23 議案第19号 平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例  
日程第24 議案第20号 平生町勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例  
日程第25 議案第21号 平生町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例  
日程第26 議案第22号 平生町空家等対策の推進に関する条例  
日程第27 議案第23号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例  
日程第28 議案第24号 平生町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例  
日程第29 議案第25号 平生町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例  
日程第30 議案第26号 ひらお特産品センターに係る指定管理者の指定について  
日程第31 議案第27号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同  
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について  
日程第32 議案第28号 山口県市町総合事務組合の財産処分について  
日程第33 議案第29号 平生町老人福祉センター等に係る指定管理者の指定について  
日程第34 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑  
日程第35 予算特別委員会の設置  
日程第36 委員会付託

---

出席議員（12名）

1 番 中村 武央君	2 番 中本 敦子さん
3 番 松本 武士君	5 番 村中 仁司君
6 番 中川 裕之君	7 番 河藤 泰明君
8 番 渕上 正博君	9 番 細田留美子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君                      書記 天艸裕太郎君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	副町長	吉賀 康宏君
教育長	新田 保弘君	会計管理者	中本 靖則君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			羽山 敦紀君
地域振興課長	藤田 衛君	税務課長	岡村 茂樹君
健康保険課長			田代 信忠君
産業課長兼農業委員会事務局長			田坂 孝友君
建設課長			高岡 浩行君
教育次長兼学校教育課長			角田 光弘君
社会教育課長	兼末 仁君	総務課財務班長	久保 秀幸君

午前9時00分開会・開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより2019年第1回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において岩本ひろ子議員、中村武央議員を指名いたします。

**日程第2. 会期の決定**

○議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの12日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、12日間と決しました。

**日程第3. 諸般の報告**

○議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配布しております議会日誌、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告、並びに地方自治法第119条第9項の規定による平成30年度定期監査報告及

び地方自治法第121条第1項による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告をもって諸般の報告といたします。

---

#### 日程第4. 行政報告

○議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告を行います。

町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

正月からあつという間に時が過ぎ、すでに年度末の3月を迎えております。

元旦には、大星山の「初日の出を迎えよう」の行事に初めて参加させていただきましたが、神々しい中にも穏やかな暖かい日の出を迎えることができ、感動の初日の出を拝むことができました。

今年1年が本町にとって飛躍の年となることを願いながら、ご来光を目に焼き付けると同時に、よいスタートが切れたと感じたところであります。

2月19日には、山口県を含む九州北部地方で春一番が観測され、3月に入ってから寒さも和らいでまいりました。

そうした最中、2019年第1回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、多数のご出席を賜り、誠にありがとうございました。

このたびの本定例会にご提案いたします議案は、平成30年度補正予算5件、2019年度予算7件、条例13件、事件4件、同意2件でございます。

それではまず、国政につきまして、御報告を申しあげたいと思います。

我が国経済は、緩やかに回復しているということではありますが、先行きについては、米中貿易摩擦の長期化や、今秋の消費税増税を控え、不透明感は強まっています。

こうした情勢の中、一般会計の総額が101兆4,571億円と過去最大となる国の2019年度一般会計予算案が、3月2日未明の衆議院本会議において可決され、参議院に送られたところであり、憲法の規定により、今年度中の成立が確実となっております。

次に、県の予算についてであります。

山口県は、2月12日に新年度予算案を発表いたしました。

村岡知事は会見において、厳しい財政状況に触れ、限られた中で最大限に有効活用できるかを考えていかなければいけないと行財政構造改革の推進にも触れています。

一般会計は総額6,854億2,700万円で、前年度予算と比べ1.8%の増加となっており、4年ぶりのプラス予算となっております。

以上、国や県の状況ではありますが、本町の予算編成について申しあげます。

このたび、定例会資料といたしまして、2019年度当初予算の概要を別冊として作成し、添付させていただいておりますが、その中において予算編成方針を掲載しておりますので、その内容に沿って説明させていただきたいと思っております。

このたびの予算編成につきましては、第四次平生町総合計画後期基本計画の基本構想に掲げる町の将来像「人とまち『きずな』でつなぐ元気な平生」の実現に向けた取り組みを進め、すべての世代が安心して安全に暮らすことができるまちを目指して、施策を展開していきます。

また、平生町まち・ひと・しごと創生総合戦略、未来戦略は、最終年度を迎え、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現するとともに、本町が持つ魅力を最大限に引き出し、真に住み続けたい、住んでみたいと思えるまちづくりを進めていきます。

新庁舎建設、公共施設の長寿命化対策、社会保障関係経費等、財政運営は引き続き厳しい状況ではありますが、財政健全化に配慮しつつ、限られた財源の中で町が抱えるそれぞれの分野における諸課題の解決に向けて、創意工夫と柔軟な発想により効率的に事業を推進し、その効果を高め、未来へつなぐ町財政運営を行う必要があります。

以上のことから、新年度の予算編成テーマを「いきいき住みよい安心して安全なまちづくり」と定め、取り組みを進めてまいりました。

このテーマに沿って、5つの基本目標を掲げ、それぞれに基本政策を示して内容を構成しております。

まず、1つ目の基本目標については、「みんなの笑顔が輝くまち」を掲げ、基本政策としては、「安心して出産や子育てができるまちづくり」、「子どもたちの笑顔が輝くまちづくり」、そして「生きがいに満ちたまちづくり」としています。

次に、2つ目の基本目標については、「快適で住みよいまち」を掲げ、「安全な生活を守るまちづくり」、「暮らしやすいまちづくり」としています。

次に、3つ目の基本目標については、「健やかで安心して暮らせるまち」を掲げ、「安心して暮らせるまちづくり」、「健康に暮らせるまちづくり」としています。

次に、4つ目の基本目標については、「活気に満ちた明るいまち」を掲げ、「活力ある産業を育むまちづくり」としています。

次に、5つ目の基本目標については、「一人ひとりが主役のまち」を掲げ、「協働のまちづくり」、「住民に開かれた行財政運営によるまちづくり」として、それぞれに取り組んで参ります。

以上、5つの基本目標と基本政策について申しあげましたが、のちほど、議事日程に基づき、新年度予算のところにおいて、それぞれ個別にご説明申しあげたいと存じます。

次に、12月定例会以降の諸般のことを中心に、行政報告として触れてみたいと思っております。

まず、新庁舎整備への取り組みについてであります。

昨年の6月以降、町長選挙の関係で、新庁舎整備調査特別委員会での協議がストップしており

ましたが、今年の1月15日に、同特別委員会を開催していただきました。

同委員会におきましては、6月以降の経過や状況報告をさせていただき、今後の取り組みについては、測量業務に着手するというご理解をいただいたところであります。

今後におきましては、新年度予算にも計上させていただいておりますが、特別委員会においても資料をお示ししながら協議をさせていただき、今後、住民説明会等を実施していきたいと思っておりますが、住民の声も受け止めていきながら、議会との合意形成を図り、新庁舎整備を着実に進めていきたいと考えております。

次に、最高裁判所裁判官の国民審査における投票用紙の保管に関する件であります。

他府県の市町村選挙管理委員会において、最高裁判所裁判官の国民審査等の投票用紙を保存期間満了前に誤って廃棄していた事例があり、県内の市町村選挙管理委員会における保存状況の調査が、山口県選挙管理委員会により実施され、公表されたところであります。

本町の選挙管理委員会におきましては、保存期間について、最高裁判所裁判官国民審査法に規定する10年間であるべきところを、公職選挙法の規定による保存期間である任期の期間であるとの誤った解釈により、廃棄をしていたものであります。

本年1月10日付けの山口県選挙管理委員会からの通知を受け、私のほうからも選挙管理委員会の職員に対して、今後においては、法律の規定に基づき、選挙に係る書類を適切に保存し、選挙の管理執行に万全を期していくことを改めて求めたところであります。

次に、行政協力員アンケート調査についてであります。

今年度も行政協力員アンケートを149自治会の行政協力員さんに対して、昨年の秋に実施いたしました。これは、町内の自治会の組織運営や活動内容に関する実態を把握し、今後の自治会活動の参考とし、自治会活動の活性化に役立てることを目的としているものであります。回収率につきましては、128自治会から回答をいただきまして、85.9%となっております。

この調査結果として、自治会長の年齢60歳以上が約7割という結果となっております。また、記述式の意見内容においては、意見や要望として32項目の記載がありました。コミュニティ協議会との協働につきましては、防災訓練や清掃活動などが大半を占め、64.8%の方がコミュニティ協議会主催の行事や事業に参加したことがあると回答しています。

その他の自由意見では、ご意見のほとんどが、高齢化対策、人口減対策、空き家対策、農地の荒廃など、自治会における差し迫った課題や現状が寄せられております。このアンケート内容につきましては、私をはじめ、職員で内容を共有し、また、自由意見のあった行政協力員の方にはこちらからの説明や回答をさせていただきます。お寄せいただきました貴重なご意見に対し、すぐ対応できるものや難しいものもありますが、行政協力員の皆様との情報交換ができたものと思っておりますし、一定の成果があったものと考えております。

なお、この内容につきましては、広報やホームページに掲載し、周知をしていくこととしてお



ります。

以上、12月定例会以降の主なことについて、行政報告として報告をさせていただきました。

○議長（福田 洋明君） 次に、教育行政に関する報告を教育長に求めます。新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） それでは12月定例議会以降の教育行政についての進捗状況や経過について御報告申しあげます。

まず、学校施設等への空調機設置について御報告申しあげます。

昨年、9月議会において補正予算の御議決をいただいた平生幼稚園、佐賀小学校、平生小学校及び平生中学校の空調機設置工事につきましては、受電設備の工事等の関係で施設により工事の進捗に差はありますが、佐賀小学校は1月中旬、平生小学校は2月上旬、平生幼稚園は2月下旬から供用開始しております。平生中学校につきましては3月下旬に完了予定でございます。今後も快適な教育環境の整備に努めてまいり、子ども達の学びや育ちを支えてまいりたいと思います。

次に成人式について御報告申しあげます。

平成31年の成人式記念式典を1月13日、日曜日に平生町武道館において行いました。当日は100名の新成人の出席があり、二十歳の誓いの発表や恩師を交えての懇親会、記念写真の撮影を行うとともに、今年度新しい試みとして地域振興課の協力を得て、ふるさと平生の魅力をPRする抽選会や平生町へUターンやIターンされた方など4名からの心温まるメッセージ動画の上映を行ったところです。大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする新成人を祝い、励ますという成人式の趣旨に新成人の平生町への定住につながる取り組みを加えたところです。新成人のみなさんが大きく羽ばたき、活躍してくれることを切に願っているところでございます。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） これをもって行政報告を終わります。

日程第5. 議案第1号

日程第6. 議案第2号

日程第7. 議案第3号

日程第8. 議案第4号

日程第9. 議案第5号

日程第10. 議案第6号

日程第11. 議案第7号

日程第12. 議案第8号

日程第13. 議案第9号

日程第14. 議案第10号  
日程第15. 議案第11号  
日程第16. 議案第12号  
日程第17. 議案第13号  
日程第18. 議案第14号  
日程第19. 議案第15号  
日程第20. 議案第16号  
日程第21. 議案第17号  
日程第22. 議案第18号  
日程第23. 議案第19号  
日程第24. 議案第20号  
日程第25. 議案第21号  
日程第26. 議案第22号  
日程第27. 議案第23号  
日程第28. 議案第24号  
日程第29. 議案第25号  
日程第30. 議案第26号  
日程第31. 議案第27号  
日程第32. 議案第28号  
日程第33. 議案第29号

○議長（福田 洋明君） 日程第5、議案第1号平成30年度平生町一般会計補正予算から日程第33、議案第29号平生町老人福祉センター等に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、これから各議案につきまして順を追ってご説明を申し上げます。

議案第1号平成30年度平生町一般会計補正予算であります。

今回の補正額1,193万4,000円を減額いたしまして、予算総額は50億8,095万9,000円となるものであります。

歳出の主なものより申し上げます。

15ページの情報通信費では、借上に要する経費において、リース期間の短縮や入札減による減額に伴いまして減額いたすものであります。

16ページの財産管理費では、財政基金への積立金を増額いたすとともに、新庁舎整備地質調査委託業務に要する経費を減額いたすものであります。

地域振興費では、ふるさと納税をしていただいた方への返礼に要する経費や新たに地方バス路線維持対策費補助金を計上いたしております。

17ページの賦課徴収費では、委託料におきまして事業費の確定見込みや入札減により、減額いたすものであります。

18ページからの町長選挙費、町議会議員補欠選挙費では、確定により減額あるいは増額いたすものであります。

19ページの老人福祉総務費では、介護保険事業勘定特別会計への繰出金について、主に介護給付費の確定見込みによる減額に伴いまして、減額いたすものであります。

19ページからの福祉医療対策費では、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を保険基盤安定等に要する経費の減額に伴いまして減額いたすものであります。

20ページの児童措置費では、確定見込みによりまして減額いたすものであります。

21ページの予防費では、乳幼児の予防接種の委託料につきまして、確定見込みにより増額いたすものであります。

健康づくり推進事業費では、各種検診に要する委託料につきまして、確定見込みにより減額いたすものであります。

22ページの労働福祉対策費では、県労働福祉金融制度寄託金の貸付金額を確定見込みにより減額いたすものであります。

畜産業費では、畜産経営において、牛舎及び堆肥舎等の改修を行い、生産性、収益性の向上に向けた取組みを実施する畜産クラスター事業への財政支援に要する経費を新たに計上いたしております。

23ページの漁港建設事業費では、漁業集落環境整備事業特別会計の補正に伴いまして、減額いたすものであります。

24ページからの土木総務費では、耐震診断や町営住宅明渡請求に要する委託料の確定見込みによる減額や、住宅・建築物の各種補助金におきまして確定見込みにより減額いたすものであります。

25ページからの道路橋梁新設改良費では、単独町道改良事業費や県事業負担金額の確定見込みによりまして、工事請負費、県道路改良事業負担金をそれぞれ減額いたすものであります。

河川維持改良費、砂防費及び港湾建設費では、県事業負担金額を確定見込みによりまして、それぞれ減額いたすものであります。

27ページからの住宅管理費では、不動産鑑定評価業務委託料の確定見込みによる減額と、工事請負費の町営住宅解体事業費等の確定見込みにより減額いたすものであります。

28ページの下水道整備費では、下水道事業特別会計の補正に伴いまして、繰出金を減額いたすものであります。

32ページの災害復旧費では、農林水産施設と公共土木施設の単独事業費において計上替えいたすものであります。

公債費の元金につきましては、利率見直しに伴い増額いたすものであり、利子につきましては、償還額の確定に伴い減額いたすものであります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

10ページの地方交付税では、交付額におきまして、調整されていた減額分が国の繰越金により調整額が復活することとなり、計上いたすものであります。

13ページにかけての国庫支出金、県支出金につきましては、歳出においてご説明いたしました事業に伴います特定財源であります。

確定見込みによりまして増額又は減額をいたす他、国の補正予算に係る畜産クラスター事業費分を追加計上いたしております。

13ページの寄附金につきましては、ふるさと納税の増額に伴い計上いたすものであります。

諸収入では、雑入の市町村振興宝くじ交付金につきましては、宝くじの売上金が配分されるものでありまして、町単独事業費への財源とするものであります。

14ページの町債では、対象となる経費や事業費の確定見込みによりまして、減額又は増額をいたしております。

前に戻りまして、5ページ、第2表の繰越明許費につきましては、総務管理費の新庁舎整備事業測量調査事業費などに要する経費を2019年度へ繰り越すものであります。

6ページの第3表、債務負担行為補正では、要緊急建物耐震化事業として、不特定多数の人が利用する大規模建築物の耐震改修事業者に対する財政支援措置を講じておりましたが、今現在における事業の進捗を踏まえ、債務負担行為の設定を廃止することといたしました。

7ページの第4表、地方債補正につきましては、先ほどの歳入でご説明いたしました地方債の減額または増額によりまして、起債額を変更いたすものであります。

なお、34ページから36ページに給与費明細書、37ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第1号平成30年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号平成30年度平生町下水道事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

今回の補正額110万円を減額いたしまして、予算総額は6億4,707万5,000円となるものであります。

歳出につきましては、8ページでございます。

下水道管理費の委託料につきましては、確定見込みにより減額いたすものであります。

公債費の利子につきましては、償還額の確定に伴い減額いたすものであります。

歳入につきましては、7ページでございます。

一般会計繰入金は、下水道管理費や公債費の確定見込みにより、減額いたすものであります。

4ページの第2表繰越明許費につきましては、公共下水道整備事業につきまして、2019年度へ繰り越すものであります。

続きまして、議案第3号平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算につきましてご説明申しあげます。

今回の補正額283万円を減額いたしまして、予算総額は1億486万3,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。

漁業集落排水施設管理費の工事請負費につきましては、公共ます設置、処理施設機械設備改修、マンホールポンプ自動通報装置改修に要する経費を減額又は増額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページでございます。

一般会計繰入金は、歳出における事業費の確定見込みにより減額いたすものであります。

続きまして、議案第4号平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算につきまして、ご説明申しあげます。

今回の補正額5,435万円を減額いたしまして、予算総額は14億3,414万3,000円となるものであります。

歳出につきましては、10ページからでございます。

10ページからの介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、特定入所者介護サービス費は、給付見込みによりまして減額又は増額いたすものであります。

13ページからの地域支援事業費につきまして、介護予防・生活支援サービス事業費、包括的支援事業費では、事業費見込みによりまして減額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページからでございます。

6ページの介護給付費国庫負担金は、介護給付費の見込みに伴いまして、減額いたすものであります。

国庫補助金の調整交付金につきましては、介護給付費の見込みにより、減額いたすものであります。

地域支援事業交付金につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費、包括的支援事業費の減額に伴い、減額いたすものであります。

保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止などへ取組みを推進するため平成30年度に新たに創設された交付金であります。

7ページの支払基金交付金につきましては、介護給付費と地域支援事業費の減額に伴いまして、減額いたすものであります。

県負担金につきましては、介護給付費の見込みに伴いまして、減額をいたすものであります。

8ページにかけての県補助金につきましては、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業費、包括的支援事業費の減額に伴い、減額いたすものであります。

8ページの一般会計繰入金につきましては、介護給付費、地域支援事業費の減額に伴い、減額いたすものであります。

9ページの介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費、地域支援事業費の減額に伴い、減額いたすものであります。

続きまして、議案第5号平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正額402万9,000円を減額いたしまして、予算総額は2億4,186万4,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険基盤安定等に要する経費を減額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページでございますが、歳出の減額に伴い、一般会計繰入金を減額いたすものであります。

続きまして、議案第6号2019年度平生町一般会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、議案とともに、2019年第1回平生町議会定例会資料をお配りいたしておりますが、この資料の2ページに前年度との款別比較、並びに3ページに予算節別分析を記載しておりますので、予算書とあわせてご覧いただきたいと思っております。また、当初予算の概要を別冊にてお配りしておりますのであわせてご覧いただきたいと思っております。

一般会計の予算総額は49億7,200万円でありまして、前年度比1億7,600万円、3.7%の増加となっております。

それでは、主要事業や新規事業を中心に歳出からご説明を申し上げます。

37ページからであります。

37ページからの議会費につきましては、6,381万7,000円で前年度比305万7,000円、5.0%の増加であります。

39ページからの総務費は、8億5,520万6,000円で前年度比3,432万7,000円、4.2%の増加となっております。主な要因といたしましては、新庁舎整備関連経費の計上や佐合島浮棧橋整備事業費が増加したことによるものです。

一般管理費では、研修経費として自治大学校での研修を受講する経費を計上いたしております。

42ページからの情報通信費では、社会保障・税番号制度システム改修費や住民情報システム改修業務委託として主に改元に伴うシステムの改修に要する経費を計上いたしております。

44ページからの財産管理費は、新庁舎整備に関連した基本設計業務と地質調査業務に要する経費を計上いたしております。

また、ブロック塀や町有建物の安全対策として旧平生保育園のブロック塀改修事業や町有建物の解体に要する経費を計上いたしております。

さらに、新庁舎整備や公共施設の老朽化対策の財源確保として公共施設建設基金への積立金を計上いたしております。

46ページからの地域振興費では、地域活動を行いながら、地域力の維持・強化に取り組む経費として地域おこし協力隊員の活動に要する経費や、「平生町参加と協働のまちづくり条例」を具現化させる取組みとしての「協働推進プラン」に基づき、地域の課題解決や地域力の向上に取り組む活動を支援し、コミュニティ協議会への支援に係る経費と地域の実情や課題を把握し、地域の維持及び活性化に必要な施策を実施するため、集落支援員の配置に要する経費等を計上いたしております。

また、起業支援事業及び若者が定住する際、住宅購入費用を助成する若者定住促進住宅補助事業等の移住・定住促進に要する経費を、引き続き計上いたしております。

さらに結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新生活の費用を一部支援し、若者夫婦の定住を促進する経費を計上いたしております。

ふるさと納税につきましては、専用ポータルサイトの活用やクレジット決済に係る経費を引き続き計上いたしております。

新規事業として、佐合島島民の唯一の生活交通であります渡船の船着き場の浮棧橋が老朽化しており、安全対策と利便性を向上させるため、県補助金を活用して浮棧橋を整備する経費を計上いたしております。

総合計画及び未来戦略の新しい計画策定にあたり、町の現況基礎データを収集、分析するとともに、アンケート調査に要する経費を計上いたしております。

また、国、県と連携して東京圏からU J Iターン及び地方の中小企業等への就職を促進するため、移住に要する経費の一部を補助することで町内への転入増加を図る移住支援事業に要する経費を計上いたしております。

さらに、ひらおファンクラブ会員の拡大と本町との絆を強めることを目的として、「ひらおファンクラブ交流会」の開催に要する経費を計上いたしております。

49ページの交通安全対策費では、地域の安全対策としてカーブミラーやガードパイプの整

備に要する工事請負費や街路灯設置費補助金を計上いたしております。

5 1 ページにかけての地域交流センター運営費は、新規事業として、県の地域運営・交流等拠点整備支援補助金を活用した宇佐木地域交流センターの外壁等の改修に要する経費を計上いたしております。地域交流センターの環境整備を行い、引き続き地域づくりの支援をしてまいりたいと考えております。

2 0 1 9 年度から勤労青少年ホームは、平生まち・むら地域交流センターとして管理運営を行うことから、管理費や塀の安全対策としてブロック塀改修に要する経費を計上いたしております。

5 2 ページからの賦課徴収費は、町税計算業務や滞納者の滞納処分に要する経費等を計上いたしております。新規事業として、スムーズな確定申告相談や住民税の賦課に関する一連の事務の効率化を図るため、申告支援システムの導入に要する経費を計上いたしております。

5 4 ページからの戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳ネットワークシステムと戸籍システムの更新に要する経費を計上いたしております。

また、引き続き社会保障・税番号制度に関連した通知カード・個人番号カードの交付事務に係る経費を計上いたしております。

5 6 ページから 5 8 ページまでの選挙費では、2 0 1 9 年度に予定されております参議院議員選挙費などを計上いたしております。

5 9 ページの統計調査費では、主な統計調査として、農林業センサス、全国消費実態調査に要する経費を計上いたしております。

6 1 ページからの民生費は、1 6 億 3, 9 7 4 万 7, 0 0 0 円で前年度比 1 億 1, 2 9 9 万 7, 0 0 0 円、7. 4% 増加しております。

プレミアム付商品券発行事業が消費税増税対策として実施されることに伴いまして増加していることが主な要因であります。

6 1 ページの社会福祉総務費では、社会福祉協議会への補助金として、福祉活動専門員、地域福祉権利擁護事業の活動費等に要する経費を計上いたしております。

その他、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金の計上が主なものであります。

6 2 ページからの老人福祉総務費では、平生町社会福祉協議会が重度要介護状態の高齢者や障がい者の受け入れを行う通所介護施設を建設されるにあたり、建設資金の借入金を財政支援する補助金を計上いたしております。

その他、介護保険事業勘定特別会計への繰出金の計上が主なものであります。

6 4 ページの福祉医療対策費では、一定の要件に該当する児童を対象に、保険適用医療費の自己負担分を助成する経費を計上いたしており、医療費助成対象を小学校 3 年生から 6 年生までに拡充いたしております。



また、継続事業といたしまして、後期高齢者医療制度の被保険者を対象として、人間ドックの費用助成のための経費を計上いたしております。

その他、後期高齢者医療療養給付費負担金や後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

65ページから66ページにかけての障害者福祉費では、障害福祉サービス費負担金及び障害児給付費負担金が予算額の8割以上を占めており、日常生活支援事業や意思疎通支援事業の他、日常生活用具給付等の所要額を計上いたしております。

67ページのプレミアム付商品券発行事業費では、非課税世帯と0歳から2歳児のいる世帯を対象とするほか、年金の低所得者受給者も対象となり、上限額2万円に対して25%の商品券が付与される事業であり、所要の額を計上いたしております。

68ページからの児童環境づくり推進事業費では、引き続き児童クラブ事業や子育て支援センター事業の運営費を計上いたしております。

また、5年ごとに見直しをしております子ども・子育て支援事業計画の策定に要する経費を計上いたしております。

69ページの児童措置費では、児童手当として、所要の額を計上いたしております。

71ページにかけての保育所運営費では、町立佐賀保育園の運営費と法人保育園保育委託料が主なものであります。

また、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図るため病児・病後児保育事業に要する費用についても、引き続き計上いたしております。

73ページからの衛生費は、3億1,261万4,000円でありまして、前年度と比較して3,774万2,000円、10.8%の減額となっております。主な要因といたしましては、清掃処理施設の解体費を含めた経費として周東環境衛生組合への負担金が減額したことによるものです。

73ページの保健衛生総務費では、柳井地域広域救急医療事業や救急告示病院運営費、柳井医療圏救急医療施設運営費の負担金等を計上いたしております。

また、周産期医療を担う総合病院に補助する費用を引き続き計上いたしております。

さらに、県が事業主体となり、救急車の適正な利用や救急医療機関の負担軽減などを目的として電話相談事業を実施する救急安心センターの運営に要する経費を新たに計上いたしております。

74ページからの母子衛生費では、継続事業といたしまして、乳幼児健康診査や妊婦健康診査の所要の額を計上いたしております。

また、柳井医療圏内の分娩を取り扱う病院の産科医等の処遇改善を通じて、急激に減少している産科医等の確保をするための補助金を、引き続き計上いたしております。

さらに、妊娠期から子育て期にわたり総合的相談支援を行う、子育て世代包括支援センターの運営に要する経費を引き続き計上いたしております。

安心して子育てができる支援体制の充実を図る妊娠・出産包括支援事業と産後の初期段階における母子に対する支援体制を強化するため産婦健康診査事業に要する経費を計上いたしております。

75ページからの予防費では、各種予防接種に係る所要の経費を計上いたしております。新たな取り組みとして、風しんの罹患者数が増加しており、抗体保有率が低い一定の年齢の男性に対し、感染症予防対策として抗体検査の受診や定期接種を実施する経費を計上いたしております。

76ページの健康づくり推進事業費では、継続事業といたしまして、各種検診事業やがん検診事業などの所要の額を計上いたしております。新たな取り組みとして、若い世代、20歳から39歳までの人を対象に定期的な健康診断の受診に対する勧奨を行うとともに、健康意識の高揚を図る所要の経費を計上いたしております。

77ページからの環境衛生費では、浄化槽設置整備事業費補助金等を計上いたしております。また、高須、八海花壇において花壇整備用として国道敷地内に設置しておりました給水管を撤去する所要の額を計上いたしております。

78ページの環境保全費では、全国的に深刻化している空家問題について、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するために、空家等対策審議会と名称を変更し委員報酬を引き続き計上いたしております。

79ページにかけての清掃費では、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合への負担金が主なものであります。

80ページの労働費は、426万4,000円でありまして、638万6,000円、60.0%の減少となっております。主な要因といたしましては、勤労青少年ホーム運営費が地域交流センター運営費と社会教育総務費にわかれ、廃目となったことによるものであります。

81ページからの農林水産業費につきましては、2億6,354万8,000円でありまして、前年度比1,461万6,000円、5.9%の増加となっております。主な要因といたしましては、ため池緊急防災体制整備促進事業費の増額によるものであります。

82ページの農業振興費では、農業振興地域整備計画付図作成業務に要する経費や新規就農に必要な技術習得のための研修を受講する人に財政支援を行う就農前準備研修事業に要する経費を計上いたしております。

また、継続事業として、ジャンボタニシ防除支援対策事業、ミカンバエ防除支援対策事業等への補助金を計上いたしております。

83ページからの土地改良事業費では、主のため池緊急防災体制整備促進事業に要する経費

を計上いたしております。

86ページの林業総務費では、被害防止計画に基づき、住宅地に出没したイノシシなどの緊急時の対応や、わな猟捕獲者への安全、技術指導などを行う鳥獣被害対策実施隊に要する経費を引き続き計上いたしております。

また、やまぐち森林づくり県民税関連事業を活用し、町内の繁茂竹林を伐採する経費を助成する費用を引き続き計上いたしております。さらに、農産物等への被害防止のため、有害獣防除柵等設置事業、鳥獣被害防止対策事業の補助金等の所要額を引き続き計上いたしております。

87ページからの水産業振興費では、新たな取組みとして、漁業研修終了後、漁業経営を始めた就業者に財政支援を行う所要の経費を計上いたしております。

また、水産振興対策事業費として、種苗の放流事業、アサリ母貝団地保全及び新規漁業就業者募集活動等にかかる経費を引き続き助成することとしております。

88ページからの漁港建設事業費では、漁港海岸保全施設整備事業として浜田地区と小森地区の胸壁工事に係る経費を計上いたしております。

また、浜田地区における物揚場の改修に要する水産物供給基盤機能保全事業費を計上いたしております。

その他、漁業集落環境整備事業特別会計への繰出金が主なものであります。

90ページからの商工費は、3,116万5,000円でありまして、1,033万8,000円、49.6%の増加となっております。主な要因といたしましては、イタリアーノひらお推進事業費の増額によるものであります。

90ページの商工振興費では、平生町商工会への補助金として商工振興対策費やひらお産業まつりへの補助金等の所要額を引き続き計上いたしております。

また、質の高い消費相談が受けられることを目的に、1市4町で広域的に消費生活相談窓口を設置することに伴う広域消費生活センター運営費の他、国の半島振興広域連携補助事業を活用し、柳井地区広域一体となった労働・観光等の取組みに関する経費を引き続き計上いたしております。

92ページにかけての観光費では、広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会負担金として、広島広域都市圏での取組みに要する所要額を引き続き計上いたしております。

新規事業として、オリーブの特産品開発に向けた取組みやイタリア関連の独自イベントの開催などへの取組みに要する経費を計上いたしております。

93ページからの土木費は、5億4,020万5,000円でありまして、前年度比1,312万8,000円、2.4%の減少となっております。主な要因といたしましては、要緊急建物耐震化補助事業、橋梁点検事業などに要する経費の減少によるものであります。

93ページからの土木総務費では、継続事業として、土砂災害特別警戒区域における土砂災

害対策改修補助事業、がけ地近接等における危険住宅の移転補助事業などに要する経費を計上いたしております。

94ページからの道路橋梁維持費では、新規事業として、平生小学校前の老朽化した横断歩道橋を撤去する所要の額を計上いたしております。

95ページの道路橋梁新設改良費では、主に単独町道改良事業の所要の額を計上いたしております。

96ページの河川維持改良費につきましては、単独河川改修事業に要する経費を計上いたす他、継続事業として、大内川総合流域防災事業などの県への負担金を計上いたしております。砂防費では、自然災害防止事業の県への負担金を計上しております。

98ページの港湾建設費では、港湾整備事業元利償還金に係る負担金のほか、港湾整備事業の県への負担金を計上いたしております。

99ページの下水路費では、単独下水路改修事業に要する経費を計上いたしております。

100ページにかけての住宅管理費では、継続事業として用途廃止した住宅3戸の解体経費を計上いたす他、設置してから一定の年数が経過した町営住宅の火災警報器を新しい機器へ更新するための経費を計上いたしております。

新規事業として、磯崎団地の屋根、外壁を改修し、長寿命化を図る取組みに要する経費を計上いたしております。

101ページの下水道整備費では、下水道事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

102ページからの消防費は、2億7,038万5,000円でありまして、前年度比106万9,000円、0.4%の増加となっております。主な要因といたしましては、柳井地区広域消防組合への負担金の増額によるものです。

102ページからの非常備消防費では、消防団員安全装備品整備等助成事業に要する経費を計上しております。

104ページにかけての消防施設費では、柳井地区広域消防組合への負担金が主なものであります。

また、消防ポンプ積載車の購入に要する経費を計上いたしております。

105ページからの教育費は、3億6,146万6,000円でありまして、前年度比7,167万8,000円、24.7%の増加となっております。主な要因といたしましては、武道館屋根改修事業費や中学校整備事業費の増額によるものであります。

105ページからの事務局費では、引き続き、児童生徒の1人ひとりが豊かな学校生活を過ごせるように支援する学校支援員の配置に要する経費を計上しております。

ICT機器を活用した、わかる授業の実践や、情報活用能力の育成などを図るため、平生小学校に児童用のタブレット端末を導入する所要の額を計上いたしております。

109ページからの小学校費の教育振興費では、引き続き小学校へ補助教員を配置することとし、きめ細かい配慮のある教育を推進してまいります。

また、遠距離通学費や入学前の就学援助費等につきましても、引き続き所要額を計上いたしております。

111ページからの中学校費の学校管理費では、給水設備改修工事や管理特別教室棟防水工事を施工し、学校施設の長寿命化に要する経費などを計上いたしております。

113ページからの中学校費の教育振興費では、継続事業として、遠距離通学費や入学前の就学援助費等につきましても所要額を計上いたしております。

また、新たな取組みとして、部活動の充実、活性化を図り、教職員の負担軽減を図る部活動指導員を配置する所要額を計上いたしております。

117ページからの社会教育総務費では、勤労青少年ホーム運営費が廃目となり、職員人件費と教養講座開催に伴う所要の経費を計上いたしております。

121ページの民具館費では、施設案内用パンフレットの作成等に要する経費を計上いたしております。

124ページからの保健体育施設費では、武道館の屋根を改修して、施設の長寿命化を図る所要の額を計上いたしております。

また、地域の憩いの場であり、公園環境と利用促進を図るため、堀川公園に遊具を設置する所要の額を計上いたしております。

126ページの災害復旧費は、428万2,000円でありまして、前年度と同額であります。

127ページの公債費は、5億433万7,000円でありまして、前年度比1,260万1,000円、2.4%の減少となっております。

128ページの諸支出金につきましては、1億596万円4,000円でありまして、前年度比222万5,000円、2.1%の減少となっております。

129ページの予備費につきましては、前年同様の1,500万円を計上しております。

続きまして、歳入につきましてご説明を申し上げます。

12ページからであります。

町税につきましては、全体では12億3,939万9,000円でありまして、前年度比では1,406万7,000円、1.1%の増加となっております。

個人町民税では、納税義務者数の減少等によりまして、減収を見込んでおります。

固定資産税では、主に太陽光発電設備投資による償却資産の増により、増収を見込んでおります。

軽自動車税では、税制改正により、自動車取得税が廃止され、新税として環境性能割が

2019年10月に導入される予定であります。環境性能割については、環境性能に応じた税率区分を適用し、従前の自動車取得税と同様に軽自動車の取得価格を課税標準に、軽自動車の登録時に取得者に課されるものであります。

14ページからの地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金では、平成30年度の実績見込みや地方財政計画等を勘案し、計上いたしております。

16ページの地方消費税交付金では、景気の回復基調を受け、前年度比では1,700万円の増加を見込んでおります。

17ページの環境性能割交付金は、税制改正により自動車取得税が廃止され、2019年10月に導入予定であります。

地方特例交付金の子ども・子育て支援臨時交付金は、消費税率引上げに伴い新たに創設される交付金で、2019年10月から実施されます幼児教育の無償化に係る経費の地方負担分が全額国費で措置されるものであります。

18ページの地方交付税につきましては、地方財政計画の増額を踏まえ、全体で1,000万円、0.5%の増加を見込み、計上いたしております。

18ページからの分担金及び負担金は、2,647万円でありまして、前年度比で46.9%の減少となっております。主な要因といたしましては、2019年10月から実施されます幼児教育の無償化により法人保育園分の保育料が減少したことによるものであります。

19ページからの使用料及び手数料は、4,915万円でありまして、前年度比で15.5%の減少となっております。主な要因といたしましては、幼児教育の無償化により佐賀保育園、幼稚園の使用料が減少したことによるものであります。

22ページからの国庫支出金では、主にプレミアム付商品券発行事業費とイタリアーノひらお推進事業の地方創生推進交付金事業費が増加したことにより、前年度比では3,692万8,000円、8.9%の増加となっております。

25ページからの県支出金では、主にため池緊急防災体制整備促進事業費の増額により、前年度比では2,045万9,000円、5.8%の増加となっております。

30ページの財産収入につきましては、不動産売却収入では、2019年度で賃貸借契約が終了する佐賀地区若者定住促進住宅の土地、建物の払下げ収入を計上いたしております。

31ページの寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金であります。

繰入金につきましては、地域が抱える多様なニーズや諸課題の解決に向けた財政需要に対応するため、やむを得ず、財政基金から6,844万4,000円を繰り入れるものでございます。

繰越金は、前年度同様の3,000万円を計上しております。

32ページから35ページにかけての諸収入は、1億3,947万5,000円でありまし

て、前年度比で48.9%の増加となっております。主な要因といたしまして、プレミアム付商品券発行事業の上限額の引換分が町へ返還されることによるものであります。

35ページからの町債は、3億280万円でありまして、前年度比1,100万円、3.8%の増加となっております。主な要因といたしましては、臨時財政対策債は地方財政計画の減額を踏まえ、減少すると見込んでおりますが、武道館屋根改修事業費、中学校整備事業費が増額したことによるものでございます。

前に戻りまして、8ページの第2表債務負担行為につきましては、新たに設定をいたします業務でございます。

9ページの第3表地方債につきましては、それぞれ適債事業や財政対策分として、町債を起すものであります。

なお、130ページから136ページに給与費明細書、137ページから138ページに債務負担行為に関する調書、139ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、ご参考に供していただきたいと思っております。

以上で、2019年度平生町一般会計予算につきまして、説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計予算につきまして、別冊の予算書によって順を追ってご説明を申し上げます。

議案第7号2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算についてであります。

予算総額は15億8,958万1,000円でありまして、前年度比7.7%の減少となっております。

現在、国民健康保険事業は、県が国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの中心的な役割を果たし、町とともに運営を担っております。

歳出につきましては、14ページからでございます。

16ページからの保険給付費では、30年度実績見込みによりまして、一般被保険者療養給付費は前年度比で10.3%の減少を見込んでおります。退職被保険者等療養給付費は71.1%の減少と見込んでおります。

17ページからの高額療養費では、一般被保険者高額療養費で前年度対比は11.6%の減少を見込んでおります。退職被保険者等高額療養費で前年度対比は64.4%の減少となっております。

20ページからの国民健康保険事業費納付金では、財政運営の主体が県であり、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分として所要の経費を計上いたしております。

21ページからの保健事業費の特定健康診査等事業費につきましては、受診勧奨に取り組み、集団健診の経費を計上し、受診率の向上に努めてまいります。

戻りまして7ページからの歳入ですが、7ページから9ページまでの国民健康保険税につい

ては、保険税の改定により、一般被保険者国民健康保険税は2億1,616万8,000円で前年度比15.5%の減少を見込んでおります。

歳出と同様に、財政運営の主体が県となっておりますので、保険給付費等にかかる費用につきましては、県から交付されるため、県補助金へ相当額を計上いたしております。

10ページからの一般会計繰入金につきましては、それぞれのルール分により計上いたしております。

11ページの基金繰入金につきましては、7,000万円を基金から繰り入れることとしており、財政運営の主体が県であること、被保険者の保険税負担軽減などを踏まえ、年次的に計画的な繰入を実施することとしております。

続きまして、議案第8号2019年度平生町下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は7億867万5,000円でありまして、前年度比4.7%の増加となっております。

歳出につきましては、10ページからでございます。

下水道管理費では、法適用化支援業務及び公営企業会計システムを構築する所要の額を計上し、公営企業法適用に向けた取組みを進めることといたしております。

11ページからの下水道整備費では、流域関連公共下水道事業における事業再評価資料の作成に所要額を計上いたしております。

また、今後の下水道事業の全体計画区域の見直しを検討する基礎資料を作成する所要額を計上いたしております。

流域下水道事業負担金については、所要額を計上いたしております。

13ページの公債費では、主に元利償還金で3億9,207万6,000円を見込んでおります。

戻りまして7ページからの歳入では、受益者負担金は、対象戸数の増加等による増収を見込んでおります。

下水道使用料につきましては、平成30年度の実績見込、消費税増税に伴う使用料の改定等を勘案し、増額すると見込んでおります。

8ページの国庫補助金につきましては、公共下水道事業にかかる国庫補助分でございます。

一般会計繰入金につきましては、歳出でご説明いたしました事業費の増加により、所要額を計上いたしております。

9ページの下水道事業債は、公共下水道事業に対する借入予定額であります。

前に戻りまして、4ページの第2表債務負担行為につきましては、下水道へ接続する水洗トイレ等改造資金の貸付に伴います損失補償に対するものであります。

第3表地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起こすものであります。



続きまして、議案第9号2019年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算についてであります。予算総額は1億1,911万5,000円でありまして、前年度比で27.5%の増加となっております。

歳出につきまして、10ページからの漁業集落排水施設管理費の委託料では、今後における施設の長寿命化対策として、機能保全計画と施設台帳の策定に所要額を計上いたしております。工事請負費では、佐賀地区におけるマンホールポンプ自動通報装置デジタル化更新に要する経費と公共ます設置等の経費を計上いたしております。

7ページからの歳入につきましては、漁業集落排水施設使用料は、平成30年度の実績見込、消費税増税に伴う使用料の改定等を勘案し、1,560万円を計上いたしております。

8ページの一般会計繰入金は、前年度対比で19.4%増加しております。

町債は、資本費平準化債の発行を予定しております。

なお、4ページの第2表債務負担行為につきましては、下水道事業特別会計と同様に排水施設へ接続する水洗トイレ等改造資金の貸付に伴います損失補償について、定めるものであります。

第3表地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起こすものであります。

続きまして、議案第10号2019年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算についてであります。

予算総額は2,657万円でありまして、前年度比3.2%の増加となっております。

歳出は7ページになりますが、認定審査会運営のための所要の経費を計上しております。

6ページの歳入におきましては、これまでと同様に3町の負担割合に応じた負担金と事業会計繰入金をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第11号2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算についてであります。

予算総額は14億1,649万4,000円でありまして、前年度対比1.1%の減少となっております。

歳出につきましては、11ページからでございます。

14ページからの保険給付費の介護サービス等諸費では、利用実績等を勘案し、前年度比で1.0%の減少を見込んでおります。

15ページの介護予防サービス等諸費では、利用実績等を勘案して、11.6%の増加を見込んでおります。

16ページからの高額介護サービス費につきましては、利用実績等を勘案し、4.2%の減少を見込んでおります。

18ページの特定入所者介護サービス費では、前年度比で2.6%の減少を見込んでおりま

す。

20ページの介護予防・生活支援サービス事業費では、地域支援事業として、サービスの低下につながらない取組みを進めるための所要額を計上いたしております。

一般介護予防事業費では、高齢者筋力向上トレーニング事業を地域支援事業の一つの取組みとして進めており、利用状況を勘案し、開催回数を増やすこととしております。

また、手首や足首におもりをつけ、筋力を維持・向上できる「いきいき百歳体操」事業に要する経費を引き続き計上いたしております。

21ページの包括的支援事業費では、引き続き、生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制作りを推進する生活支援体制整備事業を進めてまいります。

また、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員が連携して、自立生活のサポートを行う認知症総合支援事業への取組みに対応する所要額を計上いたしております。

任意事業費では、主に家族介護支援事業の介護用品支給事業に要する経費を計上いたしております。

戻りまして、6ページからの歳入では、第1号被保険者保険料については、低所得者保険料の軽減措置が拡充され、前年度比で0.8%の減少となっております。

6ページから8ページにかけての国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、保険給付費等の減額又は増額により、それぞれ所要額を計上いたしております。

9ページの一般会計繰入金につきましては、それぞれのルール分により計上いたしております。

続きまして、議案第12号2019年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

予算総額は2億4,551万8,000円でありまして、前年度比0.1%の減少となっております。

歳出については9ページからであります。10ページの後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、一般会計から繰り入れる保険基盤安定や事務費等の負担金と保険料収納分をあわせて、広域連合に納付するものであります。後期高齢者医療広域連合からの算定見込みにより計上いたしております。

歳入につきましては6ページからであります。保険料につきましては、広域連合の試算を基に計上いたしております。前年度対比で2.5%の増加となるものであります。一般会計繰入金につきましては、事務費と保険基盤安定分をあわせたものとなっております。

以上で、2019年度各特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、該当いたします各特別会計予算の末尾に、給与費明細書、及び債務負担行為に関する調書、並びに地方債に関する調書を、それぞれ添付いたしておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第13号平生町地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第19号平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例、並びに議案第20号平生町勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例について、関連がありますので、一括してご説明申しあげます。

平生町勤労青少年ホームは、勤労青少年福祉法に基づき、昭和50年4月に勤労青少年の福祉増進を目的として開館いたしまして、勤労青少年の活動の場として利用されてきましたが、開館から43年が経過し、勤労青少年を取り巻く環境が大きく変化してきており、利用の実態としても、勤労青少年による利用から、町民の生涯学習の場としての利用へと変化してきております。全国的にも同様の傾向であり、平成27年には勤労青少年福祉法が改正され、勤労青少年ホームの法的な位置づけが削除されたところです。

こうした現状を踏まえまして、議案第20号平生町勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例におきましては、同施設を廃止することとし、議案第19号平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例におきましては、同施設の利用料を削除いたし、議案第13号平生町地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例におきましては、同施設を平生町地域交流センターの一部として位置づけ、地域交流センターと一元的に管理、運営を行い、町民の生涯学習の場と併せて地域のコミュニティの場として活用してまいりたいといたします。

施行日につきましては、平成31年4月1日といたします。

続きまして、議案第14号平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

本条例につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正等を踏まえ、関係条文を改正いたすものでございます。

主な改正の内容といたしましては、法律に沿った個人情報の定義を明確化し、取扱いを特に配慮を要する個人情報について要配慮個人情報として規定するものでものでございます。

施行日につきましては、平成31年4月1日といたします。

続きまして、議案第15号平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、並びに議案第16号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、一括してご説明申しあげます。

両条例につきましては、平成30年度の山口県人事委員会勧告に基づき関係条文を改正するもので、期末手当支給割合を変更いたすものであります。

改正の内容といたしましては、期末手当について、年間の支給月数を現行の3.25月分から0.1月分加算し、3.35月分へと引き上げ、来年度からは6月期及び12月期の支給割合を均等とするものであります。

施行日につきましては、公布の日といたしますが、平成30年度の期末手当分につきましては

は、適用は平成30年4月1日から適用とし、3月中に調整を行うものであります。

続きまして、議案第17号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、平成30年度の山口県人事委員会勧告に基づく関係条文改正及び特殊勤務手当の改正をいたすものでございます。

改正の内容といたしましては、先の12月の定例会にて県人事委員会が勧告した内容に準じた平成30年度における給料表の改定及び期末手当支給割合の改定をいたしておりますが、このたびは平成31年度以降における給料表を改定するとともに、期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を均等としております。加えまして、有害鳥獣駆除における確認作業について、その業務の特殊性から同業務を特殊勤務手当に含めるものでございます。

施行日につきましては、平成31年4月1日といたします。

続きまして、議案第18号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、保険税率の見直しに伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、国保制度の変更により、県から示された標準保険税率を参考に算定した保険税率について、平生町国民健康保険運営協議会に諮問し、その答申結果を踏まえて改定した税率にいたすものであります。

施行日につきましては、平成31年4月1日といたします。

続きまして、議案第21号平生町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、介護保険法の改正に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

内容といたしましては、介護保険法の改正に伴い、新たに共生型地域密着型サービスが創設されたことにより、障害サービスの指定を受けている事業所が、地域密着型サービスの指定を受ける場合の特例や、条例で定めることとされている指定申請できる者、及び地域密着型介護老人福祉施設の入所定員数等を規定いたすものであります。

施行日につきましては、公布の日からといたします。

続きまして、議案第22号平生町空家等対策の推進に関する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行後、本町における空家等の対策を進めるために必要な事項について制定いたすものであります。

主な内容といたしましては、所有者等の適正管理の原則及び周囲への悪影響を及ぼす空家等

の中で、特定空家等の判定に至っていない状況下において、著しく緊急性の高い事案における措置等を規定するものであります。

施行日につきましては、公布の日からといたします。

続きまして、議案第23号平生町営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、老朽木造住宅の用途廃止をいたすものであります。

内容といたしましては、対象となる住宅は上横住宅2戸でありまして、木造住宅の耐用年数として定められております30年を既に経過しておりますことから、老朽化により今後の管理が不相当であると判断し、用途廃止をし、別表中の当該住宅戸数を変更いたすものであります。

施行日につきましては、平成31年4月1日といたします。

続きまして、議案第24号平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、同住宅に係る家賃の改正をいたすものであります。

内容といたしましては、平生町営特定公共賃貸住宅は建設から18年が経過しており、同住宅の家賃は周辺の民間賃貸住宅家賃との不均衡が生じていることから、不動産鑑定評価により算定された実質賃料に改正いたすものであります。

施行日につきましては、平成31年4月1日といたします。

続きまして、議案第25号平生町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、同条例にて規定している若者定住促進住宅の戸数を減少するものであります。

内容につきましては、平成15年度、16年度において、佐賀地区の若者定住化対策として、住宅10戸を整備いたしてありまして、そのうちの9戸につきましては、平成31年度中に居住開始から15年を経過することから、本条例の規定により、入居者に払い下げを行うため、今回払下げを行う9戸の住宅について、条項から削除するものであります。

施行日につきましては、2019年8月20日から施行いたしますが、第2条に規定する平成16年度建築分につきましては、2020年4月1日といたします。

続きまして、議案第26号ひらお特産品センターに係る指定管理者の指定について、並びに議案第29号平生町老人福祉センター等に係る指定管理者の指定について、一括してご説明申し上げます。

指定管理者制度により、ひらお特産品センターにつきましては、平成26年度から5年間、平生老人福祉センター等につきましては、平成30年度から1年間の指定期間を設けて管理運営してまいりましたが、平成31年3月31日をもって、それぞれの施設の指定期間が満了す

ることから、新たに指定手続を行うものであります。

指定管理者の指定につきましては、平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例におきまして公募が原則とされておりますが、現在指定管理を実施しておりますこれらの施設につきましては、公募によらない指定管理者の候補者として選定し、御議決をいただいた後に指定管理者として指定させていただいているところであります。

このたびの指定管理者の指定手続につきましては、同様に地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できるとの要件に該当すると思料されますので、ひらお特産品センター協同組合を、ひらお特産品センターの指定候補として、また、平生町社会福祉協議会を、平生町老人福祉センター、平生町在宅老人デイサービスセンター、及び平生町在宅介護支援センターの指定候補として、それぞれ選定をさせていただくものであります。

選定理由につきましては、まず、ひらお特産品センター協同組合につきましては、平成23年4月に当該施設を運営するために、農業生産者や加工グループ等を組合員とする組合法人として設立され、同年から現在に至るまで、指定管理者として、適正に管理運営を行っているところであり、実績からみても指定管理者としての能力は十分にあると判断しているところであります。指定期間につきましては、一定の運営期間を担保する必要があることから、5年間としております。

また、平生町社会福祉協議会については、これまでの施設管理を通じて地域における信頼も厚く、地域福祉向上の取り組みに実績や貢献度・信頼度も厚く、今後においても指定管理者として十分な能力を有していると判断したものであります。指定期間につきましては、今後の老人福祉センターのあり方の動向を見極めていく必要があることから、1年間としております。

指定管理者の指定につきましては、町議会の御議決が必要となりますので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、お願い申しあげるものであります。

続きまして、議案第27号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、並びに議案第28号山口県市町総合事務組合の財産処分について、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第27号につきましては、山口県市町総合事務組合から養護老人ホーム秋楽園組合を脱退させ、同組合の共同処理する事務のうち、公平委員会事務を共同処理する団体に光市及び光地区消防組合を加えるもの、並びにこれに伴う規約の改正を行うものであります。

また、議案第28号につきましては、退職手当支給事務を処理する団体から、養護老人ホーム秋楽園組合が脱退することに伴い、これまでに納付した退職手当の負担金の財産処分をいたすものであります。

両議案とも地方自治法第290条の規定によりまして、一部事務組合を構成する市町議会の

議決が必要となることから御議決をお願いするものであります。

以上をもちまして、予算12件、条例13件、事件4件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。また、予算及び事業関係の補足資料といたしまして、別冊を添付いたしておりますので、参考に供していただきたいと思います。

なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第34. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（福田 洋明君） 日程第34、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。 淵上正博議員。

○議員（8番 淵上 正博君） では、通告書に従って質問させていただきます。

まずはじめに、国民健康保険税について、町民要求に沿った引き下げをということで質問をさせていただきます。

私たち日本共産党は、今回の町議選に向けてアンケート調査を実施しております。そのアンケート調査の中で、国民健康保険税に対して意見を聞いておるところですが、その結果について見ますと、「国民健康保険税が高く、生活が苦しくなっている」、「保険税の値下げをするように」、このような要求が多く出されてきております。数値で見ますと、早急に引き下げてほしいという意見が66%になっております。この問題は平生町として高どまりをしていた保険税を、平成25年度に赤字が出たということで、26年度はさらに大幅値上げをしたことに対し、町民の要求が大きくなっていると考えられております。

30年度には国からの財政支援、全国で3,400億円もあり、引き下げをされてまいりましたが、25年度には至っておりません。31年度について見ますと、引き下げをしたと言われていますが、まだまだ25年度には至っておりません。この引き下げについては所得割のみ引き下げており、私自身、大きく疑問を持っているところでございます。そのために基金は大きく膨れ上がってきております。

町長は所信表明において、町民の声を聞くことが一番大事だと言われております。国民健康保険の引き下げについては町民の要求に基づいて、また、町民に寄り添っていけば、25年度以下の保険税の引き下げは当然のことではないかと考えられております。町長のお考えをお伺いいたします。

もう1点、保険税についていえば、所得割と所得の加入者に基づく均等割、各所帯に一定額の

平等割と合算をして決められております。この所得割は収入など、加入所帯の負担能力に応じて国保料が算定される応能割と言われている部分です。もう一方、均等割と平等割は加入所帯の所得には関係なく、多人数所帯ほど高くなっております。各所帯に一律に求められている応益割という部分もあります。

国は1995年の国保法改定以降、国保税の応能割と応益割の比率について、当時の70対30から50対50になるよう応益割の拡大を誘導してきております。応益割は加入所帯の負担能力が考慮されないために、低所得者ほど重い負担となる仕組みとなっております。

2017年度、厚生労働省の国民健康保険実態調査報告では、60対40と今となっております。当初の予算を見ますと、応能割49.99%、応益割50.01%となっております。国保加入者の多くは現役を退いた年金生活者や自営業、非正規労働者などです。加入者の多くは所得の低い人となっております。私は保険税納税に対して応益割を縮小していくことが望ましいと思います。この点についても町長のご意見を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 国民健康保険税につきましては、平成27年5月に公布されました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険税法の一部を改正する法律により、30年度からは県が市町ごとの標準保険税率を算定・公表することとなりました。市町はこの標準保険料率を参考に各市町の実情に応じた保険税率を設定することとなったわけでございます。

当町の状況といたしましては、平成25年度決算におきまして国保会計が赤字となったため、ご指摘のとおり、26年度に保険税率の大幅な引き上げを行い、国民健康保険事業基金の積み増しを図ったところでございます。これは、保険給付費が当初の想定以上に増額した場合、毎年度約12億円を超える支出規模の保険給付費が国保会計に与える影響が非常に大きく、事業基金を取り崩して対応する必要があったためでございます。

また、その時点では、平成30年度からの新たな国保制度において、国・県の財政支援措置が不透明な状況であったため、不測の支出に備えて事業基金により柔軟に対応できるよう考慮してのこととございました。これらの状況を踏まえまして、平成29年度までは保険税率を改正せず、据え置いておりました。

しかしながら、30年度から国保制度改革によりまして医療費などの保険給付費は県が全額支払うようになったこともあり、今後の財政基盤にある程度見通しが立ち、これまでのように事業基金を保有しておく必要はなくなったため、今年度、事業基金を2,300万円取り崩し、県が示した標準保険料率をもとに税率の引き下げを行ったところでございます。これによりまして、1人当たりの保険税調定額は前年度と比較して約1万1,000円の減額となっております。

平成31年度におきましては、県が示した標準保険料率で算定した賦課総額と30年度の現行税率で算定した賦課総額がほぼ変わらない試算となりましたが、事業基金の残高が平成30年度



末で約2億2,800万円と見込まれるため、その基金を被保険者に還元するべく、31年度は7,000万円ほど取り崩し、今年度に引き続き税率を引き下げる予算を計上しているところでございます。1人当たりの保険税調定額の試算では、今年度と比較して約1万円の減額の7万8,000円程度となる見込みでございます。

今後の保険税率については引き続き国・県の財政支援状況を注視しつつ、県が示す標準保険税率をもとにして事業基金を取り崩し、被保険者へ還元することに留意しながら、適切な税率を設定していくことが重要であると考えております。

また、保険税の所得割部分に当たる応能割、均等割・平等割部分に当たる応益割の当町の状況は、平成30年度までは応能割と応益割の比率がおおむね55対45となっております。新年度におきましては平成26年度以降、国の方針により、低所得者に対する均等割額、平等割額を軽減する基準額が拡充され、軽減対象が広がる一方、高所得者の保険税の上限である賦課限度額が26年度と31年度を比較すると、合計で15万円上昇する見込みであることを考慮し、賦課割合を一旦基本の50対50に戻すよう、所得税のみ税率を引き下げて予算計上しているところでございます。

今後の賦課割合につきましては、国の低所得者に対する施策や県が示す標準保険料率の動向等、国民健康保険を取り巻く全体の状況を慎重に見きわめ、必要に応じて応益割の比率を再び下げることにも検討していく考えでございます。

○議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

○議員（8番 淵上 正博君） 再質問をさせていただきます。

先ほども申しあげましたが、高所得者はそれほど下げなくても払えるわけなんですよ。低所得者というのは払おうにも払えないわけなんですよ。その辺を考慮して応能割、応益割をやっていただきたい、こういうことを申しあげたんですから、そのようにぜひやっていただきたいと思います。

また、今、全国の知事会は、2014年度から1兆円の公費投入を訴えております。その後、3,400億円が投入をされておりますが、当町を見ても大きく値下げされたようには見えません。公費を1兆円投入すれば、今問題となっている均等割、平等割をなくすことができ、多くの自治体で国保税を協会けんぽ並みに引き下げることができると考えられます。

自治体の本来の役割は住民福祉の向上だと思います。私はこの要望を実現すべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

それともう1点、今年度の基金残高2億2,800万円、これだけあれば25年度の国保税をクリアしていくのは十分当然のことではないかと思います。なぜできないのか、これをお伺いしていきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） このたびの国保改革による国の財政支援につきましては、国保の財政基盤の安定化に向けた措置として、平成27年度から低所得者数に応じた約1,700億円の財政支援が実施され、また、平成30年度以降の支援の規模が毎年3,400億円に拡充されております。国保財政の仕組みについても、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町ごとの国保事業をし、納付金の額の決定や保険給付に必要な費用を全額、市町に対して支払うことにより、国保財政の維持と税を管理する仕組みに見直されたところでございます。

しかしながら、被保険者の減少による国保税の不足や県に支払う事業費納付金の急激な増加等の不測の事態に備え、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、持続可能な医療保険制度を構築していきたいと考えているので、今後においても県・国に対して公費負担による財政支援及び積極的な施策展開や情報提供についてお願いしていく考えでございます。

先ほど申しあげましたように、今後の保険税率については引き続き国・県の財政支援状況を注視しつつ、県が示す標準保険料率をもとにして、急激な変動をなるべく少なく抑えて平準化し、数年で徐々に事業基金を取り崩し、被保険者へ還元することに留意しながら、適切な税率を設定していこうということを考えております。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） もう1点お伺いいたします。

今、全国の自治体の中には、19年度予算案に、子供の数に応じて均等割額について独自に減免する自治体が全国で25自治体あることがわかっております。全国の自治体に広がっている同趣旨の減免制度は、第3子からの全額免除や子供について3割減免などが主で、所得制限を設ける自治体もあると聞いております。この点についてみれば全国知事会、地方団体など、国に均等割の見直しを要求しているわけですが、当町においては今これに逆行しているのではないかと思います。この点についてはどのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 国の低所得者に対する施策や県が示す標準保険料率の動向、国民健康保険を取り巻く全体の状況を慎重に見きわめながら、また、子育て支援の観点からも調査・研究していきたいというふうに考えています。財政にどのぐらいの影響があるかもちょっと調べてみて、調査・検討してまいります。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

変形労働時間制について、この中で教員の働き方改革はということで質問をさせていただきます。

中央教育審議会は、教員の長時間労働の解消に向けた対策を盛り込んだ答申をまとめております。これを見ますと、時間外勤務の上限として月45時間、年360時間のガイドラインを提示

しております。また、忙しい時期に定められた労働時間を延ばすかわりに、夏休みなど、長期休暇で休みをまとめどりして、勤務時間を年単位で調整する変形労働時間制が導入できるよう、制度改正を今求めています。また、これには、21年度から自治体の判断で実施できるようにする予定となっているところです。

しかし、私の知っている学校の先生は、私が子ども会の活動をしていたころのことですが、一つ一つの行事の打ち合わせをする時間はいつも午後9時からでした。夏休みも冬休みも私はなかったように感じております。

今、一番問題となっているのは、教員の働くルールではないかと思います。公立学校の教員には残業代ゼロの法制度があります。長い間、残業時間も把握されず、あたかも無制限に働かせていいような状態に置かれていると、多くの新聞やテレビで報道をされております。現実として、教職員の長時間過密労働が常態化し、その心身が脅かされていると言われております。この現実を少しでも緩和するために、以前、部活の問題において、教員にかわって部活指導員の活用について私は質問をさせていただきましたが、当町についてはなかなか難しいという答弁をいただいております。

このような問題を解決していくためには、変形労働時間制の導入などではなく、教員の増員が求められているのではないのでしょうか。私は今、教職員の増員なしでの現在の大幅な残業時間をなくすことは不可能ではないかと思います。この点について当町ではどのようにお考えになっているのかお伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 今、教員の働き方改革についてのお尋ねにお答えいたします。

社会の変化に伴いまして、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師の長時間勤務の看過できない実態が現在明らかになっております。そのため、現在、我が国の学校教育が上げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとして新学習指導要領を円滑に実施していくため、学校における働き方改革が進められているところです。

学校における働き方改革の目指すところは、教師の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分に確保し、みずからの授業を磨くとともに、日々の生活の資質を豊かにすることで教師の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況をつくり出すことにあります。

このような状況の中で、文部科学省では、業務の明確化・適正化、必要な環境整備等、教師の長時間勤務の是正に向けた取り組みを着実に実施していくこととしており、このたび、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが制定されたところでございます。

こうした国の動きを踏まえ、県教委においては、2019年度当初を目途に、学校職員の勤務

時間条例、規則の改正の施行を予定しており、それを受けて各市町教委も関係規則の改正等、必要な整備を進めてまいることとしております。

こうした流れとは別に、既に本町教委においても県教委と連携をとりまして、学校現場における業務改善に向けた取り組みを進めているところです。具体的には、校務分掌、学校行事、部活動等の学校の組織等における改善、会議、打ち合わせ、校務の情報化、指導体制、事務的手続等の日常の業務における改善、勤務時間や休暇、業務の共同支援体制等の勤務状況における改善などがあります。

時間外業務時間の削減に向けた取り組みでは、平成29年度からの3年間で教員の時間外業務時間を30%削減するという目標を立てて取り組みを進めており、28年度比較で昨年12月末現在の年平均削減率は約6%となっております。目標達成にはまだまだハードルが高いのが実情でございますけれども、先ほどもちょっとありましたけど、町においても学校支援員や部活動支援員等の導入を図りまして、業務負担の軽減を図りながらさらなる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

○議員（8番 淵上 正博君） さらなる取り組みを進めていかれるということですから、ぜひよろしく願いいたします。

再質問をさせていただきます。

これは今の関連した質問になりますが、今、小中学校では6人に1人が非正規教員だと言われております。そんな中、同じ担任の仕事をしていても給与が違い過ぎるなど、こういうふうに言われております。その実態は余りにも理不尽だと思います。私は、教員には臨時はないと考えております。教員は基本的に正規にすべきだと思いますが、教育長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 失礼します。非正規職員と正規職員との関係の割合ということでお答えいたしますけど、今、6人に1人と全国的に見て厳しい県や市町もあろうかと思いますが、今、山口県も現実、正規職員の数と非正規職員の数ということで大変厳しい状況にあるということをお認識しております。これも今の子供たちの人口減少等とずっと比較していきまして、今、大量退職時代というところに現在入っておりますので、それに応じて新たに教員の採用状況を計算して入れるわけですが、今、大量退職で一気に新採用、一度にそれに合わせて入れていくと、今後の児童数の減少と合わせてまた年々山が、また新たな山ができてくるということで、県としても、その辺の緩やかな山を合わせながらやっていくということで、これも全国的な状況にあります。いわゆる子供がずっと多かった時代が急激に今減ってきているという中での緩やかな対処

方法ということもあろうかと思えます。それにあわせて、今のような非正規職員が若干増えているということもありますけれども、山口県においてはそのあたりを少しずつ以前からやってきておりますので、緩やかに今進んでいるというふうに認識しております。

現在、非正規職員の割合は、平生町内においてはそれほど多くはないというふうに認識しております。これからもこういった全体のものを見ながら、私のほうも県教委とも相談しながら連携して進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） 先ほども申しましたが、教育には臨時はないと思っておりますので、この辺をよろしく願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時25分からといたします。

午前11時13分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは、通告に従いまして、少子化について質問させていただきます。

全国的に人口減少が問題になっており、急激な少子化に対する対策は、喫緊の課題であります。少子化問題は、全国的な課題でもありますが、同時に各地自治体の課題でもあります。当町の出生数は、平成30年度は41人で人口の0.003%、5年前は78人で0.006%で約5年間で半数になっています。

自治体によって、出生率に大きな差がありますが、我が町の出生率については町長はどのように受けとめておられるかお伺いいたします。

また、出生率の高い市町村には、それなりの理由があると思えます。

産業基盤の大きな都市のベッドタウンとして人口が増えているようなところでは、出生率の高いところもありますが、そのような地理的な条件にない当町はどのような少子化対策をお考えかお伺いいたします。そして産業基盤が当町は類似する自治体、少子化対策がある程度の効果を上げている自治体について、積極的に研究し、分析し、よいところは取り入れていく姿勢が重要だと思いますが、具体的な研究体制の整備や今後の戦略については、どのように進めていかれるのかお伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 出生率でございます。平生町の出生率が平成28年度が1.71ポイント、29年度は1.28ポイントと下がっております。

出産期にあった団塊ジュニアの人口が多かったために、これまで1人あたりの出産数が少なくても、出生数は微減にとどまっておりましたが、団塊ジュニアが出産を終えた現在、出生率が今までは出生数が一層減少するというふうに考えております。

ただ、原因といたしましても、どこも一緒なんですけれども、まず若者人口世帯が減少しているというのが1点。それから若者の転出されているのが多いというのも1つの原因でありましょうし、あとは未婚化の進行も最近は多くなっていますし、それと晩婚化というのも1つの要因にもなっているでしょうし、晩産化といいますか子どもを生むのが、遅く結婚されると、遅くなっているというような状況が原因で、出生率がどんどん下がっているというのは、これはどこの団体もそうでしょうけど、ただ都会ではいろんな若い方が入って来られるので、少なくなりましては何か維持はできているというのが都会の周辺です。

ただ、子どもというようなところでは、なかなかどうしてこのような状況を打開するかというのが、大変難しい問題ではあると思っておりますが、私のほうもちょっと調べてみたのが出生率が高いところ、俗にいう都会じゃなくて、九州とか沖縄等の県で子育て環境よりも、子ども、子育てを大切にしていこうという価値観とか意識が強いと言われるところ、また、東北地方は親族、地域の絆が強く、子ども、子育てを大切にしようというような価値観、意識が強いのもございます。雇用の場が少なくても、あっても、安定しないことから、出産率が低下になっていますが、やはり、そういう子ども、子育てを大切にしようとする価値観とか意識の醸成、教育や医療をはじめ子育てにかかる費用負担の軽減、それと地域経済を活性化し、雇用を創出すること等、安心して子育てができる環境が整備されれば、出生率も高くなるというふうに考えているところでございまして、やはり働く場を増やすということで若者がたくさん働きに来てもらおうと。そうすれば子どもが増えるじゃないかなというふうに思っていますので、やはり働く場の創生というのは一番早いのかなというふうな気がしておりますが、なかなかこういう時代でございまして、じゃあ、どっかの企業にすぐ来てくださいと言って、来てくれるようなものではございませんので、そこは一生懸命いろんなところに行って、企業誘致も含めて、また若者が企業を起こすような体制を整備していこうかなというふうに考えているところでございます。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 再質問なんですが、このたびの2019年度の予算組みでは、子育て支援対策はとて手厚く予算が組まれていると思います。とてもよいことと思います。

そこで子育て支援から少子化対策として、総括的に取り組んでいただきたいと思います。今では、各自治体で婚活イベント等開催されていますが、当町でも婚活イベントが開かれています。

内閣府の結婚、家族形成に関する意識調査では、2013年度から統計では結婚していない理由として、全体では、相手にめぐり合わない54.3%、自由や気楽さを失いたくない27.2%。結婚後の生活資金が不足26.9%などが掲げられています。

そういった問題を分析し、明確にし、解決に向けての取り組みが必要と考えます。出会い対策として、婚活イベントはさらに機会を増やすなど、出会いの場を広く提供していき、また、経済的には若者の希望はかなえられることが必要なので、働く場の提供、金銭面では企業誘致が必要になってくると思います。そういったことに力を入れていただきたいと思います。

また、子どもの教育についてなのですが、選ばれる特色のある学校にして平生町の地理的に温暖で災害の少ない恵まれた環境のもと、子育てをしてもらいたいと思います。そこで、魅力ある町となるには、学校教育は大きいと思います。学校の教育内容が充実していれば、住む町を選ぶ動機にもなります。時代とともに、教育内容のニーズが変わるので父親、母親が子どもたちのために望むものを調査、また研究し、さらなる教育の充実を図っていただきたいと思うのですが、その点について教育長はいかがお考えでしょうか。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 婚活イベントでございますが、町も、柳井広域圏1市4町が共同で毎年3回婚活イベントをやっておりまして、未婚者に対して出会いの場を提供することで結婚への後押しを行っているところでございます。この婚活で相思相愛カップルが20組、お友達カップルが39組出ておりますが、まだ結婚には至っていないようでございます。

ほかにも、先ほども議員おっしゃったとおり、結婚新生活応援事業というものやっております。新婚生活にかかる費用の一部を助成したり、また若者定住促進住宅事業、こちら若者が定住するためのそういう事業もやっておりますし、移住支援事業、これ新規事業で先ほどもちょっとお話させていただきましたが、国と県とで連携して東京圏在住者のU J I ターン及び中小企業等への就職を促進することを目的に、移住に要する経費の一部を補助することで、町内の転入増を図ったりもすることにしております。

その他、今年度は子育て包括支援センターを開設しまして、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について切れ目のない総合的な相談支援を行っていきます。また、来年度は子ども医療費助成について、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、現行の小学校3年生から6年生までに拡充することといたしております。これまで取り組んできました婚活イベントや結婚新生活応援事業、若者定住促進住宅事業など人口定住少子化対策について、成果と課題を検証させてもらって次期戦略を作成するにありまして、ご指摘のありました本町と産業基盤が類似する自治体で少子化対策の成果を上げている自治体の取り組みをもっと調査研究いたしまして、次期戦略に反映させて着実に成果を上げることができるよう取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 選ばれる魅力のある学校づくりについてのお尋ねにお答えいたします。

これまでも、町内それぞれの学校では、これまで伝統やそれから地域の特色、時代に合わせた

新たな取り組みによって、日々生活する子どもたちにとって成長できる魅力ある学校教育を目指して、学校経営を展開しているところです。

また、その魅力につきましては、ホームページ等で外に向けて発信しているところでもございます。各学校の魅力につきましては、さまざまあるところではありますけれども、特に教育委員会が現在力を入れている一つに情報活用能力の育成があります。

社会の情報化が急速に進展して、今後もさらなる情報通信技術の発展が予想される中、学校においてもICTを活用したわかる授業の実践や、児童、生徒の情報活用能力の育成、校務の効率化等のニーズが高まってきております。本町においては、やや遅れ気味であった教育のICT化への取り組みを現在進めておまして、近隣市町に比べて現在は先進地としての成果を上げているところでございます。

具体的には、平成28年度から平生っ子学びのイノベーション推進事業、ホップ、ステップ、ジャンプの3カ年の事業としてシステム及び機器の整備に取り組んでまいりました。

また、次期の3カ年の計画である平生っ子学びのイノベーションステップアップ推進事業として、新年度予算にも計上しております。平生小学校の児童用タブレット端末の導入を予定しているところでございます。

また、計画3カ年の期間中に平生中学校の生徒用及び職員用タブレット端末の導入も進めたいというふうに思っているところでございます。

これら先進的な取り組みが学校の授業を実際に今変えてきておまして、児童生徒の主体的な学習にも成果を上げているというふうに感じているところです。これらを、今、授業公開等をしておまして、他市町の教職員からも高い評価を得ているのが現状でございます。

これらの各校の取り組みも、ホームページを通じて町外、県外に情報発信し、選ばれる学校となるよう今後も取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

また、本町では、特色ある教育活動を行う小規模な学校の一層の成果を図ることを目的に、平成28年度から佐賀小学校小規模特認校として指定し、入学、見学者の募集を始めております。

これまで、平生小学校校区から延べ13名が利用しており、31年度4月時点では新たに2名の利用が見込まれています。佐賀小学校の特色として、温暖な気候に穏やかな海に緑いっぱいの山など、自然豊かな地にあって少人数によるきめ細かな学習指導、電子黒板やタブレット端末を利用した学習システム、地域に学ぶ、地域とつながる体験学習、ランチルームでもふれあい給食などがあります。これらの魅力をオープンスクールやホームページで情報発信しておまして、県外から佐賀地区に移り住んでいただいた事例もございます。

今後ともさらなる取り組み、情報発信を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。



○議員（12番 岩本ひろ子さん） このたびの新年度予算では、教育面でも町長さんはたくさんの育児、教育、文化、生きがいに新規事業としてたくさんの取り組みをされていますので、しっかりとPRして、多くの方に知っていただきたいと思います。

それと少子化問題を総合的に考慮して取り組んでいただきたい。町長も企業誘致をしていきたいというお考えですので、若者定住には欠かせない経済の不足が解消できるよう、あわせて要望いたしまして質問を終わらせていただきます。

○議長（福田 洋明君） 要望でいいですか。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） はい。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告しています教育行政について質問いたします。

児童生徒については、いじめや自殺、虐待に不登校といった問題が毎日のように報道されています。

また、学校に過度な要求をしてくる保護者への対策、教師の働き方改革の推進など、学校現場では多くの課題が発生しています。先ほど、淵上議員のほうで働き方改革についてはお聞きしましたけれど、平生町の現状はいかがでしょうか。

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の結果、報告書では、学校教育の基本方針を未来を拓くたくましい平生っ子の育成を掲げています。事業内容は積極的なICT機器の導入によるわかる授業の実施や、情報活用能力の育成や実用英語技能検定の検定料の助成などがあります。

先ほど、教育長が話されたように、先進的な取り組みをたくさんされています。これは評価に値すると思っております。報告書での評価は全てAランクで目標どおりとなっていました。

教育を取り巻く環境は日々変化しています。先ほど、岩本議員のお話の中にもありましたけれど少子化対策にもなる学校教育、そして未来を担う子どもたちへの教育。本当に町の将来にかかわる重大事です。

学校教育の現状と課題をお聞きます。

2つ目は社会教育について質問いたします。

平生町教育振興基本計画では、生きがいに満ちた教育のまちづくりを目標に、生涯学習社会の実現、文化、活動の推進、スポーツ、レクリエーションの推進、読書に親しむ環境整備、文化財の保護と活用として、これに取り組まれていました。これについても点検及び評価の結果、報告書ではおおむねAの評価でした。

少子高齢化が進む中、参加と協働のまちづくりの実現をする上で社会教育の重要性が高まっております。現状と課題をまず質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 教育行政についての2点のお尋ねにお答えいたします。

まず学校教育の現状とこれからの取り組みについてということでございますけれども、ちょっと範囲が広うございますので大きな内容で全体的にご回答させていただければと思っています。

人口減少や高齢化の進展、高度成長化社会やグローバル化の進展など社会の急速な変化の中、児童生徒を取り巻く環境は急速に変化しております。そのような変化を力強く乗り越え、豊かに生きる子どもたちを育成するため、学校教育の果たす役割はますます大きくなっているというふうに感じております。そのような中、小学校では2020年度から中学校においては2021年度から、新学習指導要領がスタートします。この改定では、予測困難なこれからの社会にあって、どのように変化しても子どもたちが未来を切り開くための施設や能力を育成することを目指しています。

具体的には、主体的で対話的で深い学びの実現、道徳教育、理数教育、外国語教育の一層の推進などがあげられています。本町においても、平生町教育振興推進計画をもとに、学力の向上と安全・安心な環境の整備に努め、未来を開くたくましい平生っ子の育成を推進していくこととしております。その実現に向け、幼小中の連携を重視し、確かな生きる力の育成、安全・安心な教育環境を保障し、信頼される学校づくり、家庭、地域との絆を深め学校地域を愛する心の育成の3つを指導上の努力点として、重点的な取り組みを進めております。とりわけ児童生徒の学力の向上と、確かな生きる力の育成やコミュニティスクールを核とした地域連携教育の充実を図っていききたいというふうに考えております。

児童・生徒の学力の向上と確かな生きる力の育成については、学力調査等実施し、成績の経年経過を把握しながら個に応じた学習指導など、授業改善を図ることで主体的で多様な深い学びの実現を目指しているところでございます。

また、新学習指導要領については、情報活用能力が学習の基盤アンテナとしつつ、能力の一つとして位置づけられ、ますますICTを活用した取り組みが進められます。

各学校においては、ICTを活用した事業により、児童生徒にとってわかる授業の実践や児童生徒の情報活用能力の育成に近隣市町に先駆けて進めているところでございます。

なお、コミュニティスクールを核とした地域連携教育の充実につきましては、学校支援ボランティアという形で学習支援や環境整備等、地域の多くの方々に支援をさせていただいております。

また、各学校においては地域での音読発表会、平生町の魅力にかかる地域交流センターでの発表や一斉清掃への参加、敬老会でのボランティアなど、地域貢献にかかわる取り組みも進んでいます。今後もこの取り組みをさらに充実することで、学校、家庭、地域が一体となった教育の実現に取り組むことにより、児童生徒が地域にふれ、そのよさに気づくことでふるさとを愛する心の育成を図ってまいりたいと考えております。

また、いじめの問題の複雑化、深刻化、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加、保護者等からの要望への対応など、教師が抱える課題は複雑化、多様化しております。教師が子どもに向き合う時間の確保や学校の指導、運営体制の充実を図るためにも、学校の働き方改革を進める必要があるというふうに考えております。

次に、2点目の社会教育の現状とこれからの取り組みについてということでございますけど、具体的にどういう内容をお答えすればいいかというのを、きちっとしていないところがございますけれども、先ほどからちょっとご質問のほうにありましたけれども、現在、社会教育のほうはさまざまな先ほど申されたようなことを進めているところでございますけれども、実際、少子化の問題であるとか、高齢化の問題ということでさまざま課題も多く持っているところでございます。

特に生涯学習につきましても、ご存じのようにさまざま、それぞれの団体に厳しい状況が続いているなというふうに考えております。その生涯学習について、特に今、教育委員会ではこれが課題であるというふうなことも考えておまして、この生涯学習をさまざまな地域の方々との連携で進めてまいりたいというふうなことで、今、さまざまな検討課題等も進めているところでございます。

具体的、また、再度質問していただければ、詳しく申しあげたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、少し具体的にお話を進めていきます。

私が今回この質問を選んだ理由は、先ほど教育長さんがおっしゃっていたように、複雑、多様化している教育環境。これが大きく変化を迎えていること、また、各課の仕事内容を考え直す機会にもなる庁舎の建てかえの時期に来ていること、そして平生町の未来は住民自治にかかっていることなどの理由があります。

行財政改革により、年々職員の数も減りつつある状況で、先ほどおっしゃったような教育委員会において、学校教育についてたくさん盛りだくさんお話を今されました。変化を力強く乗り越える教育を中心に主体的に学ぶ力とか、教育環境をどう整えるとか、たくさん、今、お答えがございましたけれども、それがこの人数でできるか。教育委員会においても、積極的な活動が難しくなってくるのではないかと考えます。

少ない人数できちんとした効果を上げていくには、教育委員会は学校教育だけで特化していくことが必要だと私は考えております。社会教育については、まちづくり、地域づくり、住民自治のために生涯学習をもっともっと大きくして、社会教育については、町長部局に移すことが必要だと思います。

一般的に教育委員会は予算の編成権や条例の制定権もない立場でありながら、守備範囲が広過

ざると言われています。町のよりよい未来のために、教育委員会を学校教育に特化すること。そして、社会教育については、参加と協働のまちづくりを進める原動力の一つとして、人材を育て、保健福祉や環境、産業などの分野を地域課題としてみんなの暮らしをどうしていくのか学び、話し合い、その方向づけを行政とともに作り上げる。生涯学習をもっと広く考える。そういったところに力点を置くことで、町長部局に移す、そういった道筋をつくるつもりはないのか、具体的に質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） ちょっと大きな課題になってきたなという感じがしますが、今、当然ありがたいことだと思いますけれども、教育委員会多忙化極めているのは現状でございます。実際にその学校教育の問題も数年前に比べて、かなり厳しい状況にあるなというのは実感しているところです。

高度な次元で求められていることであるとか、また職員の若返りというようなこともございますけれども、さまざま新たな取り組みがスタートしているということもあって、大変厳しい状況にあるというふうな認識はしております。

そのことと、それから社会教育等の分離ということもございますけれども、それについては私のほうで直接答えるということはずらいところでございますけれども、現在の社会教育の中での生涯学習に特化して話をさせていただきますと、今、平生町の生涯学習はどういう組織で進めていくかというその基本的な考え方をしているところは、ご存じだと思いますけれども、生涯学習推進協議会という組織がございまして、その中で平生町の生涯学習の方向性を定めているという実態がございます。

その組織は教育委員会の関係団体だけではなくて、町長部局の関係団体であります福祉とか健康とか、環境の団体の代表者も入っておられますし、地域コミュニティ協議会の方、それから企業、農協、漁協、商工会、観光協会など幅広い委員によって構成されております。会議は年2回開催しておりまして、全体会、それから3グループに別れて部会別で話し合いをしていただいて、それをまた全体会に戻すというような形で生涯学習の振興に関する問題の提起とか検討を行っている箇所がございます。

本年度、具体的にちょっと申しあげますと、生涯学習のネットワークの形成をするということで、啓発活動とか情報提供、学習相談の推進、指導者の発掘・育成、そして高齢者の社会参加の促進を施策目標として実施してまいりました。

もっと具体的に言いますと、生涯学習のまちづくり出前講座とか、町民憲章の具現化運動、また花いっぱい運動、秋の文化行事、地域協育ネットなどの取り組みをどのようにしていくか、また、それぞれの団体でどう連携をつくっていくかということで話し合いを持っているところです。

中でも、今、生涯学習のほうで町長部局との大きな広がりということで言いますと、生涯学習

まちづくり出前講座が現在、一般向け講座35、学校向け講座19の合計54の講座を用意しておりますけれども、今年度新たに健康保険課が担当課でございますけれども、いきいき百歳体操を入れていただきました。本当に新たな講座なんですけれども、コミュニティ協議会や老人クラブ等の団体から8回の講座の申請がございまして、大変好評だったということでございます。これをきっかけにして、継続的に実施する自主グループも実際に形成されているという実態を聞いております。

そのほかにも、総務課が担当する防災や災害関係などの講座も大変人気を持っているものでございます。今年度は今までに33回の希望があつて、748人の方が各地区において参加されておりまして、前年度と比べますと回数も人数も増加しているのが現状でございます。

このような、今、この生涯学習推進協議会は教育委員会が事務局になっておりますけれども、他部局としっかりと連携をとっていきながら、今、住民たちの要望に近い講座等を含めながら、地域の生涯学習にも力を入れているところでございます。

現実、今、教育委員会としても、町長部局に移管をしなくても、今のところしっかりやれているなど、自分では自負しているところでございまして、これからも町民が必要と思われることをしっかり聞き取りながら、生涯学習の充実を図って一人ひとりがより豊かな生活が送れるために取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩といたします。

再開を午後1時からといたします。

午前11時56分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（福田 洋明君） 再開します。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほどの社会教育の話でございますが、首長部局のほうも大変忙しゅうございます。それで、基本的に社会教育は教育委員会だけということじゃなくて、首長部局も一緒になって連携して行う必要があるというふうに思っておりますので、教育委員会だけでなく一緒にやっていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今回、この質問をする前にいろいろなものを調べました。以前、河内山議員も同じような質問をされています。社会教育のほうを町長部局に移したらどうか、教育委員会は教育要素に特化したらどうかという質問を25年にされています。そのときにもちょっと願いが届かなかったようです。

その河内山さんの質問の前に24日に産業文教常任委員会が出雲市の視察をしています。私は

委員会が違ったので行ってはいませんが、報告書を読ませていただきました。出雲市では積極的な教育施策の展開のために社会教育の市民生活に密接した分野を総合的な市行政のもとで一元的かつ弾力的、効率的に執行できるとして市長部局に移したというお話を聞いております。

出雲市、大きいです、平生町に比べて随分。それでも教育行政にしっかりと力を学校教育のほうにしっかりと力が出せるように特化をしております。私も社会教育のほう、学校教育のほうすごい頑張っているし、その姿が見えています。本当に少ない人数で頑張っているし、敬意は表しております。社会教育のほうも頑張っておられるんですけど、何せ少子化、高齢化で人材育成が今大変難しくなっていることを私は実感しております。社会教育のほうは私もいろいろ勉強させてもらっていますし、地域活動には随分出させてもらっています。その実感としてこちらは社会教育のほうはしっかりと人材育成も、それからいろんな今審議会のほうでいろいろ考えていらっしゃるものの方向性は確かにいいと思うんですけど、それならついでに町長部局に移して参加と協働のまちづくり、これをぜひ進めていただきたいと思うんです。

学校教育のほうの推進もちろん少子化対策その他でとても大事、平生町の未来を託す子供たちを育てるのでとても大事、その大事なものを特化してやる。そして社会教育のほうは予算もつきやすい、そして条例なんかも要るときにはちゃんとつくれる町長部局でやられるのが私はいいと思います。そのあたりをしっかりと期待して、私のこの質問に対しては終わります。

2つ目の質問に入っていますか。

○議長（福田 洋明君） いいです。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、次に公共工事の入札について質問いたします。

近年、公共土木工事の減少などで町内の土木業者による廃業が相次ぎました。それによって町内公共工事の入札の不調が多くなったようです。このままでは町内のインフラ整備に支障をきたしかねません。第四次総合計画における基本目標2の「快適で住みよい町」への達成に不安を感じているのは私だけではないと思います。以前にも議会で同様の声がありました。対策を探るために業者に対してアンケート調査をされたと聞いております。その結果はどうだったのでしょうか。特に今年度は7月の豪雨災害があり復旧工事がたくさん発生しました。そうした中、先日の入札でも希望者がいなかったり、辞退や1者入札で落札されなかった工事が多かったと聞いています。入札不調の原因と対応策も含めて今年度の入札状況と以前出されたアンケート調査の内容と結果分析をまず質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 入札についてのご質問でございます。

入札の現状についてお答えをいたします。現在、災害復旧事業を含めた当町の土木工事の発注は指名競争入札を通常とし、町内の入札参加資格を持つ13社を指名対象に実施をいたしております。今年度は12月の入札実施以降、災害復旧工事を含む大半の案件が業者の応札辞退によっ

て成立に至らない事態となっております。これらにつきましては、繰越明許費としての御議決を賜りたく3月補正予算案の中にお示しをしているところでございます。

業者が入札を辞退される要因といたしましては、平成29年4月に行った指名業者を対象とした不調工事についてのアンケート結果によると時期的な人手の確保難、抱える工事の兼ね合いが影響していることや設計内容は理解するものの、施工規模の小ささや現場の悪条件から採算面に問題があるといった理由が挙がりました。町はこのアンケート結果を受けまして、現場条件に合った積算の見直しや工事箇所の調整、工期設定にも一定の配慮をしたことで幾らかは不調の解消につながったところではあります。しかしながら、今年度7月に発生いたしました豪雨災害では、この災害対応と災害復旧工事の設計積算に日数を要し、予定していた通常工事と12月にあわせて発注せざるを得ず、再び応札を得られにくい状況に至ったところでございます。

近隣市町への聞き取りからは災害復旧案件が多く、指名業者数が少ないほど不調が多い傾向が伺えましたが、この中で工期に関して繰越を踏まえている旨を明記したため不調は少ないという回答が複数ありました。この時期まで工事の仕様書にこの明記はなく、年度末までである単年事業の工期遵守についての不安視から業者が応札に踏み切れないケースもあると考えられます。状況によっては、早期に繰越を見越し、議会において繰越明許費としての審議を経て、年度繰越を前提とする旨を明示して適正工期の確保に努めることが必要になってくるのではないかと考えております。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、工期のお話がありました。毎年のように年度末に工事が集中してしまして行政側としても検査が大変である、業者もとりたくてもとれない状況がある、そして、住民は通行規制で不便。この対策をするために繰越明許を使ったかどうかというお話を、今、町長されました。繰越明許費を活用して15カ月予算を組んで対策をとった例もございます。もちろんさっき言われたように議会の協力も必要ですけど、そういったことをされたら今からスムーズにいくんじゃないかと期待しております。業者は仕事が1年の中で偏らず、経営が安定しますし、行政側としても工事が円滑に進んだり、入札が円滑に進むといういいこともございますので、そちらのほうはぜひお願いしたいと思います。

また、工事現場の複数を一括入札するなど小さいところは業者にとってうまみがあるような形でもっていくのも一つだと思います。

あと1者入札にしては今回競争性の確保の観点から問題があるということだろうと思うんですけども、応札が1者の場合はちゃんと落札されないシステムになっています。しかし、災害復旧の場合は早い対応が住民の不便や農地の荒廃等、そういった被害を最小限にとどめると考えます。ですので、1者入札でも応札価格が適正であるなら災害に限って認めてもよいのではと考えますが、いかがでしょうか。

あと工事品質の確保なんですけれど、今、指名競争入札というお話でした。入札方法はご存じのように一般競争入札、指名競争入札、随意契約とあるのですが、政府は公正で公平で客観的、透明性のある観点から一般競争入札を進めています。平生町では、今、指名競争入札というお話でした。今、13社しかない状況で、あとはどう質を確保していくか。そこに心配も考えられます。入札業者をちょっと近隣まで増やすとか、そういったことも考えられるわけなんですけれど、あと地元業者の能力をどう担保していくかというか、どう上げていくか、育成していくかというあたりもどのように考えられているのか。また、なかなか工事がたくさん集まったりすると、積算、その他に時間がかかって担当者が大変というお話もございました。職員の発注能力、計算能力も工事品質にかかわってきます。そういったときに契約の担当者の配置がえがあったり、いろんなことで能力を超えてしまったというときにはどういうふうに対応されるのか、今現在のように結局ずれ込んでずれ込んで発注するのがおそくなって年度末にかかるというのも一つの原因だと思いますので、工事品質の確保についてはどのように考えられているのかということもお伺いしたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 1者入札のご質問がございました。指名競争入札を実施した結果、応札が1者のため不成立となるケースがございました。この場合の取り扱いについて、県と近隣市町へ聞き取りを行ったところ不成立とする旨の回答が基本で、その後には設計内容の変更や指名がえを行った上で再入札を実施する流れになるということでございまして、当町の取り扱いと同等であることが確認できたところでございます。

地方自治法施行令第167条の2、第1項にあります随意契約ができる9つの要件の中に再入札して落札者がいない場合には随意契約ができるという要件がございました。もし、再入札において1者の応札があれば、応札業者と協議による随意契約を模索する道がありますし、応札がなければ意向調査などを行って随意契約につなげていくこともできることから、この適用は現状において進めることが可能な解決策の一つであるのではないかと考えています。

それから、地元業者の育成についてお話がございました。建設業の技能者の高齢化が進行しており、将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっていることから、国土交通省、厚生労働省が連携して建設業の人材の確保、育成に向けた取り組みを進めているところでございます。

平生町としての取り組みとしては、社会保険加入の徹底とデジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用とか、現場撮影の省力化、写真整理、写真管理の効率性などをやっております。今後は建設業の週休2日にも対応可能な工期設定をやっていく必要があるのかなというふうに思っております。

それから、職員の発注能力でございますが、最初に答弁させていただいたように7月の豪雨により多くの災害が発生し、災害復旧工事を発注するため設計、現場対応に取り組んでまいりまし



たが、限られた人数で多くの件数を対応しなければならず、早急な発注ができない状況ではございました。若手職員については引き続き研修等に参加させ、知識、技術習得に努め、班長を中心に現場条件を考慮した設計、積算、適正な工期設定に今後も取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 1者入札については、指名競争入札なのでそれをくくりを変えてもう一度入札をして、その中でまた1者だったら考えるというお話だったと思うんですけど、もともと町内に13業者しかない。そのうち、割と家庭内で進めているような業者もある。その中でどれだけ指名競争入札して、変えてとる人が出て来るかというお話にもなるかと思えます。町内だけに限らず町外もあることはあります。ただその場合、町内の業者がどんどんいなくなってしまうとこれからの町内の環境を整えるのにどうしていくかという恐れもありはします。その中で業者を育成していく、そして契約担当の職員についても他の市町に協力を求めるというようなことをしているところもあります。同じような仕事をしているので、ちょっと自分たちの手に余った場合に、こういうときはどうするのという形で他の市町村に協力を仰ぐような、職員の個人的なつながりもあるんですけど、そういった取り組みをしているところもあると聞いております。

この少ない人数でやっていく平生町として業者も少ない、職員もぎりぎりという状況でどうしたらよりいい入札ができるかというあたりをしっかりと考えていただきたいと思えます。先ほどの入札の工事期間を15カ月に延ばすとか、そういったものも含めてこれからの取り組みに期待して私のこの質問を終わります。

○議長（福田 洋明君） 答弁要ります。要らない。

○議員（9番 細田留美子さん） はい。

.....

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） それでは、一般質問をさせていただきます。

1つ目の質問は、イタリア半島構想についてです。

私が一般質問でイタリア半島構想の質問をしてから、そろそろ3年になります。去年の産業まつりでは旗をつくり、成人式ではPRもしていたように思いますが、イタリアと思われるのは以前からあったピザのお店とコラトゥーラのように私は思っているのですが、新しい展開や商品等も見当たらないので町内でイタリア半島構想が進んでいるという雰囲気がないように感じております。私の気持ちのせいなのかもしれないんですが、こんなに何で進むのがおそいのでしょうかと素朴な疑問が湧いてきているので、とりあえずこれまでの経過はどんなものだったのかをお答

えいただきたいと思います。

そして、現在、オリーブ事業、地域おこし協力隊員を呼んでやろうということでチラシをつくって庁舎の入り口のところにも置いてありますが、やろうというふうになっているようなんですが、これ、何か未来戦略のほうで以前からあったような気はするんですが、このオリーブ事業を始めようと思った契機というか、そこら辺の経過も教えていただきたいんです。

前、確かこの地域おこし協力隊員もイタリア半島構想全体の地域おこし協力隊員というのを最初に募集したような気がするんです。けど、今回はオリーブになったということでここら辺の経緯も教えてもらいたいんですが、あとオリーブ栽培の動きというのをこの辺だと周防大島がちょっとやろうとしたという動きがあったように私は記憶しているんですが、そっちの周防大島のオリーブ事業のほうも何かとんと耳に私は入ってこないんですが、平生町でやって大丈夫なのかという心配をしております。オリーブ事業の試算はどんなものなのでしょうか。また、もうどこかに植えるという予定を立てていらっしゃるのでしょうか。そこら辺がわかったら教えてください。

そして、3つ目としてイタリアでアグリツーリズムというのが盛んらしいんです。平生町でもやってはどうかという提案です。

アグリツーリズムというのをちょっと説明しておきますと、農場体験とか農家民宿、農家レストラン、農産物直売所などで都市居住者たちが農村や農場で余暇を過ごすためのさまざまな施設やサービスを指すそうです。

日本ではアグリツーリズムというよりグリーンツーリズムのほうが広まっているかもしれません。漁村に滞在している場合はブルーツーリズムともいったりするそうです。

平生町は自然が豊かな地域であります。挑戦してみてもいいかなと思っております。ずっと前から気になっているんですが、県が発行しているやまぐち田舎遊びBOOKというのがあるんです。これに町内でもこれに載つけられるようなのが、例えばブルーベリーのつみとり体験とかシーカヤック体験、ほかのところのやつは載っているんです。平生は載っていないんです。こういうものに載ったらどうかという提案なんですけど、イタリア半島構想について、以上3点お答えいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

イタリア半島構想につきましてでございますが、去る平成28年3月議会の一般質問におきまして、松本議員から観光の活性化とイタリア半島構想について地形、気候を生かし、室津半島構成市町が連携し活性化できないかどうかのご質問をいただいたところございまして、その際は新しい感覚で議論し、やれることを一つずつ行い夢のある地域にしていきたい旨、お答えをしているところでございます。

その後、平成28年4月から本町の若い職員を中心としたメンバーでワーキンググループを組

織し、イタリアをイメージしたまちづくりの調査研究を行い、同10月にはその報告を取りまとめたところでございます。

この報告の内容は大きく3点として、まず1つ目が、イタリア半島構想の普及啓発の推進として観光協会や商工会などにより構想を強調して進めていけるよう実行委員会組織を設立すること及び住民参画を促すためロゴマークを作成すること、2つ目がイタリアをイメージしたイベントの開催、3つ目がイタリアを連想する新たな産業振興、そしてオリーブ事業を推進するという内容でございます。

この報告書を参考といたしまして、平成29年度から産業課において具体的取り組みに入ったわけでございますが、当時、このイタリア化を一つのまちづくりと捉え、町全体で進めていくため観光協会や商工会をはじめとする町内の各団体に構成する町の新たな魅力づくり意見交換会を開催し、各団体での取り組みの検討をお願いしたところでございます。しかしながら、地形や気候が同じという切り口のみでまちづくりを進めていくということへの困難さに気がつかされたのも事実でございます。町として呼び水となる基幹事業の必要性についても実感させられたところでございます。

平成30年度には、さきに申しあげました意見交換会、平生の魅力づくり連絡協議会として組織化し、より具体的な検討に入ることによりイタリアーノひらおというネーミングの決定及びロゴマークの作成を行い、平成30年11月には平生産業まつりでイタリアーノひらお宣言を行いました。この宣言に引き続き、平成31年度には新年度予算との関連もございしますが、呼び水となる基幹事業として地域おこし協力隊制度を活用したオリーブの植栽を中心とした事業を展開していくことといたしております。オリーブの植栽や関連事業につきましては、一般財源を抑え込む意味から国の地方創生推進交付金事業の活用を予定しておりまして、3カ年の継続事業として取り組んでまいりたいと思っております。

また、イタリアーノひらお宣言を行って以来、少しずつではございますが、イタリアに興味がある、イタリアに関係する仕事をしているといった声が町に寄せられているのも事実でございます。こういった関係も大切にしながら今後につなげていきたいと考えております。

また、平成31年度には任意団体ではありますが、日伊協会山口との関連を持ち、情報収集を行う予定としておりますし、同じく地方創生推進交付金事業により予定しておりますイタリア人プロ自転車選手の招致や協力隊員のオリーブ栽培のイタリア研修により具体的にイタリア本国との関連が持てればと期待しております。

平成31年度から数年かけて行う地方創生推進交付金事業を起爆剤として、民間活力の呼び込み及び住民の機運の醸成を行いながらまちづくりの取り組みを継続していきたいとの考えであります。なお、周辺自治体ではイタリアーノひらお宣言を行う際、一定の御理解はいただいているところでございますが、今後、どう地区で周遊性を高めた効果的なプロモーションを行うために

も周辺自治体との連携は必要なことをごさいますて、本町でのイタリアーノひらおの取り組みが進む経過において強調してまいりたいと考えております。

また、同じくイタリア化を提唱しております長門市の活動については、民間主導によるまちづくりイベントをごさいますて、本町の取り組みとは多少性格を異にするものではございますが、その他にもオリーブ栽培の試みを行っている自治体もございますので、同じ県内で取り組みの相乗効果を得る意味からも、そうした自治体とも連携を図って進めてまいりたいと考えております。

それから、地域おこし協力隊員でございますが、オリーブ事業への取り組みについては、平生町未来戦略を策定する際にイタリアをテーマとした町の魅力づくりの推進を考えていく中で、農業活性化の事業としても新たな可能性を広げていくためにイタリアを象徴するオリーブ栽培の調査研究を行っていくことを計画に盛り込んだところから始めていくところです。オリーブ栽培については栽培地は全国にありますが、特に国内産のオリーブオイルの需要は高く、供給不足の状態であることから、搾油等の課題をクリアすれば収益性が高い点に加えて、果実の中では1度定着すれば孫の次の代まで収穫できるという永年作物であることや栽培に係る作業についても軽労働で済むことから将来性の高いものと考えており、イタリアーノひらおを普及啓発していくためにも有効と考えております。

オリーブ事業につきましては、九州オリーブ普及協会での試算によると植えつけ6年後から収益が出る結果となっており、平成31年度においては佐賀の阿多田公園の町有地部分を使用して240本植えつける計画といたしております。

町においては、当該圃場収益を上げていくことが目的ではなく、地域おこし協力隊員がオリーブ栽培技術を習得し、栽培実績を積んでいくための実践圃場としての目的イタリアーノひらおのシンボルの一つとして観光農園的な役割を持たせる目的、将来的にオリーブが平生町を代表する農産物となるようなパイロット農園としての目的といった3つの役割を持たせた圃場として活用していきたいと考えています。

募集している地域おこし協力隊員については、3カ年の期間中はオリーブ栽培のための圃場整備に始まり、オリーブ栽培の実践を行いながら技術を習得、そして町内の栽培奨励により手を挙げた生産者等で構成する研究会の立ち上げ等の任務を遂行していただくこととしており、平生町内において定住し、就農する意思がある方を対象としているところであり、任期満了後については新規就農支援の制度の活用も視野に入れながら町としてもフォローしていくよう考えております。

また、オリーブ栽培の協力者については技術指導についてオリーブに特化した専門機関とのコンサル契約により実績のある方法で行うことといたしております。

協力隊が任期を終えるころには一定の技術習得がなされていると考えられますので、地域の育成指導者としての役割も果たしていただけるものと期待するとともに隊員を中心とした営

農組織等ができ、その裾野が広がっていく形ができることを願っております。

それから、アグリツーリズムのお話ありがとうございました。やまぐち元気！むらまち交流推進協議会発行の山口田舎遊びBOOKについてであります。県内各市町の体験プログラムを用意している施設等が掲載されておりましたが、平成30年版以降の発行や増版等の予定はないと聞いておりますので、当該冊子への掲載は現状では難しいと思います。他の情報発信の場等があれば活用してまいりたいと思っております。

観光資源に恵まれていない本町にとりましては、ツーリズムを活用しての交流人口拡大は有効であると考えております。事業者の方とも協議をしながらマリンスポーツ体験プログラム等については県内や広島広域都市圏等による各種媒体を活用しながら情報発信に努めているところであり、今後も観光協会と連携しながら進めていく考えでございますが、アグリツーリズムにつきましても残念ながら昨年度諸事情により解散となりました、きてみて！ひらおの会が取り組んでこられた内容等を整理し、継承していくことが必要と考えております。企業支援につきましては、農家民泊、ゲストハウスに限らず将来的な話にはなりますが、イタリアーノひらおの戦略の中で成果を求めていきたいというふうと考えているところでございます。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） イタリア半島構想のこれまでと、これからも再質問で聞こうと思ったんですが、これからのほうもほとんど答えていただいたようなのでちょっとあとイタリア半島構想、これは計画書というものがそのうち出てくるんじゃないかと私は勝手に思っているんですが、その計画書の作成というのは新年度ぐらいに作成するんですか。流れが全然私たちにわからないというか、あと団体の方とか協力者の方もイタリア半島構想ってどういう構想で、構想を練って、それがプランになってそのまま進むんじゃないかと、私はPDCAのプランができなきゃしょうがないんじゃないかなと思っているところなんです。この作成がいつごろになるかっちゃうのをちょっと聞いておきたい。

それで、地域おこし協力隊員の方を呼んでやるオリーブ事業なんですけど、先ほど阿多田のところ植えるということなんですけれど、私はあそこの前はたまにとおるときに生えている樹木がそんなに大きくなっているようには見えないんです。あそこにオリーブを植えて大丈夫なのかと単純に素人ながら思うんですが、私も農園のほうにイチジクやらレモンやら植えたことがあるんで、大抵虫にやられて枯れるんです。虫のせいなのか、もしくは土壌が合っていないのか、今回、阿多田のところ気になるのはあそこの土壌が大丈夫なのかというのは何か大丈夫なのか勝手に心配しているんですけど、オリーブを以前植えた地元の人からもオリーブは枯れるというような声を耳にしているんです。あそこに植えて大丈夫ですか。もし答えられるなら答えていただきたいんですけど。

あと、先ほど言った九州オリーブ普及協会のことがちょっと出たんですが、私も九州オリーブ

普及協会の栽培事業概算指標計画というのを、これインターネットで簡単に見れるんですけど、それを見ると確かに町長の言われたとおり6年後に利益が出るという状況なんです。ただ、地域おこし協力隊員って任期が3年ですよ。先ほどそのあとも就農のフォローはしていくと言ったんですけど、ただ、1年でやめる方もいらっしゃるんです。そういったちょっと不安定な雇用で事業をやるというふうに見えるんです。できれば、先ほども町内に一緒にやる人を集めて研究会を立ち上げるような話が出ましたけど、そういう人と一緒に二人三脚でやっていくということでよろしいんですか。そこら辺をもうちょっと具体的に、協力してくれる地元の方がもういらっしゃると思いますというふうに答えていただければありがたいんですけど、まだそういうふうじゃなくて二人三脚でとりあえずこれからやっていくような形だということですか。それをちょっと確認したいんですが。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） オリーブにつきましては、確かにどうなるかわかりません。だけど、何かの突破口としてイタリアをすぐにイメージできるのがやっぱりオリーブだということで、それは育たないかもしれないし実もとれないかもしれない。ただ、たくさん植えてあるということでイタリアの気持ちになれるということであれば、それは一つの成功だと思っております。もちろん実がとれて油がとれるのが一番いいんですが、こればかりはやってみないとわかりませんので、今ここで大丈夫ですとは当然言えませんが、もうやるということで、もう一生懸命やっていくしかない。

地元の協力者につきましてもこれから皆さんと協議しながら、多分私どもがやっているオリーブを見て、じゃあうちもやってみようかなというような方があらわれてきたらそういう方も一緒になって力を合わせてやっていきたい。

先ほども言いましたとおり、これはさきの国の交付金からイタリアに行く経費も全てもってもらえますので、うちの協力隊員にイタリアまで行って本場のオリーブを見てきていただきながら、また育て方等も一緒になって勉強していただいてこの平生に持って帰ってもらってちゃんと果実ができるようにしていただきたいと思っております。ただ計画につきましてはちょっと産業課長から答えさせていただきます。

○議長（福田 洋明君） 田坂産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（田坂 孝友君） それでは、今、町長が答弁いたしました残りの部分といいますか、計画の件でございます。

まず先にイタリアーノひらおの取り組みというものが少し誤解があつてはならないので、その部分を説明いたします。

イタリアーノひらおというのが何かの事業を一つ指して行うものではございません。あくまで町のイメージ想像をつくっていく、そういった全体を指すものであるというふうに御理解をいた

だけたらと思います。そうした意味で、計画書を今後つくる予定があるかということでございますけれども、今、魅力づくり協議会のほうで取り組んでおります、それぞれの各種団体が例えば新年度でおきますと、また予算の話にもなりますが、商工会が商工会員を通じて町のイメージアップのために景観オリーブを植えていく、そうした事業に支援をしていく、そうした各団体が取り組む内容に町がそれぞれ支援をしていく、そういうスタイルが今後のイタリアーノひらおの進め方になってこようかと思っております。

いずれかの時点におきましては、そうした取り組みをまとめたようなもの、こうしたものは作成する必要があるかと思っておりますけれども、計画的にということになりますと、今、町が行なおうとしております地方創生推進交付金事業、こうしたところの3カ年事業、このあたりの計画につきましては当然もう作っていかねばならないこととございますので、こちらのほうにつきましてはいずれ早い段階で皆さんにお示しすることはできると思っております。

それから、今、町長も言われましたのであれなんです、二人三脚で今後地元の方と一緒にやっていけないかということでございます。やはり地域おこし協力隊員を育てることによって、そうした方を中心に地域住民の皆さんを牽引していただけるような、そうした組織も考えていきながら、地域全体がそうしたイタリアーノひらおの旗印の中でまちづくりを推進していく、そうした流れができるように取り組むようなコントロールをしていきたいというふうに思っております。

あと、阿多田のオリーブの件でございます。今、阿多田公園のところにおリーブ栽培という話を提起した段階で同様の疑問が生じました。やはり潮が当たるところ、そうしたところも不安材料でありましたけれども、そうしたところをちょっと勘案しまして、実は九州オリーブ協会のほうの専門スタッフに現地に来てもらいまして、実際の土壌等も検査していただきました。その結果、思った以上に土壌につきましてはいい土壌であるという判断が示されたところでございます。風等の問題につきましても少し不安があったんですけれども、ちょうど阿多田公園の部分につきましては神花山のほうで隠れておりますので、風当りについては特にそこまでの支障はないだろうということでございましたので、阿多田公園につきましては総合的に判断してオリーブ栽培には適しているというふうに思っております。

ただ、冒頭、町長のほうからの答弁にありましたようにオリーブ栽培につきましては、この地を生産地として確保しようというふうに思っているわけではございませんで、あくまで町のイメージアップのためのオリーブ園というふうに御理解いただけたらと思います。実際には、今後展開していくであろうということで、柑橘園地の放任園であったり、あるいは山間部に荒廃しているような竹林等がございます。そうしたところを開墾しながらオリーブ園というものを普及できたらというふうにも思っておりますので、そうしたところを重点的に今後進めていくということになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） イタリア半島というイメージを植えつけたいということだという、はっきりしたと思ってよかったと思うんです。あと、オリーブの話は掘って確認しているというか、九州オリーブ普及協会のお墨付きをいただいているような感じがあるということでもちょっと安心しました。それで、私も林業の仕事についていたことがあるんで、木を植えるという、それで実を収穫しているという、ミカン農家の方にも当てはまるかもしれないですけど、ちょっと気の長い話かなとは思っています。私も含め町長も含め4年の任期があるということで、その実がとれるまでもしかしたら町長、私も議員じゃないかもしれないというところもあって、ただあと、この農業者が高齢化なところで5年後、6年後目指して頑張ってくださいというなかなか言いづらいような、私は雰囲気があるようにも感じています。

あと、先ほどアグリツーリズムがイタリアで盛んだという、そのアグリツーリズムも10年や20年で確立されたものじゃないんです。結構な歴史があって、そういうことを考えるとすごい町のイメージをつくるというのはローマは一日にして成らずじゃないですが、相当な労力、期間を要すると思うんですが、そのことに町長の思いがあれば、できればお聞かせ願いたいんですが、長期にわたる四半世紀かかるかもしれないような事業だと思うんです。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） おっしゃるとおり長い時間がかかるかもしれませんが、だからといってやらなければ絶対進まないものでございまして、逆にすぐ成果が出るものであればもうやっているはずなんです、基本的には。ただどこも皆、そのグリーンツーリズムの盛んなところもはじめはそんなにすぐにできたものじゃなくて、やはり5年、10年かけて行ってきた成果が今となってあらわれているんだろうと思います。したがって、私どもも今すぐにできるものがもしもあるのであればやりたいんですが、今すぐということはなかなか難しいので5年先、10年先を見据えた取り組みを今やってかないと5年、10年がないということでございますので、今一生懸命徐々にでも浸透していくことができ、5年、10年後によかったというような成果があらわれることを期待しております。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） では、2問目の質問に移ります。

1問目でオリーブのことを言ったんですが、オリーブは平和の象徴ですので2問目は平和活動について質問させていただきます。

1つ目は、平和基金を設けて阿多田交流館等の平和関連施設維持に充ててはどうでしょうかという提案であります。こういう提案に至った経緯をちょっと言いますと、回天碑というのがちょっと阿多田交流館からちょっと離れたところにあるんですが、そこにある観光協会が設置したんですかね。説明文のプレートがぼろぼろで汚くて悲しくなったんです。財政難のせいなのかなと



ちょっと思ったものなのですが、こういう立て看板とか、ちょっと前になりますが、結構前かもしれないのですが、阿多田交流館の前にレプリカが置いてありますよね。あれも塗装をやり直すのに結構な金額をかかったようなふうに思っています。あと、阿多田交流館も建設から、平成16年に確か開かれたと思うんですけど、15年ぐらい経っているんです。いろんなものがそろそろ傷んでくるんじゃないかなということだと思います。

あと、阿多田交流館に行くと来た人の名前を書くようなのがありますよね。そこに外国人の方もちらほら来られているようで、最近の国の動き、入国管理法の法改正とかオリンピック、これからありますし、国際化の動き加速するのではないかと懸念しているんです。それで、広島の平和祈念館とか行くと英語併記にしてあったりするんです。そういうこともちゃんとやっていかなきゃいけないんじゃないかと私は勝手に思っているんですが、それでその資金源ということで阿多田交流館に来られる方に基金への振り込みをお願いしますとかお願いしたり、一般の方にもそういう町内の平和活動に協力したいということで基金を納めるような仕組みをつくったらどうかということで提案させていただきます。

あと、2つ目ですが、戦没者追悼式、毎年行われますが、年々参加者の方が少なくなってきておるといことで、それで平生中学校のほうでは2年生が広島に平和学習に行ったり、あと佐賀小のほうだったと、ちょっと記憶違いかもしれないのですが、阿多田交流館の館長さんが行って平和学習のこともやっていたような気がするんですが、そういうこともやっているんで。中学校の話は蛇足でした、中学生と一緒に戦没者追悼式に参列していただけないかなということをお聞きしてみたかったので、教育長のほうにご答弁いただきたいのでお願いします。

あと3つ目です。第五次平生町総合計画に平和活動の維持という記載がないんですが、こういうのを載けて明文化していただけないかということをお聞きしたいのですが、よろしくをお願いします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

交流館につきましては、平成16年に建設されまして新規の交流施設及び平和学習で使用する施設として現在に至っているわけございまして、今年で15年目を迎えようとしております。施設等の管理につきましては教育委員会が行っております。施設内の整備等の不備は現在ございませんが、永年の使用等で劣化する設備等については点検しながら更新に努めてもらいたいと考えております。

また、国際化の動きに対応する英語併記ではありますが、今までに外国の方の来館が多い状況ではありませんが、国際化の流れとともに変化しておりますことから、外国の方の来館にも対応できるような表示等も今後検討していきたいというふうに考えております。

それから、何か汚いというのは早速、今、指示をしてやってもらうことになっておりますので、

そのうちきれいになると思いますのでよろしく申し上げます。

基金のお話がございました。基金は地方自治法第237条第1項において財産と位置づけられております。また、同法第241条第1項において特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するため、必要な場合には条例で基金を設置することができる規定されております。本町では、平生町基金条例を設け、基金の管理及び処分など必要な事項を定めており、適正な資金管理に努めております。

会計年度の決算時においては運用状況の書類を作成し、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告させていただいております。

平和基金の設立につきましては阿多田交流館の施設維持に役立てるという目的から特定の目的基金として位置づけられるものであると推測されます。当面、一般財源において施設維持に対応していく考えではございますが、今後來館者が増加するなどして使用料を徴することとなった際には、その使用料を館の維持管理費に充当すべく基金を新設し、積み立てをしていくことが地元地域の皆さんや来館者の意思であると判断できれば改めて考えていきたいというふうに考えているところでございます。

追悼式に中学生は参加できるかというご質問でございました。平生町遺族会連合会は佐賀遺族会、曾根遺族会、大野遺族会、平生遺族会で構成されております。平成17年度までは各遺族会が各地区で慰霊奉賛会と共催で神社や寺で追悼行事を行ってまいりました。しかしながら、実質は町主催で行っており、政教分離の観点から多少の問題がありました。平成18年度から町主催の無宗教形式で1カ所、武道館でございますが、行うこととなりまして現在まで続いているものでございます。遺族会連合会は大野遺族会と曾根遺族会で会長を互選してまいりまして、遺族の方には参加の案内を町が郵送してまいります。毎年、開催している平生町戦没者追悼式は各地区遺族会に参列の案内をしてまいります。参列される人に関して特別に規制を設けているわけではございませんので、全ての町民の参列は可能でございます。ただし、例年、平日に開催するものなので、授業、学校行事との調整が必要となってきますし、また遺族会の方々も高齢化等により会員が減少してまいりまして参列者も少なくなっておりますので開催時期、会場の規模等、再度検討している段階にありますので、それらを踏まえて検討してまいります。

なお、31年度追悼式については5月の改元に伴う連休の影響を考慮しながら開催時期を調整中であります。

平和活動を平生町総合計画に載せるべきではないかというご質問がございました。本町では平和活動の一環として平成25年度から日本非核宣言自治体協議会に加入しております。本会は昭和59年に非人道的核兵器の使用が人類と地球の破滅の危機をもたらすことに鑑み、生命の尊厳を保ち、人間らしく生活できる真の平和実現に寄与するため全国の自治体、さらには全世界の全ての自治体に核兵器廃絶平和宣言を呼びかけるとともに非核都市宣言を実施した自治体間の協力

体制を確立することを目的として設立され、非核都市宣言に関する情報並びに資料の収集及び交換などを実施している団体でございます。

本町では、平成8年に非核平和都市宣言を決議していることから、今後も同協議会への加入を継続してまいり所存でございます。

松本議員からご質問いただいております第五次平生町総合計画への平和活動の維持等に係る記載につきましては、同計画への記載事項についてはこれからの策定の中での協議検討を進める過程において決定していくものと認識しております。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 戦没者追悼式への中学校の参加について教育長にというお言葉がございましたので、お答えいたします。

戦没者追悼式のあり方については、今、町長さんのお答えにもございましたけど、これまでの経緯であるとか、また遺族会の方々のお考えというのが大変重要なのではないかなというふうに思っておりますので、そのあたりを考慮しながら担当課のほうでまた考えられるのだろうというふうに思っております。

ただ、広島での平和学習の例をとってお話をされましたので、それについてちょっとお答えさせていただきますと、学校教育の中で平和学習がどのように取り扱われているかということなんですが、これは学校教育ですので学習指導要領という法的に拘束力のあるものによって学ぶ内容が決められておりますし、時間数も決められているというところでございます。その中で効率的な学習がどのように組んでいったらいいかということでカリキュラムを作成していくことにあります。

今、中学校2年生の広島での平和学習は生徒みずからが課題を見つけて解決していくという学習なんですけど、それを総合的な学習ということで、ただいろいろ聞いて調べてというのではなくて、みずから何を調べて、どのように発表していくかまで全部を全て生徒が考えながらやっていくという学習なんですけど、そういった総合的な学習と歴史、公民にかかわる戦争にかかわってくる社会科をうまく組み合わせながら時間を生み出して使ってやっているということでございます。そのように限られた時間の中でもありますので、その学習するための資料とか教材がたくさんあって、効果が上げやすく、そういった学習を仕込む必要があります。それで、今の広島での平和公園については、一つは子供たちと同じ同世代、あるいはもっと小さな子供たちもあわせて一般市民の多くの方が亡くなられた地であることというふうなことで共感が得やすいというようなこともありますし、資料館や記念碑、それから語り部の方たちもいらっしゃるということでとても学習しやすい環境になっているということで多くの学校がそこを平和学習の活動の拠点というような形で考えているというふうに考えております。

一方で、平生町での戦没者追悼式の参加ということになりますと、これは地域によっても違う

と思うんですけど、各地域でも戦没者追悼式に子供が出てやるという場合もあるんじゃないかなとは思いますが、そう多くはないんじゃないかというふうに思いますが、その地域によって空襲がすごくひどくて多くの一般市民が亡くなられて、そこにいろんな記念碑があったりとか、いろんなことをずっと語り継いでこられているものに関してはそういった学校教育との関係性というのもあっているのかなと。一方、多くの軍人さんで、お国のために戦っていかれたという方々の慰霊を弔うという目的でずっと追悼式が、主にそっち側が多いというところであれば、またちょっとニュアンスが違ってくるのかなというふうな、さまざまなその地域地域での特色があるのかなというふうに思っております。

それで具体的に平生町での戦没者追悼式の参加ということで考えると、今、休業日の一般参加というんじゃなくて、今のように平日の授業の一環としての参加ということになった、今現在の平和学習をちょっとやめてそれに置き買えるというふうな形になっていくんだろうというふうに思っています。

そういったことと先ほど申しあげたこと、全てを考慮しながら検討していかなければいけないということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後2時15分からといたします。

午後2時01分休憩

.....

午後2時14分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） それでは、再質問させていただきます。

平和基金に関しては、検討するような感じをちょっと受けたんですが、今の財政状況で考えればすぐにやったほうがいいんじゃないかなと私は思っていますのでよろしくお願ひします。

あと、中学生の方たちを戦没者追悼式に参列していただけないか、平日はちょっと、あと学習カリキュラムに入れるのも平和学習のほうをやめてという感じになるとちょっと難しいかなとは感じますが、もしかしたら平日じゃない日にしてもらえれば参加できるとちょっと可能性が見えるかなとは思いました。

あと、第五次平生町総合計画のほうもやっていただけるような感じを受けたのでお願ひしたいところはあるんですが、今回、平和活動ということで質問するにあたって、これはちょっと経緯が私の中でありまして、広島原爆ドームの近くにソーシャルブックカフェハチドリ舎というのがありまして、あそこでいろいろな映画上映会やら原爆被害に遭われた語り部さんと語り合う日とかを設けてやっているんです。平生町もそういう阿多田交流館というのがあって、平和に関し

てはいろいろ阿多田交流館を中心にやっているということで、規模は小さいながら平和学習というものをやりやすい地域だなと思っています。

そして、広島広域のほうでは紹介だと阿多田交流館を紹介しているんです。私の記憶では2年前ぐらいだと思うんですけど、上関、柳井、柳井が入っていたかちょっと、田布施、平生にバスツアーで来るときに阿多田交流館に寄られたということで、行政のほうもそういう動きで広島とは付き合うんじゃないかなという目で見えています、私は。

それで、もっと積極的にやっていって、平生町が広島とちゃんと平和を通じて交流できたらいいんじゃないかという意味で今回取り上げさせてもらったということです。

先ほどから平和の交流の場所ということで阿多田交流館を挙げさせてもらっているんですが、先ほど言った、広島のそのソーシャルブックカフェハチドリ舎では、さっき言いましたけど、身近に語り部さんと語り合う場を設けて、交流館もそういう企画展というか、交流会とか、そういうふうなのを、あそこにテレビが置いてあって、ビデオも何本もいっぱい置いてあるんです。そういうのを上映しますから来てくださいとか、そうできないかなと思うところはあるんです。

今、フェイスブックでそういうイベントを発信しようと思ったらもう数分でできる時代ですから、もうちょっとSNSも活用してもらって、もしくはその人たちができなかったら観光協会とも協力をしてピースツーリズムという言葉がある、さっきアグリツーリズムとちょっと似たようなものなんですけど、ダークツーリズムという人もいます。戦争遺跡、要は人類の負の遺産を見に行くというダークツーリズムと、平和学習をしようという、広島はピースツーリズムというものを聞いていますが、そういう活動を平生町の1つの柱にしてちゃんと据えてやっていったらどうかと私は思うんですが、そういう意思是町長におありかどうかをちょっと最後聞いておきたいんですが、よろしくお願いします。

○議長(福田 洋明君) 浅本町長。

○町長(浅本 邦裕君) 答えいたします。

確かに回天は余り知られていないですよ。やっぱりもう少し情報発信していかなければいけないということは私も認識しております。どのような形が一番いいのかということもあるんですが、まず、私が思っていたのはおっしゃったとおり大島と柳井と田布施、上関、平生が一緒になって観光ルートをつくらんといかんというふうに思っています。その中の一つとして、今おっしゃったようなこと、例えば大島には陸奥記念館があります。よそはどんなのがあるかよく知りませんが、あと光、周東の辺にも何かあるというふうなのを聞いていますので、そういうのをちょっと調べて1回ルートをつくってみようというようなことを今考えております。やはり、1町だけ、平生町にこれだけ見に来てくださいというのはなかなか難しいものがありまして、やはり何か引きつけて、ルートをつくって1泊2日コースなら1泊2日コースでもいいですから、そういう形で生み出さないとなかなか1つだけを見に行くとなると来る人は少ないわけでごさいます、そういう

観光ルートをぜひつくってみたいなというふうに思っております。

また、回天基地につきましても、こういうのがあったんだということは平生町として発信をしていかないとご承知のとおり日本全国みんな知っていることではございませんので、あそこの鹿児島県の知覧のように特攻隊の話は皆さんもご承知ですし、いろんなところでも話題になったりもしますが、回天基地ということになるとなかなか皆さん知っているということではないので、平生町として情報発信をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 阿多田交流館の活用ということだろうと思いますけれど、今、阿多田交流館は年間に3,000人から5,000人ぐらいの利用者が、立ち寄られる方がいらっしゃるということで、そのうちの七、八割は町外の方という実績を持っております。町内の文化施設などでも一番来館者の多い施設であるというふうに認識をしております。

今の施設の利用状況でございますけれども、毎年、平生町に来られた、新転入の教職員、それから町の新人職員等の研修会をあそこでやっております。平生町の歴史であるとか、戦争時の講話を聞く研修を行ったりもしております。

また、子供たちですけれども、毎年、町内外の中学校の生徒が平和学習ということであの施設を利用して学習しています。平生中だけではなくて、町外からも来てやられているという実績も持っております。

また、先ほど広島広域都市圏のお話がありましたけど、魅力発見日帰りバスツアーということで、昨年3月、上関にずっと行って昼食をとられる間にあそこで学習をするというようなこともありますし、昨年8月15日のKRY、熱血テレビでも取り上げられて生放送をやるというようなこともあって、かなり情報発信はできているのかなというふうに思っております。

それから、もう一つ、回天の基地ということで大津島とそれから光と平生町ということで、その3つを同時に巡ろうというんでパンフレットを、これは大津島のほうを中心に周南のほうでつくられていて、そういったものをつないでいくというようなこともありますので、そういったものもまた情報発信していければいいのかなと、その中でも特に船に乗らなくてすぐ施設が見れるというのは阿多田交流館の魅力であるというふうにも思っております。そういったさまざまなメリットのところもありますので、しっかりと平和をもとにした、これからは情報発信を進めてまいりたいというふうに思っております。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 通告書に従い、質問させていただきます。

平生町長に就任して数カ月ですが、財政難のこの町を何とかしたいとの思いで夢と希望を持って初めて予算に取り組んだと思われ、意気込みと編成後の思いを伺いたいです。

予算方針は財政健全化に配慮しつつ、限られた財源の中で町が抱えるそれぞれの分野における諸課題の解決に向け、創意工夫と柔軟な発想により、効率的に事業を推進し、その効果を高め、未来へつなぐ町財政運営を行う必要があるとしています。これを踏まえ、2019年度予算はテーマを「いきいき住みよい、安心して安全なまちづくり」です。住民に寄り添ったテーマと思われました。

2点伺います。1つ目は財源なくして改革は大変難しい。どのように配慮したか、創意工夫した点は何かです。また、諸課題の解決できなかった問題はありますか。今回、例えばです、予算に反映できなかった部分があるとか、今年度はできないけども、一挙にはできない、二、三年かかるというような部分があれば、その点をお伺いします。

そして、2点目に、重点施策で3つの公約があります。地域防災力の強化、財政健全化、少子高齢化対策、予算編成に当たって各項目ごとの思いはどうだったのか、お伺いするんですが、この3点は今年度だけでなく、即結果が出るものでもなくこつこつ実践していくことが大事ですので、先ほど概要説明の中でも伺っておりますので、大変だとか予想外にうまくいったんだとか、そういう思いで結構ですのでその部分をお聞かせください。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

やり残したものと伺いますか、そういうものはたくさんあります。ここで申しあげられないほどたくさんありますので、やったものからちょっと説明させていただきたいなというふうに思います。

私、町長就任後、早々に新年度予算編成方針を作成いたしました。本町の財政状況は社会保障関係経費、庁舎を含め公共施設の老朽化対策をはじめ、多様化する町民のニーズに対応するため、多額の一般財源の確保が必要な状況でありました。これらを支える自主財源として歳入の根幹をなす町税は人口減少に伴う納税義務者の減少や所得の伸び悩みなど、収入の伸びを見込めない厳しい状況にあります。歳入予算総額の3分の1を占める普通交付税は安定的な財政運営に必要な一般財源として向こう3カ年は30年度の水準を確保するとされておりますが、国の動向に左右される依存財源に頼っている状況でございます。

本町を取り巻くこのような状況の中でも持続可能なまちづくりを目指して将来にわたり、持続可能な行政サービスを提供できる町政運営体制を構築していかなければなりません。私は予算編成方針として職員一人一人が財政状況をみずから課題として直視し、限られた財源の中で町が抱えるそれぞれの分野における諸課題の解決に向けて事業の優先度を考えること、そして選択と集中のもと創意工夫と柔軟な発想を持って予算編成に取り組むよう指示をしたところでございます。

全ての世代が安心して安全に暮らすことができる町を目指すとともに、若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現するとともに本町が持つ魅力を最大限に引き出し、真に住み続けたい、住ん

でみたいと思えるまちづくりを進めるため、2019年度予算編成テーマを「いきいき住みよい安心で安全なまちづくり」と定め、総合計画と未来戦略の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

歳出の面では、多岐にわたる財政事情に対応するため、事業の優先度を考え徹底したむだの排除を行うとともに、施策と施策、事業と事業の連携を図るなど効率的な事業推進に創意工夫と柔軟な発想を持って取り組んでまいりました。

歳入の面では、基盤となる財源の確保として地方創生事業など国、県の補助メニューの活用はもとより、町債においても将来の負担を見据え交付税措置があるなど有利なメニューの活用を図り一般財源の確保に努めてまいりました。限られた財源を有効活用して将来の平生町を活力のある町であり続けさせるための町行財政構造の構築を行ってまいりたいと考えておりますが、公共施設の老朽化対策など地域が抱える諸課題の解決に財政需要とあわせて一定の時間を要することなど、継続して取り組むべき施策が山積みしていることも事実であります。未来を見据えたまちづくりに着実に取り組んでいくのも重要であると考えており、未来への投資として未来戦略に基づく施策である若者定住促進事業などを推進しております。若者定住促進対策による県外などの出身者をはじめとする移住希望者を呼び込むための施策などによる人口の減少対策や新たに起業される方に対する支援による産業の創出を図ることで実質的に町税の確保にもつながることを期待しております。

町が抱えるそれぞれの分野における諸課題の解決に向けて、事業の優先度を踏まえ、住民サービスの低下を招かないよう住民目線のバランスのとれた事業費配分に取り組んできたと考えておりますが、多額の事業費を要すること、未来への投資、特別会計への繰出金の増額などに対応する財政需要のため、やむを得ず財政基金から繰り入れを行ったところであります。引き続き、持続可能なまちづくりの実現を目指して施策推進のための税収の確保や経常経費等のさらなる削減など聖域なく見直すことにより財源確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

住民に最も身近な基礎自治体である町として、住民の期待に応え、安心で安全に夢と希望を持って暮らせる社会の実現に向けて最大限の努力をしていかなければならないと考えております。

それから、町長の就任に当たりまして3つの取り組みを公約として掲げました。

第一は災害に強い地域防災力の強化でございます。さまざまな災害に備え、危機管理意識を持って災害対策に取り組んでまいります。昨年10月には避難所の円滑な運営につきまして避難所運営マニュアルを作成いたしております。2019年度におきましては、自主防災組織の合同訓練を堅ヶ浜地区において開催することとしており、訓練に要する経費を補助金として予算計上いたしているほか、いろいろな形で開催される防災訓練用としての備品を購入する経費を計上いたしております。土砂災害ハザードマップは作成しておりますが、地形をもとに作成されたものであり、より地域の実情に応じたハザードマップを作成して、土砂災害に関する地域住民の意識啓



発を図るため、町独自の訓練を考えておりましたところ、新年度において県が主体となって住民参加型土砂災害ハザードマップ作成支援事業を活用した自治会等、地域単位での災害対策への取り組みへの参加を考えております。自主防災組織の合同訓練とあわせて取り組みができればと考えております。

また、2019年度のハード事業として危険ため池の改修を進め、下流域の住民の安心を確保する計画策定に所要額を計上いたしているほか、高波、波浪などによる災害から集落を防御するため高潮対策の事業も継続して進めてまいります。いつ何時発生するかわからない非常時に備え、地域の実情に応じた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

第2に、財政の健全化でございます。新年度予算編成におきまして触れておりますが、歳出の面では多岐にわたる財政需要に対応するため、事業の優先度を考え徹底したむだの排除を行うとともに施策と施策、事業と事業の連携を図るなど効率的な事業推進に創意工夫と柔軟な発想を持って取り組んでまいりました。歳入の面では基盤となる財源の確保として地方創生事業など国、県の補助メニューの活用をもとに町債においても将来負担を見据え交付税措置があるなど有利なメニューの活用を図り一般財源の確保に努めてまいりました。公債費につきましても過去の借入れにおける償還が今後も減少していく推測をしております。新規借入れの抑制を図ってきた効果だと考えており継続をしていかなければならないと考えております。多岐にわたる財政需要のため、一般財源の確保、基金残高の確保が必至であります。持続可能なまちづくりを目指して平成28年度から実施しております第6次行政改革大綱を踏まえ、財政運営の効率化、適正化を図り将来にわたり持続可能な行政サービスを提供できる町政運営の体制を構築してまいります。

また、歳入に合った効果的で効率的な基金に依存しない財政運営を目指して行財政改革の推進と職員の意識改革を図ってまいります。

第3は、少子高齢化の問題への取り組みでございます。財政の健全化に向けた取り組みを進めると同時に長期展望に立ち未来を担う子供たちが希望の持てるまちづくりを実践することも課せられた使命であると認識しております。平成27年度から実施しております未来戦略では本町が持つ魅力を最大限に引き出し、真に住み続けたい、住んでみたいと思えるまちづくりを進めており、アクションプランに掲げている政策目標の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

活力のある平生町の未来へ引き継いでいくためにも少子化対策は喫緊の大きな課題であり強い危機感を抱かざるを得ないものであります。2019年度において福祉医療対策事業として一定の要件に該当する小学校1年生から6年生までを医療費助成対象として保険適用医療費の自己負担分を助成する制度を拡充いたします。

継続事業ではありますが、子育て世代包括支援センターに要する経費を計上いたしており、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない総合的相談支援体制を構築してまいります。本町の健康寿命は県内で女性が1番、男性が2番となっています。地域で高齢者がいきいきと安心し

て暮らすことができる地域社会の実現に向けた取り組みとして地域の皆さんが集う身近な場所において手首、足首におもりをつけて筋力アップを図る「いきいき100歳体操」を推進しております。予算増加により2019年度では新たにおもりを購入する経費を計上いたしております。

また、高齢者筋力トレーニング事業を年に3回開催しておりますが、事業といたしまして保健センターに設置しておりますトレーニングマシンを活用して筋力アップを図っております。高齢者は地域の生き字引であり、いきいき住みよい地域社会の権利に貢献していただける取り組みを進めてまいりたいと考えております。

3点について申しあげましたが、地域の特性を生かしたいいきいき明るく住みよいまちづくりを目指して1歩ずつ進めてまいりたいと考えております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） ありがとうございます。予算についての質問をしたのは、住民から浅本町長さんはどんな、どんな人かねといろんな人から尋ねられ行政に関心を持たれており、予算を通して住民に理解していただけたらと思ったからです。関心は改革につながるので、さらに住民目線は大切なので考えをお伺いしたいんですが、もう2つ全部まとめて一挙にお話しします。

予算は予定どおり執行され、行政と議会と町民の一体となり実践できて初めて立派な予算と思うので、平生町のため、より効果的につながるよう協力したいと思っております。町長の思いが町民に伝わるよう願っています。答弁があればお願いします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 私も昨年の12月に就任させていただきました。今までこの町にずっと40年以上いなかったわけです。帰ってまいりました。やはり余り変わっていないというイメージがありました、実際に。帰ってみて、ただ魅力はあると、前もどこかで言ったかもしれませんが、平生町にはすばらしい財産がある、それは山と海と海岸が長いというのはものすごく魅力だというふうに思っております。東京に住んでいたとき、海を見る機会というのはなかなかなくて、たまに見る海は私にとっては心が安らいだ記憶がございます。都会の人にはやっぱり海というものは大変あこがれを持っております。ですので、皆さん住んでおられる方は海の近くで大変だとおっしゃる方もいらっしゃいますが、都会の人から見ればものすごく幸せなことだというふうに私は思っております。本当にこの平生町の財産を生かしたまちづくりをぜひとも進めていって、いきいき活力のある平生町をつくってまいりたいというふうに考えておりますので、議会の皆さん、町民の皆さん、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） ありがとうございます。次の質問に移らせていただきます。

ラベンダー栽培の推進、植栽についての提案と質問です。

以前、平生町にはフラワーベルト推進事業があり、街並みには花壇にも、また設置された白いプランターにも花が咲き、行きかう人々の目を和ませておりました。生涯学習の一環として各団体の人々がボランティアで植えつけに参加しており、私も何年か参加させていただきました。いつの間にか花の咲かない花壇になり、いつの間にか白いプランターも撤去され、ハートピアセンターに白いプランターが壁のように積み上げられて異様でした。あれは何と町民の声も多くありましたが、金がないけえのけたんじゃろう、そんなうわさで持ち切りでした。いつの間にかこれも撤去され、今、ハートピアには10基ぐらいですが、ほかで活躍されているんだろうと思います。今、花らしきものは植えてありません。この話は浅本町長の初議会、昨年12月の定例議会で私の質問の中に住民は役場に相談すると金がない、金がないで話が進まず我慢が普通であきらめの感もありますとの質問に、浅本町長は金がないなら知恵を出し合い、みんなで町をよい方向に進めたいとの答弁があり、そんな会話を町民とのコミュニケーションをしていたときに出てきた話でよいヒントだと思いそれは金がないよう進めたらどうかというところにラベンダーの話が出てきました。そしたらみんなでラベンダーを植えようじゃないかという話はそのヒントを得て私は農林事務所に問い合わせたり、他にも話を尋ねてしてみました。専門的な立証はまだありませんが、栽培はよいのではと思いました。ラベンダーは鮮やかな紫色と心地よい香りが魅力のハーブです。草花として扱われていることが多く、花壇や植え込みやコンテナ栽培が盛んです。草花で扱われていますが、本来は木です。環境美化として栽培するのは環境は日当たりと風通しがよい場所、風にも強く、水は朝、土の乾いたときだけたっぷり水やりをする。土は酸性を嫌うため苦土石灰を使用、畑をつくることです。病気と害虫の被害はほとんどなく、増やし方は挿し木で増えていきます。育てやすく植え込みの手間もなく経済的です。鳥獣対策としてにおいが強いので、イノシシが近づきにくいのです。最近、イノシシが山から道路にまでおりてきています。子供たちの遊ぶ公園や家の庭先やフラワーベルトのプランターなどにも植えることにより危険防止になります。

健康対策ではにおいを香じることにより精神安定、認知症予防への効果もあると言われてます。これは現に町内で母親の介護をされている人の声でもあります。アロマで気持ちを癒すためにラベンダーが使われていることは皆さんご存じだと思います。行政でラベンダー栽培に取り組み、町内の希望される方へ分け合いながら町内をラベンダー紫一色で美しい町にして環境を守り健康に暮らせるまちづくりにできるのではないかと思います。きょう、試行してはいかがでしょうかという質問をさせていただきました。試行していただけるでしょうか、その答えだけいただきたい。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ラベンダーはシソ科の植物で芳香植物として園芸用として愛好されてお

りますが、一面に群生されると色鮮やかに美しい景観をもたらし、全国各地の花公園などに植栽されております。

また、鳥獣対策としてイノシシの被害防止への効果があるという点につきましては、イノシシの臭覚が優れている点に着目し山椒やトウガラシといった植物を嫌う傾向があるとされていることから、ハーブ類にも同様の効果が期待できるとしてラベンダーの作付けによるイノシシ対策を行っている地域もあるように伺っております。

ラベンダーがハーブを代表する植物の一つであるように、香水や石けんなど香料としての活用は一般的に知られておりますが、その他にも抗菌、鎮痛、消炎、循環器の活性化など作用もあるとされていることから、頭痛、消化不良、胃炎などの薬用に用いられることもあると聞いております。また、ストレスでこわばった心身をリラックスさせるといった鎮静作用があるとされており、ハーブティーやジャムなどの原料としても活用されております。

ラベンダーの活用につきましては、せっかくのご提案でもございますので日本型直接支払制度の対象集落等へ呼びかけるなどしてイノシシ対策への効果について検証してみたいと思います。

また、ハーブの原産地には地中海も含まれていることから、イタリアーノひらおの取り組みの一環として活用できないか、あわせて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） ありがとうございます。今、笠戸にラベンダーが植えてあります。私も以前行ったことがあります。これは観賞に訪れる人も多いようです。

また、柳井市の保健センターにも植えてあるそうです。私の知っている保健師さんが中心になってやられているみたいですので、近回りではそこへ行かれるのがいいと思います。この皆さんとのコミュニケーションを図っている中で出たときにこういう話があったので、人に聞いてみてと言ったら、その人たちもいろんな人に尋ねてみると何人かの人に話してみるとみんなでやればいい、金がかからんのならいい、私らも協力するという声ばかりだったそうです。

いいお返事をいただきましたので、質問はこれで終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、本町の強靱計画についてでございます。今年の5月1日が平成は最後となります。今、平成31年です。平成に入りこれほど災害の多かった時代つちゅうんですか、それはなかったと思います。平成に入り全国報道された災害は40件以上となり、約、毎年日本のどこかで災害が起こっていることとなっております。

日本は7割が山で、そして四方が海に囲まれた島国である以上、地震による津波、大雨による

土砂崩れはいつでも起こっておかしくない災害となります。あすは我が身として肝に銘じて日ごろから備えておくことが大事ではないかと思っております。

そして、近年は異常気象ではないかといわれるものが多く発生しております。昨年だけでも史上初の観測レベルが多くありました。昨年の災害を見ても4月には島根県西部地震、6月には大阪北部地震、7月には集中豪雨、本町におきましても土砂災害は発生しております。このように昨年の水害は平成最悪の水害といわれています。そして、8月は猛暑、歴史的最高の気温の更新。9月は近畿地方に上陸した台風、そして北海道地震。昨年だけでもこれだけ大規模な災害が起きていることに異常を感じている人は多くいると思います。

本町においても、昨年7月6日から7日にかけての集中豪雨、大雨のときの土砂崩れっちゅうのはそれはまだ完全復旧にはいたっておりません。またもう何カ月かしますと梅雨時期がやっつてまいります。

このように自然災害はいつ起こっても不思議ではありません。この日本の小さな国に1億人の人が暮らすのであれば、天災、人災の部分に関して国土強靱計画が大きな役割を果たすと思いません。

ここで、本町の強靱計画について伺います。強靱計画は平成27年度から平成31年度とし、おおむね5年ごとに見直すこととされます。そろそろ見直す時期がきております。今後、町内での大雨、そして浸水土砂災害、台風による風水害及び高潮対策、中山間地域における防災対策等について、これから町はどのように対策をとっていくのか具体的に述べていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 国では、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施するため、国土強靱化基本計画を作成し、大規模自然災害等に備えた強靱な国土づくりを進めております。

これは大規模自然災害等への備えについて油断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での防災の範囲を超えて、国土政策、産業政策も含めた総合的な対応を行っていくものであります。今後、いかなる災害等が発生しようとも、人命の保護が最大限図られること、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、迅速な復旧・復興の4点を基本目標として強さとしなやかさを持った安全・安心な国土地域経済社会の構築に向けて国土強靱化を推進するものでございます。

山口県においても台風や土砂災害、地震など、県内で想定される大規模自然災害に備え、事前防災・減災対策を進めるために必要な各分野の取り組みを幅広く検討し、国の国土強靱化基本計画に基づき強靱化に向けた取り組みの指針として、山口県国土強靱化計画を平成28年3月に策定しております。計画期間は国のガイドラインに基づいて平成27年度から平成31年度までの

5カ年とし、国の基本計画と同様に5年ごとの見直しとなっております。

昨年、西日本を襲った平成30年7月豪雨では土砂災害の被害により山口県内でも3名の尊い命が失われました。これを踏まえ、山口県では防災対策専門部会を開催し、情報伝達や住民の避難行動等についての検証が行われました。その結果、避難行動をとらない住民が多いとの課題が上がり、その課題解決に向けた取り組みとして県と市町が連携し住民が速やかに避難できる体制づくりの構築を目指しており、来年度には本町においても取り組みを予定しております。

災害時の逃げ遅れゼロの実現を目指すためには町内の全ての地域で取り組みを進めていくことが理想ではありますが、全ての地域で同時に進めていくことや行政が直接地域に入って取り組みを進めていくことには当然限界があります。そのため、この取り組みは町内の土砂災害特別警戒区域内の人家戸数が多く、災害リスクが高い地域を率先避難重点促進地域として設定し、率先避難に係るモデル事業として実施を行っていき、それにより地域防災リーダーの醸成もあわせて目指してまいります。

その後も町全体に浸透させ、住民の避難行動が自発的に行われるための体制づくりと災害防災意識の底上げに取り組むことにより災害時における逃げ遅れゼロの実現を目指して地域防災力の強化を推進していきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） 町内で具体的にどのようなことをしていくのか、それがお聞きしたかったんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 防災・減災関連としてどのようなことをするのかということですが、私どもが来年度以降を予定しておりますものは、まずため池の緊急防災体制整備促進事業を行って、ため池の決壊を食い止めるという事業、漁港海岸保全施設整備事業、高潮・波浪等による災害から海岸背後の集落を防護するための胸壁及びゲートの整備、それから横断歩道橋の撤去もございまして、平生小学校前の横断歩道橋の撤去を考えております。

また、大内川総合流域防災事業につきまして共栄橋のかけかえ、海岸堤防老朽化対策事業といまして平生町地区の海岸の護岸の補修、補強を行うこととしておりますし、また自然災害防止事業として水場地区の急傾斜地の補修、これらを今のところ考えているところでございます。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） 今からこのようにしたらどうかということをおっしゃいますから、よく聞いておいてください。

大野の大井川の土砂の撤去はもう十分にできております。そして道路も結構、町側、北側の道路は大きな道路に変わっております。ですが、そこの大内川は今のところ土砂の撤去もなされておられません。そして、北側の位置も昔の私が生まれたころの町、ほとんどその時代のころの道、

老朽化が激しいといってもよいでしょうけど、それで大内川から北を守るには、その道路をちゃんと整備するか、そして先ほども池の話が出てまいりましたが、天池です。あの天池を貯水池に持って行くとか、そういったことを県のほうに要請して、そういったものを平生はとにかく道が古しい堤防もちゃんとしとらんので、そういった天池を活用して貯水池をつくりたい、そしてそこを公園化したいとかいうことを要望を上げてほしいんです。そして、そういうことをして平生のあっちの町のほうを守っていただきたいんです。

それと、今、ヌートリアという動物、平生町にはおりません、これは土手を破るそうでございます。それで、そのヌートリアというのは土手の中に巣をつくって何代も何代もその巣で生活をする。その巣っちゅうのがだんだん大きくなってそこから水漏れが起きて一気に土砂崩れとかいうことが起きるそうでございます。まだ、今、そこの大内川のところはそういう状態にはなっておりませんが、そういうことも考えられますので、そうしたようにしたらいかかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） そういうことも考えながらやっていきますが、先ほどから言いましたとおりやりたいことはたくさんあります。だから、ちゃんと優先順位を決めて、今やっているところでございます、まだまだ本当にやりたいことはたくさんあります。一遍にできれば一番いいんですけども、財政に余裕がありませんものでできるところ、優先順位をつけて少しずつではございますが、やっていくしかないと思います。本当に言われていることはよくわかります。いろんなところで私も危ないというのは見ます。ただ、一遍にすることができないもので、申しわけないんですが、もう少し待っていただきながら優先順位をつけてちゃんといずれかはやるようにいたしますので、そのところはよろしくお願いを申しあげます。

以上です。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を午後3時20分といたします。

午後3時03分休憩

.....

午後3時20分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、本町の寄附行為についてとふるさと納税の寄附とその他の寄附について伺います。少子高齢化、人口減少に伴い、空き家、空き家といった適正に管理されない不動産が町内にも増えているところでございます。不動産は持っているだけで固定資産税を払う必要があります。土地の評価が低ければ固定資産税は安くて済みますが、広い土地となりますとそうはいきません。

建物が建っていたり、農地であれば税負担軽減の措置がありますが、通常の土地では建物が建

っていないものは特例の適用が受けられません。また、農地として固定資産税の軽減税率の適用を受けるためには、継続して農地として使用しなければなりません。崖地などで崖崩れで隣地に被害が発生すれば賠償責任を負わなければなりませんし、建物が壊れて通行人をけがさせた場合も賠償責任が生じます。

土地は定期的に管理しなければ隣地の所有者からクレームを言われることもあります。このように、持っているだけで負の財産となることがございます。処分をしようとしてもなかなかうまくいきません。誰も買い手がなければ自治体に寄附しようと思いつかぶのではないのでしょうか。この寄附を、不動産の寄附でございますが、この寄附を受け入れるにはどういった要件があるのでしょうか。

そして、次に、ふるさと納税の寄附金が、今、具体的にどのように使われたのかということが気になるところでございます。このふるさと納税には使い道を指定することができます。ふるさと納税として寄附をいただく側は使い道を工夫する必要もございます。例えば、新庁舎の一部の資金にするとか、本町では都市計画税を取っておりませんので、中山間地域の生活道路の整備に使うとか、将来、形として残っていくものを使うとか、いろいろ使い道を工夫すべきだと思います。

ここで伺いますが、ふるさと納税とそれ以外の寄附金はこういったことに使われているのでしょうか。先ほどの町への不動産の寄附の要件について伺います。よろしくお願ひします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

近年、不動産所有者の高齢化や財産相続者から、遠方に居住していることなどから、売却や活用ができる維持管理が困難となっている不動産について、自治体への寄附の相談も増加しているところでございます。

本町における不動産についての相談件数は、平成22年度から40件近くに上り、特に平成28年度は12件の相談を受けております。このうち、約7割は町外からで、多くは関東または関西の都市圏からとなっておりますが、ご相談いただきましたほぼ全件についてお断りさせていただいている状況でございます。基本的な姿勢といたしまして、不動産の寄附につきましては、利活用の予定が見込めることや地域の環境保全または開発抑制等のために必要なものについて受納いたすこととしております。

町の寄附採納の要件といたしましては、開発行為によるものや道路等の施設については要綱等により規定しておりますが、これら以外につきましては、特別に取り決めを設けてはおりません。社会通念上として法令に違反しないこと、公序良俗に反しないこと、政治、宗教、反社会勢力等の団体または個人が関与しているものではないこと、事件や係争の原因となる恐れのないこと、大幅な費用負担が生じないこと、公的管理が不適當でないこと等が考えられております。



それから、ふるさと納税につきまして、寄附金の使途につきましてお尋ねがございました。

本町のふるさと納税につきましては、平成27年4月から寄附者に対して返礼品を送付するふるさと納税促進事業を開始し、取り組みを強化したことで、事業開始から寄附件数、寄附金額とも順調に増加し、本事業の目的であります自主財源の確保と地域産業の活性化に一定の効果があったものと思われまます。

また、寄附金の使途でございますが、現在は若者の定住、移住支援、未来を担う子どもたちに対する支援、地域活動の支援などに活用させていただいております。主な使途につきましては、若者定住促進住宅事業、起業支援事業、地域元気づくり交付金事業、福祉医療費、乳幼児の予防接種、児童生徒予防接種などがございます。

今後につきましては、この事業の目的であります自主財源の確保と地域産業の活性化に加え、寄附者に対して、あらかじめ寄附金の使途を明確にすることで本町の魅力の詰まった返礼品だけでなく、本町の取り組みに共感し寄附をしてもらえるよう誘導していきたいと思っております。

特に、新庁舎建設にかかる事業につきましては、ただいまいろいろと検討しているところでございまして、現在の本庁舎は昭和35年に建設されて約60年が経過しております。老朽化や狭隘感に加え耐震性が不足しておりますので、安全面や住民サービス、行政効率の低下への対応が急務となっております。

新庁舎の完成を目指しまして、町政の拠点、住民の生命と財産を守る防災拠点施設としての役割を果たすとともに、イベントなどにも使用できる機能を有する多目的型の庁舎を整備することを予定しておりまして、そのため、新庁舎の建設にあたる費用が必要となることから、新庁舎建設のための費用に活用させていただくため寄附を募りたいと思っております。

特に、寄附をしていただいた方につきましては、新しい庁舎にご芳名を載せさせていただいて、永久にそこに飾っておきたいなというふうに思っております。特に、平生町出身者、もしくは、関係者の方々が東京や大阪のほうに、大都市に行かれている方は、多分、これを見たら、少しは寄附してみようかなというふうな気持ちになっていただければありがたいなという気持ちで、特別に寄附を募ってみようかなということで、今、原課のほうでは、その作業に、今、必死でやっただいただいているところでございます。

それから、寄附金の使途でございますけれども、今申しあげましたふるさと納税以外に、その他にもいろんな寄附をいただいております。これまでに、町内外の住民及び団体から、町へ住民福祉の向上に役に立ててくださいとのご厚意により物品や金銭をいただいております。物品につきましては、寄附者の思いをくみ取り、しかるべき場所へ保存し、大切に利用させていただいております。金銭につきましては、使途が明確となる特定寄附であるか、住民福祉全般の一般寄附金であるかを、寄贈者の思いを確認させていただき、住民福祉の向上に役立てさせていただきました。いずれにしても、財産をなし得る寄附をいただきますので、丁寧な取り扱いとさせてい

ただきたく、長く使用できるように努めております。

寄附の実績でございますが、平成30年度は物品、平成29年度も物品が3件。28年度は物品1件に金銭が2件。27年度は物品が3件に金銭が2件、平成26年度は物品が3件に金銭が1件となっております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） それでは、再質問をいたします。

不動産の部分はほとんど断っているということでもございました。この不動産は固定資産税、町におきましても大切な自主財源でもございます。そして、まだ、今はこういうふうには払ってもらえる人がおる時はまだいいんですが、この人がおらなくなると、今後、どういうふうに進んでいくんでしょうかね。

いろいろ税務課の方は、親族つながって相続人を探していくんでしょうけれども、それもいなくなると国庫に帰属という形になるんでしょうかね。そのへんはいいですかね。

○議長（福田 洋明君） 町長。

○町長（浅本 邦裕君） ちょっと、そのへん、私もよく承知はしておりませんが、いずれにしても、その持ち主の方が、今、どちらに居られてというのは探します。それから、見つからない場合は、当然、ずっと滞納になっていきますので、いずれかの時点で、その滞納が取れないということで時効といいますか、なくなるという形になるのかなと思います。

本当に、持ち主がわからない、全くわからないということであれば、もちろん、国のほうに入っていくんだらうと思います。私も正確に調べておりませんので正確ではないかもしれませんが、基本的には、国の財産になるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） それでは、ちょっとふるさと納税の、ちょっと言いたいことを。ふるさとの歌というのがございますよね。山とか、川とか出てきますよね。それで最後は、いつの日にか帰らん、山はあおきふるさと、水は清きふるさと。そういった思いでふるさと納税をしてくれる、ここの平生町出身の方も結構おられると思うんですよね。先ほど申しましたが、いろいろ都市計画税を取っておらんということで、中山間地域に使わないといけん財源を都市計画事業費のほうに回して、山のあっちの、中山間地域の整備というのに、恐らくそんなにされておらんと思います。

それで、今は、救急車の曲がれん道とかも、まだ入れない道とかも結構ございますので、そういったところにも使っていくべきふるさと納税を。そういった使い道があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

基本的には、何に使っても一般財源なんですけど、そこに、どういうものを使うかというものを設けて、今、おっしゃられたようなものをその中に入れて、これに使ってくださいというのに丸がつけば、そちらのほうに、特定財源として使わせてもらうということは可能でございますので、そういう用途を明確にして寄附を集めたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 次に、中川裕之議員。

○議員（6番 中川 裕之君） それでは、通告に従って質問させていただきます。

先ほど、中本議員さんの質問の中にも防災力というようなことで、町長からのお答えがありました。そして、今、また、直前の村中議員さんの強靱計画ということで、防災関連ということで、町長、お答えをいただいております。私も、これ、防災関連の質問ということで通告をしておりますので、重複をするところがあるかと思いますがということになります、これは完全に重複します。しますので、あまりしつこく同じことを言わせるなということにもなるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、私の質問に入ります。

町長は就任以来、何度となく言われております。3本柱の1つになりますが、災害に強い防災力の強化。災害に強いまちづくりということを強く訴えられております。地域住民の生命、財産を守るんだというようなお言葉も聞いております。これ、一番大事なことであります。全く同意、同感であります。

先ほど、町長もちょっと触れられましたけども、あの東日本大震災から8年が経過をいたしました。まだ、きのう、きょうのニュースでは仮設で暮らしておられる方がいらっしゃると。8年たっても、まだ終わっていないと。こういうふうに感じたところです。そういうことで、その間、8年間の間で、北は北海道から中国地方はもちろん広島、岡山。そして、福岡、熊本、九州全域にわたって、まさに、日本列島信じ難い、考えられないような自然災害が多発をしております。

そういったことがあり、国は、全国の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域というものを、この区域の調査区域をまとめて、2年前ぐらいに発表をしております。山口県は、この都道府県の中でも上位にランクするというものであります。上位にランクというのはいいとふうに考えますが、これは、土砂災害の警戒区域が多いということですから、むしろ、これは危険なことになるわけです。県全体では、約二万三千数カ所あるということでありました。そして、本町では当時、230カ所の区域があるというふうに表示をされております。そして、また、つい昨年、豪雨によって、大小数十カ所の土砂災害が発生をいたしました。幸いにも人的な被害はありませんでしたが、生活を、また、農作業用の道が被災をしているというところでありました。これは、この前の全員協議会でしたか、31年度中には復旧の見込みだという説明も受けております。

しかし、この土砂災害警戒区域、特別警戒区域の中には、ただ道が通れなくなったような部分だけではなくて、人家、人命に及ぶような、大変な危険な箇所もあると思います。そういった箇所への事前の対応、事前の対策と、この230カ所ですね。具体的に、特に、中央におられた時には、防災の専門というふうにもお聞きをしております。そういったことで、この事前対策、事前対応をどのように考えておられるのか、忌憚のないご意見をお伺いしたいと思います。よろしく。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危険を生ずる恐れがあると認められる区域が土砂災害特別警戒区域となります。そのため、一定の開発行為の制限や居室を有する構築物の構造が規制されることとなります。

本町につきましては、平成28年に、山口県により、土砂災害防止法に基づき、町内210カ所が土砂災害特別警戒区域に指定されております。土砂災害特別警戒区域に指定されますと特定開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物などの移転の勧告及び支援措置、宅地建物取引における措置といった制限等がかかります。

来年度のソフト対策の取り組みといたしましては、村中議員への回答の中でも触れておりますが、県と連携をし、住民の避難行動が自発的に行われるための体制づくりと防災意識の底上げに取り組むことを考えておまして、これにより、災害時における逃げ遅れゼロの実現を目指すとともに、地域で発揮される災害対応力の強化を図り、災害に強いまちづくりを実現してまいりたいと考えております。

ソフトで申しあげますと、住民の方々への周知を目的に、平成30年3月に、平生町土砂災害ハザードマップを各戸へ配布させていただいております。また、ハードで申しあげますと、平成30年度から、土砂災害特別警戒区域内の用途に該当する建築物に対し、土砂災害に対して建築物が安全な構造となる改修に要する経費、また、崖地近接等危険住宅の移転を促進するため、住宅等に要する経費、危険住宅にかわる住宅の建設を行った際には、金融機関から借入れを行った利子に相当する額の費用を補助する制度を設け、実施させていただいております。

今後におきましても、毎年6月の土砂災害防止月間等に合わせ、住民の方々への啓発を、広報等を通じまして周知を徹底していきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

○議員（6番 中川 裕之君） 国が、この土砂災害警戒区域、そして、また、特別警戒区域を発表した時には、山口県では県のホームページ等でその箇所を詳しく示しておるので、皆さん、自分の住んでいる場所はどうなっているのか、よく確認をして自分を守る安全な対応をしてほしい

という、県のホームページでは、そういう呼びかけをしておると。そして、今、町長さん、お答えになりましたけども、本町では、一般の防災マップのほかにも土砂災害マップを、同時、全戸に配布していただきました。

でも、やっぱり、その時はあれしますが、つい、喉元を過ぎると忘れがちになります。ですから、引き続き、防災の浅本という意味で、これからの本町の防災に対して力を入れていただきたいと思いますようお願いをして、同じ重複質問になりますので終わります。

○議長（福田 洋明君） 次に、中村武央議員。

○議員（1番 中村 武央君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、交通安全施設の維持管理につきましてご質問をさせていただきます。交通安全施設には、道路標示や標識、構造物などさまざまなものがあるかと思いますが、そのうち、道路管理者が設置、維持管理する交通安全施設のうち、横断歩道橋についてお尋ねいたします。

町内に設置してあります横断歩道橋は、佐賀小学校前、そして、平生小学校前、2つの横断歩道橋があるかと思えます。うち、町道管理者であります平生町が管理する歩道橋として平生小学校前の横断歩道橋が挙げられるかと思えますが、この歩道橋、非常に老朽化が激しくて、非常に危険な構造物と言わざるを得ない状況にあるかと思えます。

過去の議会で通告質問等ございまして、ご答弁いただいているところではあります。その後、なかなか抜本的な対策が取られていない現状があるかと思えます。交通弱者の保護、子供が安心して安全に横断できるために必要最低限の対策、対応が必要であると思えますけども、これまでの検討内容、現在に至っている経緯、そして、今後の対応についてお尋ねをいたします。お願いします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

当横断歩道橋は、昭和43年に、県道光上関線の整備に伴い、築造され、約50年が経過しております。老朽化に伴い、応急として、平成21年度において、横断歩道橋へ防護ネットを設置し、安全に努めているところでございます。平成27年の通告質問でもあったように、横断歩道橋における取り扱いについて、山口県警察と協議を行ったところでございます。教育委員会と協議を進め、横断歩道橋設置箇所である町道隅田水越線の交通量調査を行い、検討を進めてまいりました。

平成30年6月に、横断歩道押しボタン信号の設置の協議が完了し、設置の了承が得られたところでございます。平成31年度において、社会資本交付金事業を活用し、横断歩道橋撤去工事に伴う実施設計、撤去工事を進め、横断歩道押しボタン信号を設置し、安心安全の担保を確保するようにいたしております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 中村武央議員。

○議員（1番 中村 武央君） ご答弁ありがとうございました。撤去予定ということで、お話を頂戴をしたところでございます。特に、小学校前の横断歩道橋でございますので、交通分離をして、子供たちの安全を担保するということ、この部分について、やはり、私にとっては押しボタン信号よりは歩道橋のほうがいいのかということも考えましたけども、時代にそぐわない歩道橋というのが全国的にも有名な話になっておりまして、多々撤去されておるということも認識はしております。押しボタン式の信号機つきということですので、子供たちの安全安心につきましては、学校での指導を通じて、子供たちが安全に横断できる環境が整うのかなというふうに思いますので、ぜひとも、推進をしていただければと思います。

今年度、当該歩道橋付近で、交通事故も発生をしております。早急な対応がなぜできないのかなというところでの質問ではございましたが、社会資本交付金を活用されるということで、新年度予算への組み込みになったんだなということも含みまして、納得ができたところでございます。警察、公安委員会等の協議も非常に大変だったと思いますけども、今後とも安全、安心のためどんどん推進していただければと思います。

引き続きまして、次の質問でよろしいでしょうか。

続きまして、人事行政につきまして質問をさせていただきたいと思います。

本町の職員定数につきましては、条例の定めるところによりまして158人ということですが、平成30年4月1日現在の職員数は117名との報告を受けておるところでございます。これを人数で見れば41名。定数比で見れば26名程度の人員が欠員という状態となっていることかと思えます。

民間委託や事務の統廃合によりまして人員削減を進められてこられた結果が現在の117名の職員数であり、今後も、同様に人員削減に取り組み、平成33年、2021年度の職員数を110名に削減をするという目標を掲げておられることかと思えます。ただ、現実問題としまして、現在の町職員の皆さんの働く環境、働く姿を拝見するに、多くの職員の方々が目の前の業務をこなすことに一生懸命で、新たな施策をゆっくり考えたり、ひらめいたりするような余裕や気軽に先輩や同僚、そして、後輩に仕事のことで相談し合える環境が整っていないように見受けられて仕方がありません。

具体的に申しあげますと、班長のほか1名の課員で班の業務をこなしておられる部署、そして、課長補佐が不在な部署等も存在するかと思います。課制条例等の規定によりますと、課長補佐さんは置くことができる規定であるかと思いますので、いなくても致し方ないのかなというところも考え得るところではございますし、班員という職もなくて、課員という表現での職だというふうに思っております。ルールは全くお飾りでないところではありますが、今後、平生町として、特に大きなプロジェクトを抱えていくことになる可能性が大きくなるかと思えます。これらのこ

とを踏まえて、職員の適正配置、職員の適正定数のあり方について、どのようにお考えかお尋ねをさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 中村議員からご質問をいただいております職員数につきましては、職員定員適正化計画において目標とする職員数を設定しておりますが、本計画につきましては、平成28年3月に策定しました第6次平生町行政改革大綱の一部として位置づけているものでございます。最終的な目標といたしましては、平成33年度当初において110人としております。本町の職員数につきましては、平成20年度には136人でありましたが、退職者の不補充という形で現在117人であります。

総務省から示されている類似団体別職員数の状況によりますと、本町の職員数は類似団体のグループ内では中にある状況でございまして、29年度実績で申しあげますと、普通会計55団体中19位、一般行政部門で55団体中22位という状況になっております。

これまでの職員数の減少に当たっては、保育園の民営化や簡易水道事務の統合などによりまして、業務のスリム化を図りながら進めております。その結果、財政的支出の面では一定の効果が出ておりますが、職員や町民に対しましてはマイナスの影響は及んでいないと認識しております。

今後も業務のスリム化を図りながら、業務量等に見合った職員数の適正な配置によって、職員がその能力を十分に発揮できる環境を整え、町民へのサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。現在、イタリアーノひらおなどの新たな取り組みを進めておりますが、今後さらなる新規事業への取り組みも考えられますので、増加が予想されます再任用制度による職員数も併せまして、本計画での管理を基本としながら、実態に沿った適正な職員数の管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福田 洋明君） 中村武央議員。

○議員（1番 中村 武央君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

基本的には、現在の目標値、平成33年度で110名という目標は現時点ではかえないということで認識してよろしいかという答弁でございました。つきましては、新規任用ではなく再任用制度、こちらの活用というところでお話を頂戴したところかと思っております。現在の職員の年齢構成、そこらあたりも勘案しますと、再任用制度が適切なのか否かという部分も、ぜひとも、検討をいただきたいところでございます。

若手職員さん、少ない数かとは思いますが、現在も頑張っておられることと思っておりますが、私の知人であります他市町職員の方々から、ちょっと面白いというか、お話を伺ったことを一応ご紹介をさせていただきます。とある職員さんのことなんですけども、質問をしたのか、雑談の中でだったのかは詳しくはわかりませんが、何でそんなことも知らんのっていうことを平気で言ったような感じのことをお聞きしております。何が言いたいかと申しますと、いわゆる、若手の職員

さんが育てないのかなど。先ほども申しましたけども、班長以下1名の中での業務をこなしていく中で、なかなかそういった部分の成長というのは難しいのが本音だと思います。ですので、適正配置という名ばかりなことではなく、きちんと若手を育成できる組織づくりを考えていただきたいというふうに思います。

町長さんは、この117名の職員の本人、それから家族を守っていかなければならないお立場だと思います。町職員の疲弊することなく、職員自身が生き生きと仕事できるような環境を、まずは整えていただくことが、これからの平生町を伸ばすための必要なことだというふうに考えます。また、本町も、本町職員の有休消化率等からも休みにくい環境というものが非常に強いというふうにも感じております。人間、疲れる生き物ですので、たまには有休をしっかり使って、職員も休息を取らせてあげていただきたいなと思いますので、有休が取りやすい環境というのも合わせてお考えをいただきまして、私からのお願いという表現で質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 答弁。

○議員（1番 中村 武央君） 結構です。

○議長（福田 洋明君） 次に、河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、4点お尋ねをさせていただきます。

まず、1点目です。質問事項としては、平生町のあるべき幹線道路の整備について。要旨は2点です。1点目は、国道188号柳井平生バイパス早期事業化要望活動について。2点目は、バイパスを含む都市計画道路の未着手路線を見直すべきではないか。この2点についてお尋ねをいたします。

まず、1点目です。1点目の早期事業化要望活動計画についてということなんですけれども、いろいろと全協の場等でもいろいろとご発言をされているのです。これ、先般2月19日の新聞、朝刊です。メディア報道によることです。マスコミ報道での情報しか得ていません。全協の場でも少しお触れはされましたけれども、この要望活動について一体どういうものだったのかっていうことをお尋ねしたいんです。

というのも、マスコミ報道等によると、全部が全部メディアが掲載しているというわけではないんですけれども、結局、今まで平生町としてやってきたこと、つまり、県の東部公共交通体系網の促進協議会。これ、たしか2市2町のメンバーで活動されてたんじゃないかと思うんですけども、そういった方々のお名前が出ていませんので、これ、メディアの報道でございますので、メディアが割愛して、文字、字数等の関係もありますから、どういう理由で、この要望活動について、その新聞には柳井市長、田布施町長、浅本町長です。柳井商工会会長と村岡知事もなんか同行されたということで、自民党の参議院の幹事長。また、国土交通省政務課等、訪問されたということなんですけれども、かつては、現職の国土交通大臣等にも要望されに行ったことがあると



いうことを、私自身もこの議会の中で報告を受けておりますが、そのことを受けて、いろいろとご発言をいただいておりますので、この要望活動について、正確なところを、まず、御報告をいただきたいと思っております。

2点目です。バイパスを含む都市計画道路の未着手路線。これ、見直すべきではないかということで改めて申させていただきます。これ、実は、27年の9月の定例会の一般質問でも申しあげました。結局、この計画策定後、44年を経過しております。いわゆる、この間、いろんな方々、関係者にご負担を強いているというのは、もう共通の認識じゃないかと思うんです。そのことで、ある地権者の方、もう既に亡くなっていらっしゃる。相続もされていらっしゃる。3年前に一般質問した時に、わしは先はないけえ、これ、どうなつとる、わしが50、現職のころに言った話でから、わしは1つも農地をどねいにもできはせんかった。わしは天国にいくが、これだけがどうもできんけん、心残りじゃって言われてました。その時に、前町長が見直しを含めて検討していくって言われていたんですけども、その後の報告がございません。

当初、1番の項でお聞きしたい、要望活動もしていらっしゃると思いますので、これ、全体の、今後のスケジュールも含めて、町長のどういう思いなのか。思いでも結構でございます。また、これ、44年前には、町で、こういう基幹道路を整備しようということで決めたわけですから、当然、その後、社会経済情勢も大きく変化しております。だけど、このまま引っ張っていったんでは、町の発展というの、インフラ整備というのなかなか追いつかない。ほかのこともいっぱいやらないといけん。これをずるずる引っ張っていったんでは、平生の大きな発展は望めないんじゃないか。まして、この都市計画路線には一部建築法が邪魔をしているような建物もございます。このことも全然決着はつかずに放置されたまんまですよ。

都市計画道路ということですから、県が策定するというようなこともあるんでしょうけれども、一応、都市計画道路で、まだ、未着手路線としては、先ほどの国道188号平生バイパスと平生曾根線、それと、中央線、臨港線、天池線、平生横幹線っていうのが一部未着手で、まだ残っていると思います。これを今後どうされていくのか。町長のお考えを、所見をお尋ねを、まず、1点目にいたします。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

先ほども188号柳井平生バイパスの要望活動でございますが、要望名が、国道188号柳井平生バイパスの早期実現についてということで、2月18日、9時30分から14時10分、国会議員会館及び国土交通省本所、要望先が国会議員12名、国土交通省17名、国土交通大臣ほか要望をさせていただきました。

要望者は、山口県東部高速交通体系整備促進協議会で実施ございまして、協議会からは会長

である井原市長、監査の私、田布施の東町長、会員である藤沢議長、山口市市議会の議長、柳井商工会議所会頭の藤麻さん、それから、幹事でございます柳居県会議長、計6名が参加いたしました。県からは村岡知事が参加していただきました。

山口県東部高速体系整備促進協議会は、山口県東部地域の幹線道路網の整備促進にかかる要望活動を行っておりますが、このたびは、柳井平生バイパスの事業化に向けた取り組みをさらに加速するため、当該路線に特化した形で要望活動を実施いたしました。

要望内容といたしましては、柳井平生バイパスとして要望している延長2.2キロメートルの区間には、柳井医療圏随一の2次救急医療機関である災害拠点病院ともされております周東総合病院のほか、柳井地区広域消防本部や県立柳井商工高等学校など、安心安全で快適な市民生活に必要な施設が沿線、沿道に立地しておりますが、当該区域では他に代替路線がないことから、事故等による通行規制の際には大幅な迂回を余儀なくされるなど、経済活動や住民生活に支障が生じております。

柳井地区広域圏では、柳井平生バイパスを含む国道188号線を地域連携軸として位置づけた上で、交通結節点であるJR柳井駅を中心として大型商業施設、飲食店、金融機関や医療機関が多数集積する市街地の拠点性を高めるとともに、柳井市と隣接する周防大島町、上関町、田布施町、平生町が有機的に連携していくことを目指しております。

都市拠点となる柳井市の中心市街地と周辺各地の地域拠点がそれぞれの特性を生かしつつ、果たすべく役割を分担するとともに、交流、連携につながる交通ネットワーク網を形成することで、圏域全体として集約型の都市構造を形成し、人口減少社会にあっても持続可能なまちづくりを進めることとしており、広域的な機能分担と相互補完に基づく地域連携を進めるため、国道188号の果たす役割はより一層高まっており、地域の目指す将来像にとって必要不可欠であるということを申しあげました。政務官の所に行きますと、もう第1回の勉強会を国、県、地元により開催させていただきますと。勉強会でルートや進め方等を含め、しっかりと議論して結論を導いてほしいというご回答をいただきました。

要望の状況でございますが、早速、2月22日金曜日に、第1回勉強会設立、開催をいたしました。勉強会とは、国土交通省、中国地方整備局、山口県土木建築、柳井市、平生町が連携し、国道188号の未整備区間について、周辺の交通状況や地域の将来像を踏まえ、道路整備のあり方について検討を行うということになっております。今後、勉強会を続けまして、結論を導いていこうということになっております。

それから、都市計画道路の未着手路線を見直すべきじゃないかというご質問がございました。

都市計画道路につきましては、昭和49年1月24日に、都市計画決定し、告示を行っており、その後、45年が経過しております。都市計画道路の見直しにつきましては、県道においては状況確認や今後の整備状況について県と協議をしまいましたが、具体的な対応策等については、

現在、進展していない状況でございます。

しかしながら、現在、国道188号柳井平生バイパスの事業化に向けた取り組みを行っている状況でございます。地域間連携軸である国道188号はもとより、他の都市計画道路を含めた全体の都市計画道路網の妥当性についても検証が必要となっております。その検証から得られた結果により見直しを行うことの必要性を含めての検討が求められることとなります。

国道188号柳井平生バイパスにおいては、特に密接な関係にある柳井市と合同で検証を行う必要があるため、事前の調整を行うべく、事務レベルではありますが作業を進めていきたいと考えております。国道188号線については、地域間連携軸である事業化を進めることが優先であると考えますが、妥当性の検証によって、どこで見直しを行うことができるかが明確になった段階で、進捗状況についてお示しできるかと考えております。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

再開を4時25分からいたします。

午後4時10分休憩

.....

午後4時24分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 御報告いただきまして、ありがとうございました。その御報告をいただく中で、町長の意気込みというのも重々伝わってきたんですけども、ただ、前のときも大田国土交通大臣と会って、重点項目として県の方とも、それで、協議会を立ち上げて、同じことなんです。

やはり、これはちょっと気を引き締めて、町長、あそこの路線、特に国道188号線バイパスです、45年。これはなかなかいかないと思うんですが、一致団結して、あれは何とかあれ、本当に平生に入る進入口、1本ですから、通行止めのこともありますし、通行止めといえば、柳井のほうも川も氾濫して、平生側にしても、あそこ、始点は言いませんけれども、多少の豪雨ですぐ水浸しになって、あそこ、なるところがあります。そのことも含めて、ぜひとも強い覚悟でやっていただきますようお願いいたします。

それと、地権者の皆さん方、45年もたっていること、これは非常に重いです。いろいろ調べてみますと、60年の歳月をかけてたしか都市計画道路、東京都のほうでは策定、道路ができたというような例もありますけれども、それにどうも次ぐ長さのようでございますので、これ本当、町長のお力をいただいて、ひとつ、私たちも、私自身も一生懸命応援していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

この件については以上とさせていただきます。

2点目です。2点目が、快適な環境づくり推進条例は生かされているか、この条例は周知され

ているか、住民に寄り添う対応を求めるということで質問をいたします。

これ、何で一般質問をするかという、2点ほど最近体験したことがありますので、そのことを含めてお尋ねをいたします。

実は、私自身の後援活動で佐賀地域を歩きました。そのときに、管理されていない空閑地、空き家が多いことを改めて知った状況です。

ある自治会に行きますと、自治会長さんが所有者に草刈りを含む管理を、空閑地のをお願いしているんですけども、一向に実行されず困っているような状態のご相談を受けました。どうにかできんかいのと訴えを聞きました。

これ、所有者の方が実は居所がわからなくなったそうなんです。その長男さんの居所はわかります。自治会長さんにもお聞きすると、長男へ言うてええもんかどうかが非常に悩んでいらっしやいました。それは相続の関係もあるんでしょう。

所有者さんの生存の確認というのもありますですし、そういったことをいろいろ悩んでいらっしやったんですが、町の条例のことを申しあげて、町へちょっと相談して行ってみようかいのちで言われて、そのまんまになっているんですけども、1点は、そういう状況を私が体験したから改めて質問をさせていただいたわけです。

もう1点のこと、実は、これは私自身のことです。田んぼを、実は今年、雑草を繁茂させていました。休耕田です。実は毎年5月に1回、私、連休を利用して草を刈ります。

その後、7月から8月にかけて、土日で、約1反3畝ぐらいを刈るんですけども、今年は、特に土日は雨が多くて、普段の日にやろうと思って、仕事も早く切り上げて、5時に切り上げて、大体5時20分ぐらいですか、やろうちゅう気はあったんですけど、酷暑で、ばてて、草刈りをするようなところじゃなくて、私自身に甘えて、そのまんまにしちよったんです。

そうすると、大体、例年7月から8月、盆前です。じゃけ、7月末ぐらいにはきれいにはする予定なんですけど、大体1メートルぐらいの草が繁茂しました。

隣は、これ、水稻をつくっていらっしやるんです。その方にご迷惑にならんようにちゅことで、一応2メートルぐらい外周りだけずっと刈ってはいったんですけど、なかなかそういう状況で、私が言いわけをするようですけども、実は草を繁茂させていました。

その所有者さん、隣の水稻をされている所有者さん、実は、雑草を繁茂させていたんで、私に直接お電話でもいただければよかったんですが、なかなか私も、実は町のほうへお電話があったんです。あそこ繁茂さしちよるけ、それが7月の末ぐらいだったかな。それで、私、これじゃいけんと思って、その当時に実はハンマーモアの草刈り機を買って刈ったのが8月の第2土日です。

それで、大方1カ月以上たってから、町の担当者の方から、河内山さんそこ草が繁茂しちよるけ刈ってもらえんかと苦情が来ちよるんじゃないかって、実は、私もそのときは草を刈っていたんです。

これ何でこういうことが起きるのかなと思って、いろいろやってみると、多分、職員さんは電話を受けただけで、確認も何もせずに、ほかの、さっきの職員さんの定数の問題も多少あるでしょう。忙しかったんでしょう、それはいろんなことが。それで、大方9月ぐらいになってご連絡をいただきまして、私もいつとき、あら、私刈ったんじゃないけど、え、うちかなというような感じで、ようわからなかったんです。

多分、私にそういうような対応をされているのなら、ほかの皆さん方にも多分そういう対応をされている可能性が大じゃないかなと思ってお尋ねするんです。

先ほども中村議員さんが、忙し過ぎるからとか、定数の問題でいらっしやいました。これ、もうちょっと対応をしないと、無用のトラブル、ほかの皆さん、トラブル、お互いの近隣でトラブル、1カ月以上も放置しちよったらトラブルを助長するようなことになります。

これはやっぱり考えた対応をしていただかないと困るなと思って、この快適な環境づくり推進条例は生かされているかちゅうことでお尋ねするとともに、職員さんのそういう能力を発揮してもらわんにゃ、これは無用のトラブルを助長するんじゃないかちゅうこと、職員さんとしては、私の顔も知っちゃるし、言いにくかったんかもしれませんけれども、それを超えたところに公務員さんのいわゆる使命、職責ちゅうのがあるわけですから、これはやっぱり毅然としてもらわんにゃ困るなと思うんです。

何度も言いますけれども、そうでないと無用のトラブルを助長するようになります。住民に本当に寄り添う対応を求めるという観点から、この快適な環境づくり推進条例にも環境美化の保持、指導、要請、勧告という項目でそれぞれきちんと定められているんですから、これ今のところどういうふうに生かされているかということで、2点目にお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

空き家等につきましては、快適な環境づくり推進条例の施行後におきましては、本条例規定に基づいて対応を行ってまいりましたが、平成27年の空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行後につきましては、法令規定を優先した対応を行うこととなっております。

空き家等の雑草繁茂につきましては、広報等により、周囲へ迷惑をかけないように適正な管理を行うよう啓発をしております。適正な管理がされていない空き家等、空き地等の苦情につきましては、快適な環境づくり推進条例により、提供を受けた情報をもとに現地での確認を行い、管理状況の程度を判断しております。

現地確認で適正管理の必要があると認められる場合は、該当する土地の所有者、管理者等の調査を行い、町内在住者の場合には極力直接ご本人に会って指導等を、町外在住の場合には文書通知により草刈り等の適正管理についての指導を行うよう努めております。

当該条例では、その後に勧告等の処分規程もございますが、雑草繁茂の状況では、周辺への環境上の実害など、処分該当に当たるかの判断が困難であるため、現状では指導を重ねていくといった対応を継続していくこととしております。

また、苦情相談された方に対しましては、対応状況等を御報告するといった対応が十分なされておりましたが、今後はそうした点も改善しながら、住民の皆さんに寄り添った対応に心がけていきたいと思っております。

住民目線に立っての対応には日ごろから留意しておりますが、職員もいろいろな職務を兼務しながら住民対応を行っておりますので、少しの行き違いで住民の皆さんに不快な思いをさせてしまうこともあろうかと思っております。

特にこうした空き地や空き家等に関する苦情相談は、住民の生活に密着した事項でもございますし、相談事案も年々増加してきておりますので、住民の皆さんのご要望に沿えるよう、現状の課題等も含めて、個別案件に対して迅速かつ丁寧に対応をしていくための体制づくりも検討をしていく必要があると思っておりますので、これからちゃんとやっていくというつもりで指導をしてまいりたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 改善されるということですから、また、そのことを見守って、また、今後のことについてはどうかということで見守りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、3点目です。我が町の自衛官募集に関する事務についてです。4点お尋ねいたします。

事務はどう執行されているのか、課をまたぐ事務手順等の調整・整理はなされているか、過去に問い合わせはあったか、また、その対応について。4点目に、自衛隊協力自治体とはということでお尋ねいたします。

この質問を尋ねる理由です。これもいわゆるメディア報道でにぎやかに報道していましたので、あら、そういえばうちの町、平生はどねえなっちょるんかいので、興味を持ったことから少し調べました。

一番最初に、1点目は、事務はどう執行されているのかということです。

メディアで随分と報道されてきましたので、皆さん、ひょっとしたらおわかりかもしれませんが、平生町においては、この自衛隊員の隊員募集、これ、必要な資料の提出に応じた事務、いわゆる法定受託事務はどのようになされているのかということをお尋ねいたします。

2019年度予算においても、歳入において国庫委託金として、自衛隊事務費委託金1万円です。これが自衛官募集事務として歳入予算計上されています。

歳出は、これは総務費、総務管理費、一般管理費へ計上されているんですが、どういう事務を

果たしてされているのか。いわゆる事務という、この自衛隊の募集については、そのときのメディア報道によると、防衛省は自治体に募集対象者の氏名、生年月日、性別、住所のデータを載せた名簿を紙か電子媒体で提供するということが何かこの法定受託事務の委託ということであるみたいなんですけど。

産経新聞なんですけど、産経新聞は細かいところがあるんですけど、その平成29年度の要請に応じたのは全1,741市区町村のうち36%、残り64%は提供しなかったと。

住民基本台帳を用いて莫大な資料を手書きで写したり、閲覧したりするケースもあるようなんですけれども、当町ではそういったことをされているのか。それとも紙か電子媒体でこれに応じていらっしゃるのかどうなのか、現況をお尋ねをいたします。

そのことをあわせていろいろと、平生町ではどうなのか、課制条例とか規則を読みますと、課をまたぐ事務手順の調整とか整理はなされているのかなということを疑問に思いましたので、お尋ねをいたします。

これは平生町の課制条例及び平生町役場組織規則では、自衛官募集に関する事務の所管は総務課地域安全班とあります。住民基本台帳に関する事務の所管は町民福祉課戸籍班ということですよ。

そうすると、自衛官の募集の所管は総務課なんですけれども、こういう資料を出す場合には、いわゆる住民基本台帳の記載を紙か電子媒体でやるということは総務課でできるのか、町民福祉課のほうとも協力して、やっぱり住民基本台帳の閲覧をいう行為をしないといけないと思うものですから、どういうふうに課をまたぐ、課をまたぐというのは、総務課と町民福祉課をまたぐ事務について、調整、整理されているのかということをお尋ねをいたします。

3点目です。直接自衛官募集に関するこのダイレクトメール等をご家庭のほうへ送られているようなんですけれども、これを受け取った際の問い合わせ、平生町のほうに過去にありましたでしょうか。あったかどうかも含めて、その際の説明はどのようになされていたことがあったか。なければないで結構でございます。そのこともお尋ねをいたします。

それで、これらを調べていっていると、実は自衛隊協力自治体ということを私、知りました。実は、これ前にも一般質問をしたんですけれども、私の住む尾国地区には、夜間、昼間問わず不明航空機の騒音問題が発生しているということを前に一般質問で取り上げさせていただきました。この問題どうしたらええかいのとかと思うので、結局、不明機なものですから、時間もわからない、不定期、結構頻繁に。きょうも朝方少しそういう騒音がしていました。先ほど、少し前の1時間ぐらい前の騒音機はたしか測量かなんかじゃないかと思うんですけれども。

特に私どもの地域には、朝8時半ごろ、防府北基地の自衛隊の訓練機T2というやつですか、あれが2機編隊で大体来るもので、自衛隊のその航空機の音は大体わかります。ただ、夜間とか真っ暗闇の中とか早朝に、かなり低空で音が発生するような飛行機があるよということで、どうかしてもらえないでしょうかという、知恵はないでしょうかということで一般質問したんですけ

れども、この航空機による騒音問題の証拠とか対策について、どうしたものかと調査していますと先ほども申しあげましたけれども、自衛隊協力自治体なるものになれば、この航空騒音測定に関する機材、いわゆる測定器等の設置が可能かもしれないというような情報を得ました。これは情報です、あくまでも。これはある方にお尋ねをいたしました。

そこでお尋ねをするのが、私、先ほどからも何遍も言いますけれども、私どもの尾国地区では騒音が発生していると、そして、この自衛隊協力自治体というのは、今、私がお話したように、ひょっとしてこの事務に関する事ならば、平生町としてもどうなのかなということで改めてお尋ねをするんですけど、この自衛隊協力自治体というのは、隊員募集に必要な資料の提出を出すことで受けられるものなんでしょうか、どうなんでしょうか。

どのような体制をこういう自治体というんでしょうか。把握されていらっしゃるかどうか、一般質問で通告をいたしましたので、少し調べていただいているんじゃないかと思ひまして、以上、このこともお尋ねをいたします。

以上、4点ほどお尋ねをいたします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 自衛官募集事務につきましては、自衛隊法施行令第115条等により定められております。また、地方自治法第2条並びに自衛隊法施行令第162条により、自衛官募集事務を第1号法定受託事務と定め、市町村が行う業務と定められております。

そのため、本町では、住民基本台帳情報の提供や、広報ひらおへの募集記事の掲載、役場庁舎、町施設へのポスターの掲示等を行っております。

募集対象者の住民基本台帳情報の提供につきましては、県内19市町のうち紙媒体での提供を8市町が行っております。本町につきましても依頼に基づき紙媒体での提供を行っております。

なお、この自衛官募集にかかわる住民基本台帳の閲覧や提供等の事務につきましては、住民基本台帳にかかわる事務を所管する町民福祉課が受け付けから提出までの全ての対応を行っております。

今年度を例にしてあげてみますと、昨年3月の下旬に自衛隊山口地方協力本部柳井地域事務所の広報官が、募集対象者情報の提出についての依頼文書を持参されております。その後、4月上旬に正式に住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求についての文書が提出され、請求理由、閲覧する情報の内容、閲覧情報の管理等の請求文書の内容を確認しております。

閲覧日当日には、文書に記載のある閲覧者が来庁をされ、本人確認等を行い、事前依頼文書等に記載のあるものについて紙媒体にて提供を行っております。

なお、住民基本台帳の閲覧等につきましては、住民基本台帳法第11条第1項に規定する請求と捉えているため、閲覧につきましては住民基本台帳法等の法令、住民基本台帳法施行令、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令及び平生町住民基本台帳の



一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領等に基づきまして、対応を行っております。

抽出につきましては、請求文書に記載のある閲覧範囲を既存のシステムから行っております。

ダイレクトメールを受け取った人からの問い合わせについては、本町では現在のところ実績はありませんが、今後問い合わせがあった場合には、自衛隊や山口地方協力本部柳井地域事務所と連携をとりながら、適切に対応をしていきたいと考えております。

自衛隊協力自治体につきましては、ここ最近の新聞等での自治体の住民基本台帳情報の提供等による自衛隊への協力、非協力が取り上げられている中での言葉であろうかと思われませんが、自衛隊協力自治体という制度は確認できませんでした。

今後、自衛官の募集につきましては、県、市町、自衛隊や地方協力本部をはじめとする関係機関が連携を図りながら、適切に対応を行っていききたいと考えております。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） ご丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございます。

ちょっとよくわかんないんですけど、紙媒体で提供というのは、自衛官、請求いただいた自衛隊の方が抽出作業を手書きで行っているということでしょうか。それとも紙媒体、紙で提供されているということなんで、ちょっとその確認だけお願いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それにつきましては、総務課長から答弁させていただきます。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 今の質問にお答えさせていただきます。

紙媒体での提供ということにつきましては、町民福祉課のほうで抽出いたしました情報を紙の媒体に記載したものを提供しているということでございます。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） よくわかりました。抽出は町民福祉課のほうでされているということですね。またいつかお尋ねすると思いますが、了解いたしました。次に行きます。

4番目です。総合計画と未来戦略の策定に向けた取り組みについてということで、3点ほどお尋ねをいたします。

これは、いわゆる第五次平生町総合計画とかというようなことで朝から言われていますが、これは、済みません。こだわらなれないんですけど、まだこういった名前では決まってないですよね。仮称、あくまでも仮称という概念でよろしく願いいたします。

これは、前のときにも前町長とお話をさせていただいたと思うんですけど、少なくとも役場庁舎内で使うのであれば、仮称第五次平生町総合計画等と言っていたのが正確なところじゃないかと思っておりますので、そのことをまず1点目、お尋ねをいたします。

新年度の予算見ました。新年度予算で、総合計画基礎調査、未来戦略策定の事業として、

356万6,000円計上されています。

実はこれ、この問題、予算の質疑のところ、全般にわたる質疑でお尋ねしようと思っていたんですけど、質問の趣旨が多岐にわたるので、一般質問で取り上げさせていただきました。もう1問また質疑のところでもお尋ねしますので、またよろしくお願いたします。このことだけは、こちらのほうでお尋ねさせていただきます。

一番気になるのが、今までの流れでいくと、基本構想の策定、このことをまず言われなきゃいけないんじゃないかな、これは私が思っているだけです。この根拠を言ってください。基本構想の話が出てこない根拠、基本構想の策定はされないのでしょうか。

今までだったら、基本構想があって、基本計画があって、セットでした、たしか。私の勘違いかもしれませんが、今まで自治法に規定されていたが、それがなくなりましたので、基本計画、総合計画という基本構想もなくなったのかもしれませんが、私も勉強不足の点があるのかもしれませんが。ただ、基本構想というのは、いろんな役所の場合、庁舎の建設についても基本構想というのがあります。やはり、これ大きな計画の1丁目1番地ではないかと思います。

総合計画策定に関して、基本構想の策定はなぜされないのか。また、されるのか、いつごろされるのか。スケジュールも含めて基本構想のお話が出てこない理由を教えてくださいと思います。

それと、この総合計画、新計画です。それと、新戦略の策定、これ多分、第五次平生町総合、仮称です。第五次平生町総合計画のことなんでしょうけれども、これ前期基本計画のことなのかどうなのか、また、新戦略とは、多分、平生町未来戦略の第2部の平生町まち・ひと・しごと創生総合戦略の略称のことなのかどうなのかということをお尋ねをいたします。

この2つなんですけれども、今、一緒に今年度調査、また策定を一緒にされていますけれども、これ対象期間がそれぞれ1年ずれていたと記憶しています。実際ずれていたと思います。

第四次の総合計画の後期基本計画の期間は2016年から2020年、平生町まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間は2015年から2019年、1年間ずれがあると思うんですけれども、このたび、予算書の47ページの総務費、地域振興費で委託料で総合計画基礎調査と未来戦略策定ということで、一緒に基礎調査と未来戦略の策定はやるよというようなことではないかと思えますけれども、もしそうされるなら、私、この機会、いい機会だと思うんです。一緒にされたいと思うんです。

結局、1年ずれているがために、いろんな目標が抱き合わせのようでダブっていると思うんです。

これきちんと整理されたほうがいいのかというのは、いつか言ったと思うんですけれども、そういうお考えのもとにこれをやられたことなのか、あくまでもこれは総合戦略は総合戦略でやられるのか、基本計画は基本計画でやられるのか、この際いい機会ですので、一緒にされ

るということも前にも申しあげましたので、そういうことをされるのかどうか、お尋ねをしておきます。

3点目です。アンケート調査について聞きます。

このアンケート調査なんですけれども、ランダム性です。これは対象者はどのように絞っていらっしゃるのか。全対象者というものを想定されているのか、それともある程度抽出したものを想定されているのか。抽出されているようなアンケート調査ならば、非常にランダム性をどう担保するかというのが課題だと思います。点数調査されるのでしょうか、どうなのでしょうかということをお尋ねいたします。

また、住民納得度を求める調査の導入をしてはどうかということで提案させていただきます。今までいわゆるこの総合計画に関する基本アンケート調査は、満足度調査でした。満足度調査の考え方は、一応、今までは民間の企業、人が物を購入するときの満足度、いわゆる地方自治体にはなかなか合うよ、合わないよというような考え方があるやに聞いております。

企業においては、その度合いを定期的に、その度合いというのは、満足というのは、その商品を買ったことに対する満足度ということですから、割と定点で評価できるんですけれども、これを行政サービスに転嫁するということになると、なかなか難しいんじゃないかというようなことを言われていました。

そこで、今度は新たに住民納得度という概念が出てきました。行政サービスについての施策や事業ごとの使った金額とか成果、これを明らかにして、これらの情報をもとに住民の皆さん方に回答を求めるというやり方です。ただ、これも欠点があって、その調査や分析のボリュームが多い、また、自治体にとっても大きな負担、住民の皆さん方にとっても大きな負担がかかるということです。

いろいろといいところもあれば、悪い面もある。表もあれば裏もある、これは何事においてもそうだと思います。このことについてどうなのかというご提案も兼ねて一般質問で通告をいたしましたので、差し向きの所見を、今後の所見をお尋ねを、以上3点お尋ねをいたします。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 本日の会議は、議事の都合により延長いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 次期総合計画につきましては、2019年度から策定準備を進めることになっており、第四次総合計画の検証を行いながら策定に当たっての基本姿勢、計画の構成、計画期間、策定スケジュールなどを定めた次期総合計画の策定方針を作成することになっております。

第四次総合計画では、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造で構成し、基本構想につきましては、平成22年12月議会で御議決をいただいたところでございます。

その後、国の地域主権改革のもと、平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が

公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を得るかどうかは町の独自の判断に委ねられていることになっております。

次期総合計画の構成につきましては、策定方針の中で検討することとしておりますが、まちづくりの長期ビジョンである基本構想は定めておく必要があると考えております。議会の皆様にもこの策定方針をお示しした上で、2019年度中には総合計画策定条例を制定し、基本構想について議会の議決をいただいた上で、まちづくりの施策を着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、新計画は第五次となる平生町総合計画であり、新戦略とは第2次となる平生町未来戦略第2部の平生町のまち・ひと・しごと創生総合戦略を意味します。第1部の平生町人口ビジョンについては、人口推計値等の最新データに基づいて見直しを行います。

国の総合戦略においては、6月に基本方針、12月に策定の見込みであり、本町といたしましても国・県の動向に合わせて進めていくこととなります。国は、各自治体の総合計画等の期間を踏まえ、国と異なる期間を設定することも可能であるとしております。

本町といたしましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略は2019年度をもって計画期間が終了することになり、総合計画との計画期間は1年のずれが生じております。

本町の総合戦略は、暫定的に現計画を延長し、総合計画の重点プロジェクトとして位置づけ、両計画を一体的に策定することが望ましいと考えておりますが、総合計画の策定方針の中で方向性を定めてまいりたいと考えております。

アンケート調査につきましては、町内に在住する18歳以上の男女2,000人を対象に実施する予定にしております。住民基本台帳から年齢階層別人口分布と居住地区の比率を考慮して、各年代、各地区から男女を無作為に抽出することにしており、ランダム性は担保できるものと考えております。

また、18歳以上の町民だけでなく、小中学生などの次世代を担う若い世代からも調査・意見の聞き取りなどを行い、幅広く意見集約を図りたいと考えております。

住民納得度を求める調査につきましては、第四次総合計画では、住民満足度調査を実施し、それぞれの目標の実現に向けて優先的に行うべき取り組み、つまり住民の皆さんが重要視しているにもかかわらず、満足度が低い取り組みを明らかにしてきたところでございます。

ご提案の納得度調査は、財政難の折、満足度調査から得られる情報のみでは、施策の優先順位の判断を行うことは難しいとされ、住民のコスト感覚が計測しづらいため、満足度調査の欠点を克服し、公共サービスに対する費用対効果の住民意識を測定することができる調査として用いられているものでございます。

次期計画の策定に当たっては、従来までの総花的な総合計画を見直し、費用対効果を考慮した施策の取捨選択を実施していく上で、効果のある調査方法であると考えています。

また、一方で、本調査は、調査や分析について自治体にも住民にも大きな負担がかかってまいりますし、後期計画で示した満足度の目標値が達成できているのかも調査する必要があり、設問が多岐にわたることになり、回答率への影響が懸念されております。

ご提案いただいた調査方法につきましては、このようなことも踏まえ、効果的なアンケート調査結果が得られるよう検討したいと思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） ご丁寧に関心についてご答弁いただきました。ありがとうございました。

総合計画と総合戦略、これは一体化ということで、私の思いも通じているようでございますので、ぜひ、これ一体化していただくような方向でお願いをいたします。

それと、アンケート調査についてのことなんですけど、ランダム性は無作為性、これがやっぱりきちんと確保されないのも回収率の低さに影響を与えていると思うんです。ぜひ、これは回収率が50%でもちょっとどうかという気がするんです。

やっぱり、18歳以上男女2,000人、男女比とか居住地とかありますから、無作為性を言えば、正社員か非正規かというような問題も当然出てきますし、どういう、家族構成によっても違ってきますし、これやっぱり非常に、多分、委託として出されるわけですから、そういうコンサルか何かに出されるんでしょう。お知恵をかりながら進められるとは思いますが、やはり、今までのことを経験に、これで果たしていいのか、回収率、特に。を含めてですけど、これは命題だろうと思うんです。今からの自治体のアンケートをとったはええけれども、なかなか回収率がない、そのことを思って今後計画にやるというのはひとつの大きな課題だろう、命題だろうと思います。慎重にも慎重にして、ぜひ。

これは、やっぱり今、国会でも統計のお話が出ていますが、統計の話に少し似通ったところがありますので、やっぱりプロに、統計士さんとかもいらっしゃいますし、コンサルさんに多分いらっしゃるとは思うんですけど、そのランダム性というのが非常に大きな回収率に影響を与えるということもあると思いますので、ご検討をいただきますように、改めて申しあげておきます。

それと、次世代の子供たちに、これは非常にいいことだと思います。そういうご発言、ありがとうございます。これやっぱり、次の世代をつくるものに、子供たちにアンケートをして調査をしてもらうというのは、子供たちのそのやりがい、生きがい、また、平生町に根づくということもありますので、ぜひこの方も確実に実行していただければと思います。

質問のほうは、以上で終わります。（「答弁はどうか」と呼ぶ者あり）

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。要りませんか。

○議員（10番 河内山宏充君） 要りません。

○議長（福田 洋明君） これをもって、一般質問を終了いたします。

○議長（福田 洋明君） これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号平成30年度平生町一般会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 補正予算の22ページ、農林水産業費、農業費の畜産業費、畜産クラスター事業、これは私、初めて今度の議案で聞く言葉なんですけど、これについて、どういう事業で、どういうことを目指しておるのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 詳しく説明させていただきたいと思いますので、産業課長が答弁させていただきます。

○議長（福田 洋明君） 田坂産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（田坂 孝友君） 今ご質問いただきました畜産クラスター事業でございます。補正予算書のほうでは、歳入のほうページ12ページ、それから、歳出のほう22ページとなっております。

まず、事業の正式名称でございます。畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業という長い名称でございますけれども、こちらは平成30年度第2次補正予算の事業でございます。

事業の内容につきましては、畜産クラスター計画を策定いたしました地域に対し、地域の収益性向上等に必要な機械導入や施設整備、施設整備と一体的な家畜導入等の支援を行うというものでございます。

本町におきましては、昨年4月に事業閉鎖いたしました山陽牧場ひらおの畜舎につきまして、岩国市に本社を置きます有限会社岩国ファームが土地を含めて施設を取得されました。

従前と同規模の畜産業を行っていきとなりましたけれども、当該施設が平成初期に建設されておることから、非常に老朽化の激しい状況になっております。そうした箇所につきましては、修繕の必要が生じておることから、今回の国の30年2次補正事業であります畜産クラスター事業に着手するために、山口東肉用牛クラスター協議会を設置いたしまして、クラスター計画の策定及び、当該事業に着手していくというものでございます。国の30年度補正予算事業であるということから、31年度への繰越事業として実施していくものとしております。

なお、全体事業費の2分の1が国庫費、2分の1が事業主体の事業となります。

したがいまして、本町からの単独分の予算というのは、一般財源は入っておりませんので、一応補足しておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 協議会をつくると言われましたけど、その協議会というのはどういった団体なんですか。それが、どこでどういう人が集まってつくって、それは補助金を受ける受け皿団体ですから、個人というわけにはいかないからかもしれませんけど、これ、ますますわからなくなりますよ、いろいろ組織を説明されるけど。

○議長（福田 洋明君） 産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（田坂 孝友君） この山口東肉用牛クラスター協議会と申しますのは、先般立ち上げたばかりの協議会になります。国の補正予算が通ってからの話ではございましたけれども、構成団体がJA南すおう、今のJA南すおう、それからJA山口東、それから有限会社の岩国ファームさん、それからJA北九州くみあいの飼料株式会社、販売促進部門といたしまして、こちらは岩国ファームさんの母体でもありますけれども、有限会社村田商店さん、それから株式会社ミヨー食品、行政関連といたしまして、柳井農林水産事務所の畜産部の方と、それから平生町並びに岩国市、そしてNOSA I 山口のほうが構成団体となって協議会を制定いたしております。

こちらのクラスター協議会の中で、先ほど申しあげましたクラスター計画を策定するという運びになります。クラスター計画につきましては、知事認可の計画でございまして、今、素案のほうをつくっている最中でございます、といった状況でございます。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） とすると、旧山陽牧場のところに新しい畜産事業をやるための協議会をつくって、そこに補助金受け取り団体ができて事業を始めるというぐあいに理解しているんですか。

○議長（福田 洋明君） 田坂産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（田坂 孝友君） 今の御理解でよろしいと思います。協議会に事業補助金が流れますけれども、事業主体はこの中の岩国ファームさんが、今回の場合でしたら、対象事業者ということになるかと思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） ちょっと、私も畜産クラスター事業の、この22ページに関連して質問をさせていただきたいんですが。

私、ちょっと、たまたまこの岩国ファームの方と話をする機会がありまして、あそこボーリングしても水が急にとまるというふうな、ちょっと困ったことを聞いたんです。

この畜産クラスター事業というものが、説明だと畜産者、堆肥舎整備というふうに聞いたんですけど、そういう水関係、ボーリングしてそういう設備を整備するのにも使えるのかどうか。生き物なんで、水は生命線だと思うので、そこら辺どうか。もし、山陽牧場さんが引き上げずずっと心配していたところに、岩国ファームさんがせっかく入ってもらったのに、水が出ないから事業撤退なんてことになられたらちょっと困るんですけど。畜産クラスター事業はそういうのに対応できるかどうか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（福田 洋明君） 田坂産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（田坂 孝友君） ただいまの質問につきましては、クラスター事業につきましては、ボーリング事業については該当しないというふうに確認いたしております。

ただ、岩国ファームさんのほうにはその旨の質問もしておりまして、現在の段階では、特に水に不足しているというような情報はこちらには届いておりませんので、一応御報告いたします。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号平成30年度平生町下水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、2019年度予算の質疑を行います。



まず、議案第6号2019年度平生町一般会計予算について質疑を行います。質疑はありますか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 45ページ、総務管理費、財産管理費委託料、新庁舎整備基本計画設計業務、地質調査、それぞれの予算についての説明は要りません、中身はわかりますよ。しかし、これで予算を、例えば私が賛成をして可決すると、これ、了解をいただいたということになるんですよ。これじゃ、困るんですよ、この予算は。なぜかという、庁舎の問題は、前の特別委員会のときも言いましたが、基本構想自身もまだ議会としては承認しておりません。

それと、私はちょっと、今、執行部のほうのいろんなこの庁舎の問題に対する不信感を大変持っているんですよ。なぜかという、去年の6月の定例会で、私は、基本構想の問題についていろいろな角度から質問をいたしまして、このままいったら大変なことになるという話をしました。

その後、そのすぐ直後に、そのとき、山田町長がもう今期でやめるという話をされたこともありまして、この問題についての協議をしたいという話がありましたから、話しに行きました。

その結果として、6月27日にされた特別委員会での山田町長の認識です。「本庁舎整備は喫緊の課題であることは共通認識としてあると思うし、財政支援については、将来の財政負担を考えれば、少しでも国の支援制度を活用できればと考えている。これは、これでやっていかないといけないと思うが、残された任期を考えると、本格的な着工に向けての取り組みができるよう、次の町長にスムーズにバトンタッチできるように環境整備をやっていくことは務めだと考えている。基本構想、基本計画をたたき台にして、工法や工期、コストの問題などいろいろなことを協議検討するよう職員に指示している。検討状況を次の特別委員会に報告させていただくことになると思っています」

この発言で、この委員会を終わらして、このときに、一応基本構想、基本計画はさて置いて、白紙に戻ったと、私どもの議会のほうは理解をしておるんですよ。

ところが、さきの特別委員会では、測量費のみは認めてくれという議論で、執行部のほうから申し入れが始まったんですが、もう基本計画どおりにどんどんやるんだという話は平気でされるんですよ。こういう態度に随分と不信感を持って、担当の職員か、それは執行部の意向か知りませんが、こういったことを全く無視して、あたかも基本構想、基本計画どおりに進んでいるように言われましたんでね。

私は、この点申しておきますよ。この今の基本計画の構想、基本計画のとおりになると、あの建物では大変窮屈で、もう、いわゆる職務に支障が生じます。面積が狭い。それと、それでも総工費が約9億円ですよ。

これについてもですが。当初5億円から始まって、5億円、6億円、8億円ちょっとから、とうとう約8億9,000万円ですから、事務用品も入れて。それで、そういう金額になって、将来に禍根を残すというような話もいたしました。それで、あの山田町長の発言にもなったと思う

んですけどね。これは、町の、いわゆる2027年ごろから返済が始まるんですが、約4,300万円ですよ、あなた方の試算で。そのうち600万円が国からの交付税措置で出るから、3,700万円ぐらいが一般会計の起債が、償還が、公債費が増えてくるんですよ。

でも、その基本構想の金額であって、あのままいったら、とてもじゃないが実施計画のときには膨らんでくるんですよ、絶対に。ですから、10億円、11億円となっていくんじゃないかという話をしました。そうすると、4,000万円、5,000万円という起債償還額ができてくると。

そのときは、2027年ごろの人口というのも当時話していました。今、年間約220人減っています。それは、出生と死亡の差が130人ちょっとぐらい。それから、転入転出の差が80人ぐらいですよ。それで220人ぐらいが減ってきておるんですよ。これ、10年続いたら2,000人減るんですよ。だから、償還が始まるころには9,000人台の初めか8,000人台にいくんじゃないかという危惧も持っているんですよ。

特に、町の将来の人口統計を見てもみると、あのスピードより早いスピードで人口が減っております、あの予想より。そうすると、財政規模も小さくなります。交付税措置も減ってきます。それだけの償還額に耐えられるのかどうかと、こういう問題も申しあげました。そういったことを考えれば、簡単にこの計画に乗るわけにはいかないというのが私の考えです。

それで、先ほど、みんなに町長の話がありましたように、工期や工法、コストの問題などという表現になっておると、私は思うんですよ。これで進めるという話にはならないと、私は思っております。もし進めたら、今のままだとしても、あの計画のままだったら大変狭い事務所になっている。ユニバーサルデザインなんてほど遠い話です。そうすると、広がればまた財政負担が増えていくと、こういう状況です。だから、工法、その他、抜本的に考え直さない限り難しいと、私は思うんですよ。

2027年ごろに償還が始まる。そのころは、先ほどオリーブの話もありましたけど、私どもおるかどうかわからんのですよね、償還が始まったころに。町長さん、3期目ぐらいになるんじゃないかと思うんですが。

誰が責任をとるかという問題にもなるんですよ。そうすると、新たな財源を4,000万円、5,000万円という起債償還額が生じたときに、財源不足が生じて、持ってくるのは町民のいろんなことをカットするか、職員の給料をカットするか、新たな財源をつくるというのは、よっぽどの財源計画がない限り難しいと思うんです。このところ、議員の皆様も当然考えておられると思うんですけどね。大変な、やっぱり計画だと思っておりますか、そのところは認識を十分に持っていただきたいと思います。

それで、最後に言いますが、という計画ですから、この2つの項目については、いずれ町議会が解散して、また新たな新庁舎整備の特別委員会が設置されると思いますが、その了解を得る

ことを条件に執行すると、こういう担保だけはちゃんとつけておきたいと思うんですが、この点についての答弁をいただきたいと思います。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

午後5時25分休憩

.....

午後5時25分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ご答弁いたしますけども、予算につきましては、今年もそうであるように、一応、庁舎の経費も何個か出しておりましたが、ちゃんと特別委員会のほうにしてよろしいかという了解を得たものだけを執行しております。したがって、来年度予算につきましても、特別委員会で了解を得たものしか執行しません、ということは言っておきます。

それから、これからのことですが、確かに、金額は今の想定より増える可能性がありますので、つくり方につきましてもちょっと考えて、もう少し安くできることがないか、プレハブでもいいじゃないかというような気持ちで、ちょっともう一度検討してまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

暫時休憩いたします。

午後5時28分休憩

.....

午後5時29分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

続きまして、議案第7号2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号2019年度平生町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号2019年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号2019年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号2019年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号平生町地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例から、議案第25号平生町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例まで一括で質疑を行います。質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 議案第22号、ちょうど所管の委員会でございませぬので、付託された場合、議論できませんので、ちょっとお話をしておきたいと思ひます。

この空き家対策です。空き家対策が、議会でも随分いろいろ闊達な一般質問出初めて3年ぐらひになりますかね。協議会をつくる、何とかそれで1年ずつやってくるんですよ。本当に空き家対策を真剣にやる気があるのかどうかという疑いさえ持つんですね。

やっと条例ができた。しかし、まだ先が、これ、あるんですよ。審議会をつくらんといけんのですよ、審議会の条例を。そうせんと、まだ進まんのですよ。このスピード感に、緊急の課題、大変な重要な課題なのに、このスピード感に若干あきれているんですけどね。このことについてのお考え、ちょっと聞いておきたいと思ひます。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） スピーディに行っていきたいというふうに考えておりまして、空き家対策につきましては、本当に待ったなしの、今、状況になっているというのは私も認識をしております。スピーディに行うことを担当課のほうには言っておきますので、これからスピード感を持ってやっていきます。

以上です。産業課長にも答弁を。

○議長（福田 洋明君） 田坂産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（田坂 孝友君） 本条例の件につきましてでございます。

まずもって、空き家対策につきましては、確かに、ご指摘のとおり、非常に難航しているのが現状でございます。その理由といたしましての一番大きな問題点といたしましては、やはり所有者等の特定ができない、しにくい、困難であるということが非常に難しい問題となっております。

平成26年に制定されました空家等対策推進特別措置法に基づきまして、平成29年度に策定いたしました平生町空家等対策計画、こちらによりまして、町が進める空き家等の対策に関する事項をこの条例で定めるものでございます。

主な内容は、所有者等の適正管理の原則及び周囲への悪影響を及ぼす空き家等の中で、特に特定空き家等の判定に至っていない状況下においても、著しく緊急性の高い事案における措置を規定していくものでございます。

なお、本条例中に本町の特定空き家等の措置に関する事項等、こちらは反省も含めてでございますけれども、協議をする場といたしまして、平生町空家等対策審議会を設置することとしております。

現行、空家等対策協議会につきまして、本年度から、町の附属機関に位置づけまして、先般も行ったところでございますけれども、こちらの、そのままこの審議会の機関に移していくという予定といたしております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） いいですか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） この条例の中で、協議会は削除することになっちゃうんですね。そうすると、新しい審議会の条例をつくらないけんのですよ。（「こちらの条例から……」と呼ぶ者あり）

ちょっと待ってくださいよ。だから、条例をつくって審議会を置くとなっているんですかね、この議案では。この議案が可決されたら、そのもとに審議会をつくる条例をつくらんといけんのでしょう。それで初めてこの審議会が機能するんでしょう。

そして、この表の中に加えていかんといけんのですよ、町の附属機関に。この手続がありますから。それは、町長、先ほどスピーディにやると言われたから、とにかくもう空き家、空き家っでずっと言いながら、こういう組織をつくるだけで3年かかっているんですよ。急いでやってほしい。この条例、いつ出されるんですか。

○議長（福田 洋明君） 田坂産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（田坂 孝友君） 本審議会につきましては、先ほど申しあげましたとおり、既に附属機関条例におきまして、平生町空家等対策協議会という名称の協議会を設置しております。設置につきましては、要綱設置ということで設置をいたしております。

今回の本条例において、この審議会を設置するというにおきましては、この協議会を名称

変更するという意味のものでございます。したがいまして、附則でこの現行の協議会を附属機関から廃止し、本条例に基づいての審議会設置ということになるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 協議会は、この条例で廃止されるんですよ。そうすると、ここに入れんといけんですよ、新しい名前の審議会を。この手続きを聞いているんです。

○議長（福田 洋明君） 産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（田坂 孝友君） 町の附属機関条例につきましては、法令及び他条例で定めるもの以外のものを附属機関として定めるというように認識しておりますので、今回附属機関条例にあがっているものは、こちらの空家等条例で制定いたしましたので、附属機関条例のほうから廃止するものでございます。

○議長（福田 洋明君） ほかに。松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） ちょっとすいません。私も同じところで、この第22号、ちょっと質問させてもらいたいですけど。

緊急措置のところですよ。第8条の4番に、第1項の、町長は緊急措置を講じたとき、それに要した費用、当該緊急措置に係る空家等の所有者等に請求するものとするところがあるんですが、これ、請求しても、その請求した方が払えませんかと言った場合はどうなるのか。また、あと、国の動きというの、もし、どういうふうになっているのか、この空き家を壊して、それを持ち主が支払い能力がないというふうになったら国が何か制度として設けてくれるような話を、私のちょっと記憶違いだったら申しわけないんで、あるような、なかったような話があったような感じがするんで、もし、あったら教えていただきたいんですが。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 産業課長に答弁させます。

○議長（福田 洋明君） 田坂産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（田坂 孝友君） ただいまの本条例のほうにつきましてでございます。

条例につきましてのほうでございますが、こちらは緊急対策ということで、法令に基づかない、いわゆる特定空き家に判定していないものということでございますので、町の公債権となりますが、税の滞納とは異なり、裁判所による回収手続きで執行することになります。

なお、特措法、空家法のほうにつきましてでございます。こちらにつきましては、特定空家の認定をされた後に、最終勧告を受けたものにつきまして、改善がされない場合には、当然のことながら、行政代執行という手続に入っております。

その行政代執行で行った経費につきましては、所有者等から徴収するということとなりますので

で、こちらも同様な扱いとなります。

なお、それで徴収が不能となった場合の取り扱いでございますけれども、現時点においては、そちらの国からの財政支援はないと伺っております。こちらについては、全国の各自治体が困っているという状況でございますので、国に対してもそれぞれ要望を行っているというのが現状だと思っております。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第26号ひらお特産品センターに係る指定管理者の指定についてから、議案第29号平生町老人福祉センターに係る指定管理者の指定についてまで、一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を終了いたしましたので、3月11日の本会議は休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） ご異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。したがって、本日の議事日程に、日程第35、予算特別委員会の設置、日程第36、委員会付託を追加いたします。

---

### 日程第35. 予算特別委員会の設置

○議長（福田 洋明君） 日程第35、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第6号から議案第12号を審査するため、議長を除く11名の議員を委員とする特別委員会を設置したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第12号を審査するため、予算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において、平岡正一議員、河内山宏充議員、細田留美子議員、湊上正博議員、岩本ひろ子議員、河藤泰明議員、中川裕之議員、村中仁司議員、松本武士議員、中本敦子議員、中村武央議員を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま11名の予算特別委員会の委員に選任されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後5時43分休憩

.....  
午後5時48分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ただいま予算特別委員会を開催し、委員長に松本武士議員、副委員長に村中仁司議員を互選したとの申し出がありましたので御報告いたします。

---

### 日程第36. 委員会付託

○議長（福田 洋明君） 日程第36。

お諮りいたします。議案第1号から議案第29号は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決しました。

---

○議長（福田 洋明君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、3月19日午前10時から行います。

○議会議務局長（河島 建君） ご起立ください。一同、礼。

午後5時49分散会

---



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 岩 本 ひろ子

署名議員 中 村 武 央



---

2019年 第1回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成31年3月19日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

平成31年3月19日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成30年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成30年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 2019年度平生町一般会計予算
- 日程第8 議案第7号 2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第9 議案第8号 2019年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第9号 2019年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第11 議案第10号 2019年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第12 議案第11号 2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 2019年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 平生町地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第19号 平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第20号 平生町勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例
- 日程第22 議案第21号 平生町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第22号 平生町空家等対策の推進に関する条例
- 日程第24 議案第23号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第24号 平生町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第25号 平生町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例

- 日程第27 議案第26号 ひらお特産品センターに係る指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第27号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同  
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第29 議案第28号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第30 議案第29号 平生町老人福祉センター等に係る指定管理者の指定について
- 日程第31 同意第1号 平生町教育長の任命について
- 日程第32 同意第2号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第33 委員会の閉会中の所管事務等の調査

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成30年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成30年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 2019年度平生町一般会計予算
- 日程第8 議案第7号 2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第9 議案第8号 2019年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第9号 2019年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第11 議案第10号 2019年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第12 議案第11号 2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 2019年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 平生町地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第19号 平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第20号 平生町勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例
- 日程第22 議案第21号 平生町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第23 議案第22号 平生町空家等対策の推進に関する条例  
 日程第24 議案第23号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例  
 日程第25 議案第24号 平生町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例  
 日程第26 議案第25号 平生町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例  
 日程第27 議案第26号 ひらお特産品センターに係る指定管理者の指定について  
 日程第28 議案第27号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同  
 処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について  
 日程第29 議案第28号 山口県市町総合事務組合の財産処分について  
 日程第30 議案第29号 平生町老人福祉センター等に係る指定管理者の指定について  
 日程第31 同意第1号 平生町教育長の任命について  
 日程第32 同意第2号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
 日程第33 委員会の閉会中の所管事務等の調査

---

出席議員（12名）

1番 中村 武央君	2番 中本 敦子さん
3番 松本 武士君	5番 村中 仁司君
6番 中川 裕之君	7番 河藤 泰明君
8番 渕上 正博君	9番 細田留美子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君	書記 天艸裕太郎君
----------	-----------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君	副町長 …………… 吉賀 康宏君
教育長 …………… 新田 保弘君	会計管理者 …………… 中本 靖則君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………	羽山 敦紀君
地域振興課長 …………… 藤田 衛君	税務課長 …………… 岡村 茂樹君

健康保険課長	……………	田代 信忠君
産業課長兼農業委員会事務局長	……………	田坂 孝友君
建設課長	……………	高岡 浩行君
教育次長兼学校教育課長	……………	角田 光弘君
社会教育課長	…………… 兼末 仁君	総務課財務班長 …… 久保 秀幸君

---

午前10時00分開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において中本敦子議員、松本武士議員を指名いたします。

---

**日程第2. 議案第1号**

**日程第3. 議案第2号**

**日程第4. 議案第3号**

**日程第5. 議案第4号**

**日程第6. 議案第5号**

**日程第7. 議案第6号**

**日程第8. 議案第7号**

**日程第9. 議案第8号**

**日程第10. 議案第9号**

**日程第11. 議案第10号**

**日程第12. 議案第11号**

**日程第13. 議案第12号**

**日程第14. 議案第13号**

**日程第15. 議案第14号**

**日程第16. 議案第15号**

**日程第17. 議案第16号**

**日程第18. 議案第17号**

**日程第19. 議案第18号**

日程第20. 議案第19号

日程第21. 議案第20号

日程第22. 議案第21号

日程第23. 議案第22号

日程第24. 議案第23号

日程第25. 議案第24号

日程第26. 議案第25号

日程第27. 議案第26号

日程第28. 議案第27号

日程第29. 議案第28号

日程第30. 議案第29号

○議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成30年度平生町一般会計補正予算から日程第30、議案第29号平生町老人福祉センター等に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

3月8日の本会議において、各常任委員会に付託いたしました本件についての審査の経過及び結果報告を求めます。なお、議案第6号から第12号までを付託した予算特別委員会の報告は省略したいと思います。

それでは、松本武士総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（松本 武士君） それでは報告させていただきます。

総務厚生常任委員会は3月14日に委員会を開催し、本会議から付託された案件の審査を行いました。採決の結果はお手元の資料にありますように、全て可決すべきとなりました。

討論及び主だった質疑を申しあげます。

議案第1号平成30年度平生町一般会計補正予算において、財政基金への積立について今回増額補正することにより規定されている2分の1相当額に達成するののかとの質問に対し、決算時には不足していたが今回の補正で達成するとの回答がありました。

議案第4号平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算の審査で、高齢者が増加する中で給付費が減額される要因を質問したところ、当初の見込みが過大であったためとの回答がありました。

議案第18号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、予算特別委員会で議案第7号に反対したように、国からの財政支援や多額の基金がありながら引上げ前の金額に戻っていないこと、及び、応益割の縮小が足りないとの理由により反対討論がありました。

議案第29号平生町老人福祉センター等に係る指定管理者の指定の審査で、移転後の施設の利用を質問したところ、今後定期的に行っている社協との協議会で検討するとの回答がありました。

以上、報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） 続きまして、村中仁司産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（村中 仁司君） それでは御報告申しあげます。

産業文教常任委員会は3月15日に委員会を開催し、本会議から付託された案件の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、全て可決すべきとなりました。

主だった質疑として、議案第1号平成30年度一般会計補正予算の審査において、土木総務費の財源となる国や県の支出金が全て減額となっている理由を質問したところ、住民からの申し込みが少なかったなど、実績が上がらなかったことによるものとの説明がありました。

また、がけ地近接危険住宅移転事業について、災害を未然に防ぐ意味からも広報以外の周知方法を考えるべきではないかとの意見に対しては、6月の強化月間に合わせて周知に力を入れるとの回答がありました。

教育費では各項目の電気代が増額されている理由を質問したところ、今回空調機を設置したことによるものとの回答がありました。

いずれの議案も反対、賛成の討論はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして討論に入ります。まず、本案に対する反対討論はありませんか。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時08分休憩

.....

午前10時09分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、議案第6号2019年度平生町一般会計予算に対して反対の立場から討論を申しあげます。

まず、代替案を示さぬ私こそが言いつばなしとの批判を覚悟の上で、また、自分自身の経験を一般化しすぎていないか自分自身で繰り返し自問自答した上で、そして、当初予算は町民生活に大きな影響を与える、このことを承知の上で判断する基準、判断する基準に対する2019年度予算での事実を示し、反対する理由、根拠を3点を申しあげます。

判断する基準を申しあげます。判断する基準を2019年度当初予算の概要から示させていただきます。当初予算の概要では、1. 基本的な考え方、1. 予算編成方針の項の今から申しあげる2点のことから判断する基準といたします。



まず判断する基準1について申し上げます。「第六次行政改革大綱に基づき、行財政運営のさらなる効率化、最適化を図り、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供できる体制を整備していきます」とうたわれていますので、このことが2019年度平生町一般会計予算にどう反映されているかを私自身の判断基準といたします。

判断する基準2について申し上げます。「第四次平生著総合計画後期基本計画」の基本構想に掲げる町の将来像、【「人とまち「きずな」でつなぐ元気な平生」】の実現に向けた取組みを進め、全ての世代が安心して安全に暮らすことができるまちを目指して、施策を展開していきます」とうたわれていますので、このことが2019年度平生町一般会計予算にどう反映されているかを判断する基準といたします。

次に、判断する基準に対する2019年度予算での事実を申し上げます。まず、判断する基準1に対する予算での事実です。2019年度平生町一般会計予算に基づく当初職員実数は117人です。その内訳は教育長お一人と一般職が113人、そして、フルタイム勤務形態の再任用職員が3人との説明がありました。

次に判断する基準2に対する2019年度予算での事実です。2019年度平生町一般会計予算の概要で、平成30年度と比較すると5つの事業の基本施策、事業が異なる基本政策、基本目標へ組み入れられています。基本政策、基本目標への位置づけが2019年度に変更されているのは5つの事業。1つはこども医療費助成事業、2つ目は児童手当支給事業、3つ目は有害獣防除柵等設置事業、4つ目は鳥獣被害対策実施隊、5つ目が鳥獣被害防止対策事業です。

反対する理由、根拠3点を申し上げます。

理由の1、2019年度当初職員実数を挙げます。2016年3月に策定した第六次平生町行政改革大綱、平生町職員定員適正化計画では31年度当初職員実数を115人と定めています。2019年度平生町一般会計予算の当初職員数は、職員定員適正化計画において平成31年度当初として計画されている数に対して2人オーバーの職員実数です。これでは、第六次行政改革大綱に基づき、行財政運営のさらなる効率化、最適化を図り、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供できる体制を整備しているとは言えないのではないのでしょうか。

理由の2です。後期基本計画における施策の展開を挙げます。平成23年に法律が改正され、策定が市町村の判断に任されることになったとはいえ、第四次平生町総合計画後期基本計画は議会の議決を得た基本構想に基づく計画です。計画は5つのまちづくりの基本目標ごとに施策の柱となる基本政策を示し、基本政策を展開していく基本施策の方向とその実現に向けた基本施策、及び主な実施施策を示したものです。2019年度平生町一般会計予算は、基本政策の実現にむけた実施事業の位置づけを変更し、基本政策を展開していく基本施策の方向とその実現に向けた基本施策及び基本目標の継続性が担保されていません。

具体的に申し上げます。平成30年度には、こども医療費助成事業、児童手当支給事業は基本

目標3、健やかで安心して暮らせるまち、福祉・医療・健康・保健の分野で、基本政策7. 安心して暮らせるまちづくりとされていました。2019年度予算では、基本目標1. みんなの笑顔が輝くまち、育児・教育・文化・生きがい、基本政策1. 安心して出産や子育てができるまちづくりへと変更されています。

次に、平成30年度には、有害獣防除柵等設置事業、鳥獣被害対策実施隊、鳥獣被害防止対策は基本目標4. 活気に満ちた明るいまち、産業、分野として、基本政策9. 活力ある産業を育むまちづくりとされていました。2019年度予算では、基本目標2. 快適で住みよいまち、防災・安全・環境・都市基盤の分野へ、基本政策6として暮らしやすいまちづくりに変更されています。これでは基本政策を展開していく基本施策の方向とその実現に向けた基本施策及び基本目標の継続性が担保されていません。

第四次平生著総合計画後期基本計画の基本構想に掲げる町の将来像、「人とまち「きずな」でつなぐ元気な平生」の実現に向けた取組みを進め、全ての世代が安心して安全に暮らすことができるまちを目指して、施策を展開しているとは言えないのではないのでしょうか。

理由の3を申しあげます。推測する影響について申しあげます。推測する影響として、基本政策の実現に向けた実施事業の位置づけを変更したことにより、総合計画の基礎調査とする2019年度に実施予定のアンケート調査、集計に偏り、歪みの出現する可能性を推測、指摘をします。理由として、計画期間中に位置づけが変更された5つの事業は対象者、事業費のボリュームが大きく、アンケート調査集計時に偏り、歪みが表れる可能性があるからです。

以上、2019年度平生町一般会計予算に反対する理由として、判断する基準、判断する基準に対する2019年度予算での事実を示し、反対する理由、根拠3点を申しあげました。

○議長（福田 洋明君） 次に、賛成討論はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 2019年度会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

まず最初に申し上げておきたいことは、本当の今の気持ちは反対したい気持ちなんです。なぜかというと、先週、私の家に回覧が回ってまいりました。その中には、いわゆる紙おむつの支給事業、福祉タクシーの支給事業、これの変更されたものが回っております。予算をまだ審議していない段階からあたかも決まったように回覧を作って各戸に配布する、このありようは何ですか。回覧の日付けは3月8日です。それ以前に作られて、3月8日は今回の当初予算を提案された日です。これから審議しようかというときに、もうすでに回覧が回ると。このこと一つとってみて、どれだけ議会の審議に対して真摯な姿勢でおられるのか、重大な疑問があります。本会議でも若干申しましたが、支援を打ち切られた方からの苦情や回覧で議員が行政の変更内容を知るといふ、それも予算の審議をする前に。こういったことがどうして許されるのですか。残念ながらこういう議論をする場を失ってしまいましたから、ここで抗議をしておきます。中身は、先ほ

ど申しましたように紙おむつの支給事業、これについては支援を削減される人からの苦情で知りましたし、その時点でもう受付業務を始めておられました。タクシー券の統合については、私も二つの課にまたがる事業の統合については賛成の考えでおりましたし、紙おむつについても例月の出納検査をする際にどんどんどんどん増えてくる実態を見まして、この制度の限界も気がついておりました。しかし、どうして議会と真摯に議論してやらないのですか。担当課に聞いてみると、4月から事業を開始しないといけないので間に合わないからやったと。それじゃあ、議会を通らなくても間に合わなければ何でもできるんですか。まだ気持ちがおさまらないんです、私は。

それでも予算の総合性に関して、賛成の立場は表明をしておきます。予算の中身につきましても、予算審議の中で指摘しましたように多くの問題点もありますが、総合性から賛成をしております。しかし、今回は若干今までと様子が違う感触を持っております。長い間、前向きの姿勢が感じられませんでした、今回若干前向きの姿勢も感じました。これについては評価をしておきたいと思います。

それともう一つ、ここで報告しておきたいと思うこともあるのですが、今回多くの幹部職員が退職をされます。ちょうどこの方々が幹部の道を歩まれる間というのは、合併の協議から離れて単独町政の道を進みました。また、三位一体改革で地方財政が大変な打撃を受けるという事態も、試練がありました。こういったことも乗り切って、みなさん方の知恵で平生町の、苦しみながらも今日をつくってきたと思いますが、一つの変化がございます。私が監査委員に就任した際には、毎年、今回の議決も9億円の一時借入金の議決が含まれておりますが、3月の終わりには資金繰りが苦しくて一時借入金で4億円では足りない、特別会計の借入金まで充てて、3月31日を繰越すという状況がございましたが、今年、10年経ちましたが、初めて一時借入金をしなくて年度が越せるという状況になってまいりました。これはやっぱりいろいろな、長い間苦しい財政事情で先食い先食いやってきた予算運用が正常に戻ってきたということだと思います。皆さま方の、多くの幹部職員の努力が大きいと思いますので、敬意を表しながらも今年度の予算の変化について私の意見を表明しておきたいと思います。皆さま方の努力の結果だと思っております。

それから、反対討論で河内山議員からありましたが、私はこの件についても若干私の意見を述べておきたいのですが、総合計画についてです。19年度からまた次の努力をすると言われますが、長い計画を作ると最後には整合性がなくなってきて状況に合わせて方針を変えざるをえなくなると、これが実態で、河内山議員の指摘がそのとおりだと思います。確実に自分たちの知恵と力で有効な総合計画を作っていくことが求められていると思います。この点も注文をしておきたいと思います。

それともう一つ、行政改革についてです。私は、行政改革は人を減らせばいいというものではないとも思っております。効率的な行政を進めていく、住民福祉の向上を進めていくためには必要な人材も当然必要になってまいります。ですから、政策と人事配置を計画的にちゃんと作戦を

立てて、住民の理解を得て、人事政策を進めていくことは大切だと思います。

その理由のまず一つとして、障害者の雇用は、平生町は法律違反です。また、これから先、職員の生活のことも考えていかなければいけません。60歳で定年退職というのは今では大変厳しい選択です。職員の再任用の問題など総合的に人事政策を作っていく。また、女性幹部の登用の問題もございましたが、女性についても計画的な養成をしていくと、そういったことを考えれば定員もちゃんと厳しく管理しながらも適正な人事政策を作ってやっていくことが行政改革だとも思っていますから、この点も申し上げておきまして、河内山議員の言われる計画のなさが結局はこういうことになって反対の討論を生むことになっておりますから、これから先そういう討論が出ないような施策を求めてまいりたいと思います。

最後に再度申しておきますが、議決のない、済んでいない施策が堂々と住民に宣伝されると、これほど議会を無視した態度はございません。厳重に抗議して討論を終わります。

○議長（福田 洋明君） 次に反対討論はありますか。 洲上正博議員。

○議員（8番 洲上 正博君） それでは、反対討論をさせていただきます。私は議案第7号 2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算に反対をいたします。

この件は、一般質問でも申しあげましたが、平成26年度的大幅引上げに対し、この5年間で引上げ前の平成25年度の保険税にも達しておりません。30年度には全国で3,400億円もの国からの財政支援もありながら、また、今年度の基金残高2億2,800万円もありながら、引き揚げ前の25年度の額にも達しておりません。

もう1点、応能割、応益割の問題です。今回の予算を見ますと応能割49.99%、応益割50.01%となっております。町内の国保加入者の多くは現役を退いた年金生活者、自営業、非正規労働者などです。加入者の多くは所得の低い人となっております。自治体の本来の役割は住民福祉の向上です。国全体では60対40となっているわけですから、応益割を縮小していかなければなりません。もう1点、これに係る議案第18号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例にも反対をいたします。これが、議案第7号、議案第18号の反対理由です。

議員の皆様方におかれましては慎重にお考えの上、御同意くださいますようによろしく願いをいたしまして、反対討論といたします。

○議長（福田 洋明君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、議案第1号平成30年度平生町一般会計補正予算を採決いたします。議案第1号に対す

る委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成30年度平生町下水道事業特別会計補正予算から議案第5号平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算までを一括して採決いたします。議案第2号から議案第5号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号から議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号2019年度平生町一般会計予算を採決いたします。議案第6号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。議案第8号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号2019年度平生町下水道事業特別会計予算から議案第12号2019年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算までを一括して採決いたします。議案第8号から議案第12号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって議案第8号から第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平生町地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例から議案第17号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例までを一括して採決いたしま

す。議案第13号から議案第17号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって議案第13号から議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。議案第18号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例から議案第25号平生町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例までを一括して採決いたします。議案第19号から議案第25号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって議案第19号から議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号ひらお特産品センターに係る指定管理者の指定についてから議案第29号平生町老人福祉センター等に係る指定管理者の指定についてまでを一括して採決いたします。議案第26号から議案第29号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって議案第26号から議案第29号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第31. 同意第1号

○議長（福田 洋明君） 日程第31、同意第1号平生町教育長の任命についてを議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さま、おはようございます。

去る3月8日にご提案申しあげました数多くの議案につきまして、本会議並びに特別委員会及び常任委員会で慎重にご審議賜りましたことを、まずもって厚くお礼申し上げます。

そしてたゞいまは、予算12件、条例13件、事件4件の議案につきまして御議決を賜りまし

て、誠にありがとうございました。

新年度予算におきましては、「いきいき住みよい安心で安全なまちづくり」をテーマとして、厳しい財政状況ではございますが、英知を結集して取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましても、よろしくご指導賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げますのは人事案件2件でございます。

それでは、同意第1号平生町教育長の任命についてをご説明申し上げます。

今回、3月31日で任期が到来いたしますのは新田保弘教育長でございます。

新田教育長におかれましては、平成28年4月から1期3年にわたり、教育長として平生町の教育行政に教育者としての豊富な経験と幅広い知識を生かされ、教育、文化の振興に多大なご貢献をいただいたところでございます。特に学校のICT化には県内でも先進的に取り組まれ、小中学校に電子黒板、モニターテレビ、タブレット端末等を設置し、ICTを活用したわかる授業の実践や児童・生徒の情報活用能力の育成等に努められました。また、学校施設長寿命化計画を策定し、老朽化の進んだ学校施設の改修を計画的に進められるとともに、幼稚園、小学校及び中学校への空調機器の設置にも取り組まれ、子供達の快適な学習環境づくりにも力を発揮されたところでございます。引き続き教育行政にお力添えをいただきたいところでございますが、御本人から後進に道を譲りたいとの強い申し出がございましたので、この任期に際し、御勇退となったわけでございます。

後任者につきましては、全町的に、また、学識面、経験面などの要件を踏まえ、多くの方を候補に挙げながら、あらゆる角度から総合的に判断いたしました結果、宇佐木にお住まいの清時崇文氏を教育長に任命したいと存じます。

清時氏は、昭和34年3月17日生まれの60歳でございまして、昭和57年3月に立命館大学理工学部を卒業後、その年の4月に大阪府堺市立東百舌中学校教諭として教員生活をスタートされて、昭和61年からは山口県で教鞭をとられ、現在は柳井市立柳井中学校校長として御活躍されております。その間、山口県教育長で審議監や義務教育課長などの要職も歴任され、教育職のみならず、教育行政の経験も豊富でありまして、非常に温厚かつ真面目な方であり、信望も厚く何事にも真摯に取り組む誠実な人柄であることから、教育長として適任であると判断するものであります。清時氏の主な経歴につきましては議案に添付しておりますので、ご参考に供していただきたいと思っております。

以上、ご説明申し上げましたとおり、清時氏は教育長としての識見を十分に備えられておられ、適任者として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、町議会の同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、同意第1号平生町教育長の任命についての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えを申し

あげたいと存じますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって本案については、討論を省略することに決しました。これより採決に入ります。本案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって同意第1号は、本案に対し同意することに決しました。

---

### 日程第32. 同意第2号

○議長（福田 洋明君） 日程第32、同意第2号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは平生町教育長の任命につきまして御同意を賜りましてありがとうございます。

続きまして、同意第2号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についてをご説明申し上げます。

平生町固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登載された事項に関する不服申し立てを、普通地方公共団体の長から独立した中立的、専門的な立場として審査決定するという重要な任務がございます。本町の場合、小郡の下衾義彦さん、曾根の小島康司さん、そして平生村の加村千里さんの3名の方を選任させていただいておりますが、そのうち加村千里さんの任期が3月22日で満了となります。加村さんは、平成28年から現在まで1期3年間お勤めをいただいておりますが、責任感も強く、健康面も支障なく、引き続いてのご活躍を賜りたいと存じますので、再度、選任いたしたいと存じます。

加村さんの略歴は別紙として添付いたしておりますが、東山口信用金庫に41年間勤務され、光支店の支店長等を歴任されながら、退職された後は平成3年から本町のスポーツ少年団指導者として御活躍いただいております。税務関係にも精通をされた方でありまして、さらに愛町精神にも富んでおられることから、適任者であると判断をいたし、地方税法第423条



第3項の規定によりまして、町議会のご同意をお願いするものであります。

以上で、同意第2号についての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えを申しあげたいと存じますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申しあげます。

○議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって本案については、討論を省略することに決しました。これより採決に入ります。本案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって同意第2号は、本案に対し同意することに決しました。

---

### 日程第33. 委員会の閉会中の所管事務等の調査

○議長（福田 洋明君） 日程第33、委員会の閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがいまして、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

○議長（福田 洋明君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、2019年第1回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時49分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 中 本 敦 子

署名議員 松 本 武 士